

平成28年第1回定例会

企画産業常任委員会
会 議 録

自 平成28年3月10日(木)
至 平成28年3月11日(金)

場所：大曲庁舎 互助会館第1会議室

平成 2 8 年 3 月 1 0 日 (木曜日)

(第 1 日)

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 平成28年3月10日（木曜日） 午前9時58分 ～ 午後5時33分

会 場 大仙市役所 3階 互助会館第1会議室

出席議員（7人）

2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛	5番 後藤健
12番 橋村誠	14番 金谷道男	19番 渡邊秀俊
23番 武田隆		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企画部長	小松英昭	企画部部長待遇兼総合政策課長	相馬幸則
総合政策課参事	進藤博秀	総合政策課参事	富樫真司
総合政策課主幹	佐々木英樹	総合政策課主幹	伊藤ひろみ
総合政策課主席主査	木村慎吾	まちづくり課長	高橋正人
まちづくり課主幹	田口美和子	まちづくり課主席主査	高橋靖弘
情報システム課長	加賀勸悦	情報システム課主幹	久米啓之
情報システム課主席主査	小松巧	男女共同参画・交流推進課長	佐々木繁隆
男女共同参画・交流推進課主幹	高橋直美	男女共同参画・交流推進課主席主査	山田太郎
重点政策推進室主査	小笠原潤		

議会事務局職員出席者

主 査 佐藤和人

審査案件

- 1 議案第 74号 だいせんまちづくり基本条例の制定について
- 2 議案第 77号 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について

- 3 議案第 78号 第2次大仙市総合計画基本構想の策定について
 - 4 議案第 79号 大仙市定住自立圏形成方針の策定について
 - 5 議案第 80号 大仙市過疎地域自立促進計画の策定について
 - 6 議案第 90号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）
 - 7 議案第102号 平成28年度大仙市一般会計予算
-

午前9時58分 開 会

○委員長（後藤 健） おはようございます。

予定の時間よりちょっと早いですが、皆さんお揃いですので、始めたいと思います。

本日はご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年は雪は少なかったので、雪解けもこのように順調といいますか、早いわけでもありますけれども、その分やっぱり冬期間の雪不足で春先の水不足がちょっと心配されるなというふうに思っているところでございます。いずれにしても季節の変わり目ということで皆様体調崩されないように気を付けていただければなと思います。

それでは、只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

今次定例会の委員会審査の日程につきましては、お手元に配付の日程表にしたがって審査してまいります。1日目は企画部、2日目は農林商工部・農業委員会事務局所管の議案審査を行いたいと思います。

予算案は課ごとに説明・質疑を行い、討論・表決につきましては、2日目の農業委員会事務局の審査終了後に一括で行うことといたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤 健） それでは、日程表に従いまして、順次審査してまいります。

はじめに、小松企画部長からごあいさつをお願いいたします。小松部長。

○企画部長（小松英昭） みなさん、おはようございます。

本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、委員長のご挨拶にもありましたけれども、今冬は雪が少なくて比較的穏やかな新年、あるいは年度末を迎えたということでございます。雪が少ないということは、

雪解けが早いということは、委員長のご挨拶でありましたけれども、水不足が心配されるということでしょうし、また、道路が見えてきますので、穴ボコ等が目立つということになってございます。今年が、除雪費が比較的少なくて済んだということもありまして、道路補修の方に少しお金を回せないかなということ、当局の方も4月の臨時会をお願いして、その辺の手だてをしたいということで準備に入っているということで、当局側の方では準備に入ったというふうに伺ってございます。

いずれにいたしましても、市民生活上、大切な部分でありますので、手当を怠りなくしたいなというふうに感じてございます。

また、当部関係の平成27年度の事務事業につきましては、おかげさまをもちまして、ほぼ順調に推移してございます。年度末を迎え、事業のやり残しでありますとか、支払い等の遅延がないかとかですか、そういったものがチェックに入っている状況でございます。出納整理期間に入ってくる時期を迎えておりますので、遺漏の無いようにしたいと考えております。引き続き委員の皆様には、ご指導ご鞭撻をお願いしたいというふうに思っております。

本日は3月10日ということで、明日で2011年3月11日の大震災から5年を迎えるということになりました。一つの節目ではないかなというふうに思っておりますけれども、昨今、復旧は進んだといいながら、心の部分も含めての復興というものは中々進まないということで、いわゆる一般の国民と被災地の皆様との絆が薄れているのではないかなというようなご指摘も忘れては向きもございませんけれども、我々東北の自治体といたしましては、やはり引き続き被災地と寄り添う姿、方向性、こういったものを見失うことなく、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。個人的にも被災地の人達に対してなにかできないかなというふうなことで日々考えているところでございます。

本日、皆様にご審議をいただきます案件でありますけれども、条例案1件、それから単行案4件、それから平成27年度の補正予算、一般会計ですけれども、補正予算1件、それから平成28年度の予算1件の合計7件となっております。このあと担当課長の方から縷々ご説明をさせていただきますけれども、慎重なるご審議をいただき、是非議決のご同意を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ簡単ではありますけれども冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いたします。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

○委員長（後藤 健） それでは、議案審査に入ります。

はじめに、議案第74号「だいせんまちづくり基本条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） それでは、資料No.1、議案書の87ページから93ページをお願いします。

はじめに、議案第74号「だいせんまちづくり基本条例」の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、新市誕生から10年という節目を迎え、市民と行政との協働による市民が主役のまちづくりを推進するため、本市の自治基本条例として、「だいせんまちづくり基本条例」を制定するものであります。

なお、本条例案の概要等につきましては、昨年8月7日の当委員会所管事務調査、9月17日の議員説明会、10月26日の所管事務調査、及び去る2月15日の協議会等においてご説明申し上げており、説明が重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

88ページをお願いいたします。

はじめに、条例の文体についてであります。本条例については、「市民参画と協働のまちづくり」を進めるため、市民や議会、市が共有しなければならないルールを定めたものであり、普段、法令になじみのない市民の皆さんから広くご理解いただくことが重要であることから、わかりやすく親しみやすい表現にすることに努め、条文を「です・ます調」で表現しております。

また、本条例の構成であります。前文及び8章28条で構成をしております。

はじめに、前文についてであります。本条例を制定する由来、趣旨等について掲げております。

本市は、誕生から10年の節目を迎え、少子高齢化や人口減少による社会の様々な課題が顕在化する中で、これからのまちづくりには、これまで以上に市民の知恵と力が必要になるという認識のもと、これまでの「市民と行政との協働」の成果を土台に、市民が主役のまちづくりをより一層進めるために定めるものであります。

なお、平成22年3月22日に制定された「大仙市民憲章」は、本市の歴史や自然を

踏まえた、まちづくりの理想と決意を込めた前文と具体的な行動目標となる5つの本文から成り立っており、本条例は、市民憲章で表現されたまちづくりの理念を実行に移すための「市民、議会、行政が共有する約束ごと」ということができるかと思えます。

それでは、条文ごとにご説明申し上げます。

はじめに、第1章は「総則」であります。

第1条は、本条例の「目的」であります。

第2条は、「定義」についてであり、本条例で使用する重要な用語について、意味が正確に伝わり、読む人により解釈の違いが生じないように定義をしております。

第3条は、「基本原則」についてであり、本条例の目的を達成するため、まちづくりを進めていく上での各主体（市民、議会及び行政）が、共有すべき基本原則を定めております。

次に、第2章は「まちづくりの主体」についてであります。

第4条は、「市民の権利」についてであり、市民参画と協働のまちづくりを推進し、市民主体のまちづくりを目指していくための市民の権利について定めております。

第5条は、「市民の責務」についてであり、まちづくりを行う上での市民の権利に伴う責務を定めております。

第6条は、「議会の責務」についてであり、議会がまちづくりの重要な主体として果たすべき責務を定めております。

第7条は、「議員の責務」についてであり、まちづくりを行う上での市民の代表者である議員の責務について定めております。

第8条は、「市長の責務」についてであり、市の最高意思決定者としての市長の責務について定めております。なお、2月15日の協議会で金谷議員より「市民の側に立つて」の文言についてご意見をいただいておりますが、策定委員会の意見も尊重しながら検討した結果、「市民の目線に立つて」と修正させていただきました。

第9条は、「市職員の責務」についてであり、市政運営に係る実務を遂行する市職員の責務について定めております。

次に、第3章は「市民参画の推進」についてであります。

第10条は、市政への市民参画を推進し、開かれた市政を実現するため、市民参画を基本とした市政運営を行っていくことについて定めております。

次に、第4章は「協働の推進」についてであります。

第11条は、市民、議会及び市がまちづくりを協働で推進していくことを規定しております。

次に、第5章は「情報共有」についてであります。

第12条は、「情報の共有」についてであり、市民参画と協働のまちづくりのための情報共有のあり方について定めております。

第13条は、「情報の公開」についてであり、第3条の「基本原則」で規定したまちづくりに関する情報の共有と、第4条の「市民の権利」で規定した「市政運営に関する情報を知る権利」を保証するために規定するものであります。

第14条は、「個人情報の保護」についてであり、市民の個人情報に関する権利及び利益を保護するため、市の機関が保有する個人情報について、必要な措置を講ずることを規定しております。なお、本条例では、基本的な事項を定めておりますが、具体的な運用については「大仙市情報公開条例」に基づき行うこととなります。

次に、第6章は「市政運営」についてであります。

第15条は、「計画的な市政運営」についてであり、市は市政運営の最上位計画である「総合計画」に基づいて、市民の「参画」と「協働」による計画的な市政運営に努めることを規定しております。

平成23年の地方自治法（第2条第4項）の改正により、基本構想の策定義務は撤廃されましたが、効果的な市政運営を行うためには、総合計画及び実施計画は必要不可欠なものであることから、本条例においてあらためてその策定を行うことを規定しております。

第16条は、「健全な財政運営」についてであり、自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るための基本的な事柄について規定をしております。

第17条は、「行財政改革」についてであり、財政の健全化に関するこれまでの取組をより一層推進するとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、徹底した行財政改革に取り組むことを規定しております。

第18条は、「危機管理」についてであり、災害等不測の事態の発生に備えた市と市民の役割、及び雪国特有の課題である克雪に関する取組について規定しております。

第19条は、「説明責任及び公表」についてであり、市の政策に関する情報の公表と説明責任について規定しております。

第20条は、「審議会等」についてであり、審議会等の委員の選任及び会議や会議録の公開について規定しております。

第21条は、「行政評価」について定めております。

第22条は、「男女共同参画」についてであり、「参画」と「協働」のまちづくりの基盤として、「男女共同参画社会」の実現が特に重要であるという考えから規定しております。

第23条は、「国・県・他の自治体との連携」についてであり、まちづくりを進めていくにあたっての市と国・県・他の自治体等との関係について規定しております。

第24条は、「市民交流」についてであり、市内地域同士の交流や他市町村との交流を通じて、まちづくりの取組をより一層充実させるとともに、交流人口の拡大によるまちの活性化に努めることを規定しております。

第25条は、「国際交流」についてであり、積極的に国際交流に取り組むことを規定しております。

次に、第7章は「住民投票」についてであります。

第26条は、住民自治の視点から、市政運営にかかわる重要な事項について、住民の意思を確認することを目的とする住民投票制度について規定しております。

なお、住民投票は、地方自治法の規定に基づいて条例を制定し実施されるものであり、市独自の制度ではありませんが、本市の自治を進めるうえで、市民と関係が深く重要な事項であることから、本条例にあらためて規定をしております。

最後に、第8章は「条例の位置づけと見直し」についてであります。

第27条は、「条例の位置づけ」についてであり、本条例が市政運営の基本原則であることを認識し、他の条例や規則の制定等にあたっては、この条例を最大限尊重することを規定しております。

第28条は、「条例の見直し」についてであり、本条例の形骸化を防ぎ実効性を確保するため、各条文について検証することを規定しております。また、本条例の検討や見直しを行う場合は、広く市民の意見を反映させることを規定しております。

なお、本条例の施行日は、半年間の周知期間を設けることとし、平成28年10月1日としております。

以上、議案第74号「だいせんまちづくり基本条例」の制定につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上、お願いします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 2つ質問いたします。

一つは、今の説明の中で、第8条の説明の中で、市長は最高意思決定者という説明をされましたけども、市長が市の最高意思決定者であるということは、条文の中にも規定はないし、私は多分違うんだと思うんですが、その解釈、考え方を1点お聞きします。

それからもう1点、住民投票の条項ありますが、別の条例に定めるところによりという規定ですので、別の条例をこの後、定める準備に、この条例が施行されるか、あるいは施行前でもいいんですけれども、その作業に入る意思があるかないかということ、この後、あまり時間差がなくそれを制定する意思があるのかないのかその2点お願いします。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 第8条の市長の責務のところですけども、条文の中には市の最高意思決定者という条文は入ってないですけども、市長の責務ということで最終的には最高の意思決定者としての市長という意味での、そういうふうにまず私説明したんですけども。

それともう1点が、最後の26条の住民投票のところですけども、そういうことがもし万一発生した場合には事案ごとに条例を定めて、議会で議決を得た後、もしやるとすればそういうふうにやっていくということで、それぞれに必要な場合に依じて条例を制定した上で実施していくという考え方です。

○委員長（金谷道男） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 私、なんでその最高意思決定者という言い方にこだわるかというのは、自治体は、最初から言われているように意思決定する役目があって、2元代表になってることなんです。それが大前提なんだな。一つじゃない。それが自治体のそもそもの構成のあり方としてそういう有り方なので、そこをやっぱり条例説明する時にこれ誤解される。市役所の中の、役所としての意思決定者ではあっても、市の意思決定者と間違われるので、しかもこの条例の中では、市と言えばこうゆう組織だよということやってることなので、多分何の気なしに説明したんだと思うども、やっぱり普段の意識からそうしないと、いわば変な言い方だども、片方の代表である我々がなんか、意思決定者でないような捉え方をされるので、特にこのまちづくり条例の説明してあるぐ時

には、その点は十二分に注意して欲しいと思います。根本的な問題なので。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 金谷議員のおっしゃる通りで、私の説明不足がありました。

このあと市民に対して、広報なりパンフレット等で周知する時には、ここの部分はきちんと注意をして誤解の招かないように対応したいと思いますので、どうかよろしく願います。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 些細なことかと思ったかもしれませんが、私は非常に、普段から気になってることなので、まずそれ一つ。

それから、住民投票のことなんだけども、せっかくまちづくり条例でこうやって別に定めるって規定した以上は、やっぱりそういう検討に、私はいって担保すべきだと思います。『検討します。』と言って、10年、20年同じ字がずっと棚にしておくのと同じことなので、しかもこれ基本的な話なので、本当にこの住民投票条例というものを、やっぱり作ることによってこの条文が担保されることだべがら、不完全な条例になってしまうので、まちづくり条例自体が不完全なものになってしまうので、私は速やかに制定に向けての検討に入った方が良くと思います。この条例について、もしかすれば必ずしも執行側の作業ということにならないかもしれない。これは議会でもひとつ議論していく余地があるところだと思います。議会が別に住民投票条例の制定に動いてもいい話なので、そのことによってこの条例が担保されるんでないかと思うので。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） この件につきましては、策定委員会で、いろいろこう何回も議論して揉めたところでありまして、常設型と個別型という2つの考え方がありまして、いろんな議論の中でその事案ごとに対応していくと、いろいろ条件が違ってくると思いますので、そういったことでそれぞれの事案ごとに、もしやるのであれば条例を定めて実施していくという考え方で策定員会としてはそういうふうにとまとめて、それを受けて我々もまずそういう考え方で対応しているということでもあります。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） そうすれば、要は必要に応じては作ることだけれども、必要が無いときは作らなくてもいいべというのが今の市の考え方だというふうに理解していいのかな。

- 総合政策課長（相馬幸則） このまちづくり条例の中に、住民投票という部分をセットしておいて、なんかあった時に、もしそういうことがあるとすれば条例の中にもうたってありますので、その時にはそれぞれの案件ごとに個別条例を定めて、その上で実施していくということです。
- 委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、金谷委員。
- 14番（金谷道男） そういう考え方だとすれば、またこれ別の議論になるので、それはまた、今一応この条例の中で私はそこまでやらないと完全な条例にならないのではないかなと、個別であろうが、それであろうが、そこまで明記しなければ俺は不完全なものになるのかな、まちづくり条例というのは住民のために作るということで、要するに我々議会も含めて市も含めて、ある意味ではタガをはめないと、暴走しないようにということで作るのがそもそもだと思うので、こういう条例やってる条文が入ってるものだから、その部分はどこかできっちり担保しないと、ちょっと不完全な条例になっちゃうのかなという思いがあったので言いましたが、条例自体にどうのこうのということではありませんのでこれで終わります。
- 委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、武田委員。
- 23番（武田 隆） 半年間かけて周知ということだったんですけども、まず市民周知は当然必要なことだし、要するにこのまちづくりの基本条例というのは、庁舎内の職員一人ひとりがこの認識に立って仕事をしなければ、要は絵に描いた餅になるというふうに思いますので、まずは当然市民周知も必要なんだけど、これは庁舎の職員一人ひとりがこの姿勢を下に我々仕事していくんだよという認識を持たせてもらわなければ、持ってもらわなければ、必ず市民と職員との乖離というのが出てくると思うんで、まずそこをひとつ施行前に徹底していただきたいなというふうに思います。
- 委員長（後藤 健） はい、相馬課長。
- 総合政策課長（相馬幸則） 今、武田議員に言われました件につきましては、当然の話でありまして、実はこの条例を作る前に1回、市職員に対して説明会と申しますか、自治基本条例というのはこういうもので、こういうものをこれから作っていきますよという説明会をやっています。そのあと、この前策定委員会の方から素案がある程度出てきた段階で、10月1日広報の特集号から順次毎月1回ずつシリーズで周知してきています。3月16日号も出ますけれども、10月までずっとやっていきますし、当然その間にいろいろな市民に対していろんな機会で行っていきますし、この前の、先般の地域協

議会委員の研修会でもやりました。当然、職員に対しては、職員ポータル等を活用しまして、当たり前の話しですけれども、それはちゃんとやっていくということにしています。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第77号「大仙市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 次に、同じく議案書104ページ及び105ページをお願いいたします。

議案第77号「大仙市過疎地域自立促進計画の変更」につきまして、ご説明申し上げます。

過疎計画の変更につきましては、交付税措置の有利な「過疎対策事業債」いわゆる「過疎債」でありますけれども、起債充当率原則100%、交付税算入率70%というこの起債を活用するために、その前提となります手続きとして、現行の計画に登載のない部分について、今回、計画の変更を行うものであります。

計画の変更につきましては、従来計画に具体的な事業内容が入っていない部分に、新たに事業を加える場合は「重度変更」と呼ばれまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する第6条第1項に基づき、計画変更に関する単行議決を必要とするものであります。

今回の変更は、これに当たるものが2件あることから、議案として上程させていただ

いたものでありますが、このほか、「議会の議決を要しない変更」、いわゆる「軽微変更」もありますので、両方あわせてご説明をさせていただきたく、議案書とは別にA4版2枚ものの資料を用意させていただきましたので、この資料に基づいてご説明させていただきます。

なお、計画の根拠となっております「過疎地域自立促進特別措置法」いわゆる「過疎法」については、このあとの議案第80号において説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、資料1ページをお願いします。

(1) 計画変更の内容であります。

①が議案として上程しております、過疎計画上、「第7章 教育の振興」に区分される計画の(4) 過疎地域自立促進特別事業、いわゆる「過疎ソフト事業」として、小・中学生に対する市内スキー場リフト利用共通シーズン券の配布にかかる『小・中学生ウインタースポーツ推進事業』を追加し、(5) その他の『小・中学校ウインタースポーツ推進事業【ソフト】』を削除しようとするものであります。

なお、小・中学生ウインタースポーツ推進事業費については、昨年の9月議会で1千283万4千円の予算補正の議決をいただいておりますが、財源については、このうち1千270万円を過疎債に求めようとするものであります。

また、②については議会の議決を要しない変更ということで、過疎計画上、「第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に区分される計画の(1) 高齢者福祉施設の老人ホームに『特別養護老人ホームテンドーヒルズ施設等整備補助事業』の追加が1件、及び「第9章 集落の整備」に区分される計画の(2) 過疎地域自立促進特別事業のうち、『自治会育成支援事業』において、文言の変更の計2件であります。

次に、(2) であります。今回の計画変更につきましては、県との協議を2月2日までに済ませておりますが、重度変更にかかる分については議会からの可決をいただいた後の今月下旬に、県知事あての正式な報告を予定しております。

2ページは、(3) 予算との関係についてであります。今回の計画変更にかかる事業について記載をしております。また、資料の別表といたしまして、計画の新旧対照表を3ページから4ページに添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第77号「大仙市過疎地域自立促進計画の変更」につきましてご説明申し

上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） この計画変更に直接の話してないんですが、今現在の過疎債の発行残というか、どのくらい発行して残っているのか。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 平成27年度、過疎債の発行予定額ということですが、約11億5,920万。そのうちハード部分が7億8,370万円。それから、ソフト事業分が3億7,250万円ということで、財政課の方から聞いております。

○14番（金谷道男） 今の過疎債の残高分かるか。後でもいんし。未償還額というか。

○委員長（後藤 健） じゃ、後ほど。

ほかに質疑のある方は。はい、渡邊委員。

○19番（渡邊秀俊） 3ページのウインタースポーツ事業のところに、『学力・心力・体力』ってあるっしべ。学力と体力は分かるども、心力ってなんのことだ。

心力ってという言葉は作ったのだが、それとも今まであるもんだが。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 過疎計画の中にこういう言葉があります。

精神力という意味になります。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第78号「第2次大仙市総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） つづきまして、議案書の方が106ページとなります。それから、併せて、「資料1-1」をお願いします。

議案第78号「第2次大仙市総合計画基本構想」の策定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現行の「大仙市総合計画基本構想」の計画期間が終了することに伴い、向こう10年の展望のもと、魅力あるまちづくりを推進するため、「第2次大仙市総合計画基本構想」を策定することについて、大仙市議会基本条例第10条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、本計画案の概要等につきましては、これまで所管事務調査や常任委員会終了後の説明会のほか、12月16日及び去る2月8日の議員説明会において小松部長がご説明申し上げており、説明が重複する部分もありますが、よろしくお願いたします。

それでは、資料1-1の「第2次大仙市総合計画基本構想」の表紙をめくっていただき、目次をお願いいたします。

基本構想の構成については、「第1編 総論」、「第2編 各論」、及び「第3編 地域編」で構成をしております。

始めに、「第1編 総論」であります。

2ページ、3ページをお願いします。

ここは、計画策定の趣旨と位置づけ、計画の構成と期間であります。現行の総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層構造ですが、第2次総合計画では基本構想と実施計画の2層構造とするものであり、実施計画については、地方版総合戦略の計画期間と終期を合わせ、前期4年（H28～31）、後期6年（H32～37）として、見直しを図りながら事務事業を進めることとしております。

4ページは、「本計画と地方版総合戦略との関係性」についてであり、今月策定する大仙市まち・ひと・しごと総合戦略については、本計画に包含され、本計画の中から人口減少克服、地方創生実現のために効果が高く、集中的に実施する施策・事業をまとめたものと位置づけております。

5ページをお願いいたします。

ここから13ページまでは、第1次総合計画の検証であります。

10年前に設定した「人口減少、少子化への対応」など8項目の主要課題について、

これまでの10年間どう取り組んできたのか、平成26年度に実施した市民アンケートの結果をもとに検証し、そして、これからの10年間、どう取り組んでいくのか等について、課題ごとに整理し記載をしております。

次に、14ページをお願いいたします。

ここからは、「本計画の推進にあたって」となります。

はじめに、10年後の将来人口についてであります。

本市の人口は合併時には93,352人でしたが、昨年10月1日に行われた国勢調査では、速報値ではありますが10年前と比較して、1万人以上減の82,773人となっております。また、10年後の平成37年には71,220人に、さらに25年後の平成52年には55,353人と大幅に人口が減少することが予想されております。

17ページをお願いします。

このことから、人口減少の解決のため、「出生数を増やす」、「若者の地元志向を高める」、「市外移住者を増やす」という観点のもと、人口減少の問題に対応していくこととしており、このことについては、総合戦略にも盛り込んでおります。

次に、10年後の目標人口であります。20～30代を対象とした施策を推進することで、平成37年度の目標人口を国の推計よりやや多い、7万4千人に設定しております。

18ページをお願いします。

次に、将来都市像であります。

第1次総合計画の将来都市像を引き続き継承しつつ、本市誕生10周年記念式典時のテーマをサブタイトルとして、新たに追加しております。

次に、基本理念についてであります。市民からの要望が特に高い施策に着目をした上で、①として「生き生きと生活し働くことのできる活力と創造にみちたまち」、②として「ともに助け合い支え合う安全・安心のまち」、③として「豊かな人材と生活環境が整った魅力あるまち」、この3つを基本理念として設定しております。

20ページ中段をお願いいたします。

また、本計画では、社会的潮流や市民アンケート等の結果を踏まえて、これから施策を推進していく上で重要となる少子化・人口減少対策など4つのキーワードを新たに設定しております。

21ページをお願いします。

次に施策の柱についてであります。

将来都市像を実現するために、第1次総合計画で設定した7つの施策の柱を見直し、本計画では5つの施策の柱のもと、これからの大仙市の未来を創造するための方針を示しております。

22ページをお願いいたします。

施策の柱の1つ目は「魅力ある産業のまちを創ります！」ということで、産業振興・雇用などの分野であります。

柱の2つ目は、「みんなの元気を応援します！」ということで、出会い・結婚、子育て、健康・福祉などの分野であります。

23ページをお願いします。

柱の3つ目は、「住みよいまちを築きます！」ということで、安全・安心、都市整備などの分野であります。

柱の4つ目は、「豊かな心と創造力を育みます！」ということで、教育、生涯学習、芸術・文化などの分野であります。

24ページをお願いします。

柱の5つ目は、「時代に合った地域を創ります！」ということで、地域社会の維持・活性化、市民との協働、行財政運営などの分野であります。

25ページは、計画の推進に向けた基本的な考え方について、また26ページから30ページは財政見通しについてであります。今後は、特に重要とされる重点施策を明確化し、効率的かつ効果的な行財政運営を展開していくとしており、30ページには、向こう10年間の歳入及び歳出の財政見通しについて記載をしております。

31・32ページは都市機能構想、いわゆる土地利用計画について記載をしております。

以上が、「第1編 総論」の概要であります。

次に、「第2編 各論」についてであります。

35ページをお願いします。

各論の構成についてありますが、本計画では、「第1節 魅力ある産業のまちを創ります」というのが、いわゆる「施策の柱」ということになります。

また、「1-1の農林水産業の振興」というのが、施策の大綱、「1-1-1の優れた農畜産物の発信と流通・販売の促進」というのが「施策」としてあります。そして、

①の大消費地に向けた流通・販売の促進から④の花火産業構想との連携が基本事業、いわゆる主な取り組みであり、本計画では、施策の大綱として31分野、施策として61分野に区分しております。

各論につきましては、ボリュームがありますので、「施策の柱」ごとに概要を説明させていただきます。

40ページから41ページをお願いいたします。

はじめに、「第1節の産業振興・雇用等の分野」についてであります。

本計画では、施策の柱ごとに第1次総合計画の振り返りと、これからの計画の推進に向けた取り組みについて記載しております。なお、第1次総合計画の振り返りについては、平成27年度に実施した「市民による市政評価」のアンケート結果を活用して実施しており、産業振興・雇用分野全てにおいて施策の満足度が基準値を下回る結果となっております。

このため、第1節の推進にあたっては、若者の地元志向を高めるための施策に努めること、大仙市の強み、地域資源などをうまく組み合わせることで、市の独自性を活かした産業を推進していくこととしております。

42ページ、43ページをお願いします。

施策の構成であります、「現状と課題」、「今後の方向性」、「主な取り組み」、「目標指標」の4項目としております。

第2次総合計画では、合併からこれまでの10年間の取り組みを総括し、より市民目線に立った実効性のある計画を目指しております。

このため、施策の構成につきましても、「現状と課題」に関する内容を踏まえつつ、今後はどのような方向性で、こういった取り組みを行っていくのかということに重きを置き、記載をしております。また、「目標指標」の設定については、「活動指標」だけでなく、活動指標を達成することによって、どのような成果が得られるのかといった「成果指標」の観点も含めて、設定に努めております。

42ページから51ページまでは、本市の基幹産業である「農林水産業の振興」に関する内容となっております。

42ページ、43ページは「優れた農畜産物の発信と流通・販売の促進」について、また、44、45ページは「大仙市が誇る農畜産物づくり」について、46、47ページは「担い手の確保・育成」について、それぞれ取り組みなどを記載をしております。

48、49ページは「農村環境と生産条件の整備」について、生産基盤の整備など取り組みなどについて、50から51ページは「林業・水産業の振興」について、木材利用の促進や林道の整備などについて記載をしております。

次に、52から57ページは「商工業の振興」に関する内容であります。「商業環境整備の支援」や「団体・経営者の支援」について、また、56、57ページは「地場産業と企業誘致の強化」に向けた取り組みなどについて記載をしております。

58、59ページは「花火産業構想の推進」について、60、61ページは「魅力ある観光地づくり」に向けた取り組みなどについて、62、63ページは、「雇用・就労環境への支援」についての取り組みを記載しております。

以上が、第1節「産業・雇用等の分野」にかかる概要であります。

次に、64、65ページをお願いします。

次に、「第2節の出会い・結婚、子育て、健康・福祉などの分野」についてであります。

市民アンケートでは、健康福祉等の分野について施策の満足度が基準値を上回る結果となっており、このため、第2節の推進にあたっては、医療環境の充実や市民の健康増進と、若者の出会いから子育てまでの施策について積極的に支援していくこととしております。

66、67ページをお願いします。

「出会い・結婚の促進」について、男女の出会いの場の創出や結婚支援など社会全体で環境づくりを進めて行く取り組みなどを記載しております。

68、69ページは「母子保健の充実」について、また、70、71ページは「育児支援の充実」について、子育て支援体制の充実などの取り組みについて記載をしております。

72、73ページは「保育サービスの充実」について、保育ニーズに対応した事業の充実など、74、75ページは「児童健全育成の充実」について、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との連携などの取り組みについて記載をしております。

76、77ページは「健康づくりの啓発と推進」について、78、79ページは「地域医療体制の充実」について、また、80、81ページは「地域福祉の推進」について、地域住民同士の支え合いの仕組みの構築に関する取り組みなどについて記載をしております。

82、83ページは「障がい児・者福祉の充実」について、84、85ページは「高齢者の暮らしを支える体制の充実」について、86、87ページは「国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金」について、また、88、89ページは、「生活保護者の相談業務の充実、自立支援強化」について記載をしております。

90、91ページは「スポーツ機会の拡大と環境の整備」として、スポーツ環境の整備やスポーツによる地域の活性化などの取り組みについて記載をしております。

以上が2節に関する概要であります。

次に、92、93ページをお願いします。

第3節は、「安全・安心、都市整備等」に関する分野であります。

市民アンケートでは、自然環境や衛生環境分野では評価が高い一方、公共交通、市街地形成、安全・安心体制では、全体として施策の満足度が基準値を下回る結果となっております。

このため、第3節の推進にあたっては、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり、犯罪や災害に強く、豊かな自然環境に支えられた住みよいまちづくりを推進していくこととしております。

94、95ページは「環境保全・環境美化」について、96、97ページは「交通安全の推進」について、また、98、99ページは、「防犯体制の強化」についての取り組みなどを記載しております。

100、101ページは「消防、防災の充実」について、また、102から105ページは「雪対策の強化」について、「冬期間の円滑な道路交通の確保」や「総合的な雪対策の推進」にかかる取り組みなどについて記載をしております。

106、107ページは、「空き家の適正管理と利活用の推進」について、108、109ページは「地域公共交通の維持」について、地域拠点間の連携強化などについて記載をしております。

110から113ページは「衛生環境の整備」として、「排出抑制と適正処理」及び「環境衛生対策の充実」について記載をしております。

114、115ページは「情報通信基盤の整備」について、また、116、117ページは「地域の情報発信の推進」について、防災ラジオの普及促進などの取り組みについて記載をしております。

118、119ページは「都市計画区域の再編」について、120から123ページ

は「道路河川等の整備」について、安全で快適な道路・河川の確保や都市計画道路網の整備・再編にかかる取り組みなどについて記載をしております。

また、124から127ページは「上下水道等の整備」として、水道施設の整備や水道事業の統合、生活排水処理対策の推進にかかる取り組みなどについて記載しております。

128から131ページは「住環境、公園、緑地の整備」について、住宅の整備や公園・緑地、緑化の推進にかかる取り組みなどについて記載をしております。

以上で第3節の説明を終わります。

次に、132ページをお願いします。

第4節は、教育、生涯学習、芸術・文化などに関する分野であります。

市民アンケートでは、学校教育、生涯学習、芸術・文化の各施策の満足度が基準値を上回っており、特に学校教育で高い評価結果となっております。このため、第4節の推進にあたっては、生涯を通じて様々なことを学び、触れ合い、経験し、教養を身に付けることで、豊かな心と創造力あふれる人材の育成を推進していきたいとしております。

134から139ページにかけては「学校教育の充実」として、「教育内容の充実」や「学校施設の充実」及び、「他校種・地域住民との交流・連携」について記載をしております。

140から143ページは「生涯学習の推進」について、また、144から147ページは「芸術・文化の振興」について、148、149ページは「協働による地域間交流・国際交流の推進」にかかる取り組みなどについて記載をしております。

以上で第4節の説明を終わります。

次に、150ページをお願いいたします。

第5節は、地域社会の維持・活性化、市民との協働、行財政運営などに関する分野であります。

市民アンケートでは、参画・交流、協働の各施策については、おおむね基準値となっておりますが、行財政運営、地域活性化については平均を下回る結果となっており、このため、第5節の推進にあたっては、移住・定住の促進や市外・県外の人材活用による新たな観点からの市民協働の取り組みなどにより、時代に合った地域づくりを推進するとともに、事務事業の効率化・スリム化に努めていくこととしております。

152から157ページは「地域社会の維持・活性化」として、「地域協議会の活性

化」や「自治会活動等に対する支援」及び「地域コミュニティの再構築」にかかる取り組みなどについて記載をしております。

また、158、159ページは「移住・定住の促進」として、「だいせんライフのPR促進」に向けた取り組みなどについて記載をしております。

160、161ページは「市民協働の推進」について、162から165ページは「男女共同参画の推進」として、男女共同参画のための基盤整備や男女が豊かに働ける社会の形成にかかる取り組みなどについて記載をしております。

166から171ページは「行財政運営の効率化」として、「行政改革大綱の推進」や「公共施設の効率的な運営」、また、「アーカイブズの構築」にかかる取り組みなどについて記載をしております。

以上で第5節の説明を終わります。

次に、173ページをお願いいたします。

173ページから最後の217ページにかけては、地域別の主要な取り組みを掲載した「第3編 地域編」となっております。

174、175ページをお願いいたします。

「地域振興計画」は、地域の課題や目指すべき方向性を洗い出し、地域の特徴・特色を活かしたまちづくりを推進するため、支所及び地域協議会が中心となり策定したもので、計画期間は、本計画と同じく平成28年度から37年度までの10年間としております。

地域編では、地域振興計画の中から「目指すべき地域像」と「具体的な取り組み」などを地域別に取りまとめた内容を「地域編」として、基本構想に盛り込んでおります。

176ページをお願いいたします。

176ページからは大曲地域について、以下、神岡地域、西仙北地域、中仙地域、協和地域、南外地域、仙北地域、最後、212ページからは太田地域について、それぞれ目指すべき地域像と地域像を踏まえた施策の柱、そして施策の柱に基づく具体的な取り組みについて記載をしております。

以上が、「第3編 地域編」の概要であります。

なお、市の概況や市民アンケートの調査結果などを盛り込んだ資料については、本計画の別冊「資料編」としてまとめ、後日、本計画の冊子と併せ配布させていただきたいと思っております。

また、各地域の地域振興計画及び、第2次総合計画基本構想に基づく平成28年度から4年間の実施計画、加えて1次計画の後期実施計画の検証結果についても、一緒に配布させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、議案第78号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 67ページの出会い・結婚・子育ての充実のところ、結婚相談会や出会いイベント数の提供数ということで、目標値として結構増えていくんだなというふうに、あくまでも目標なのかな、それとも具体的に、主な取り組みに掲げてあるうちのなにを年間打っていくスケジュール的なものまで、目標もっているものなのか、漠然とした数字なのか、なにか具体的なところあれば、その辺教えていただきたいなというふうに思います。

○委員長（後藤 健） 相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） ここに記載しておりますとおり27年度からの累計数字ということで、段々数字が大きくなってきていると思います。それで、具体的な取り組みにつきましては、総合戦略も含めまして、先ほど冒頭申し上げましたとおり第2次総合計画で一番重要視していかなければならない施策の一つだと思っています。当然この部分は一生懸命取り組みをしていくということで、このあと男女共同参画が28年度当初予算の説明の中でも、そこら辺は詳細に説明があると思います。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 累計ということ。じゃ、私勘違いしてました。すいません。

毎年やっていくのは今のペースでやっていくというようなかたちですか。

○総合政策課長（相馬幸則） この数字を見ますと、毎年足していくと31年には70、さらに少しは増えると思いますけれども、また足していくと154というふうになるかと思っています。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） これ大仙市の話しですけど、うちの方で去年の秋に全国の18歳以上、それから20代、30代、ランダムに若者世代のアンケート調査やりまして、全国から8千人近いそのアンケート集まった中で、若者が何を希望してるかってなった

トップ5の中に「出会いがほしい」というのが入ってたので、大仙市に限らず全国的にも力を入れていかなきゃならないのかなと思って、そこで今ふっと見たらここ力入れるのかなと思ってたんだけど、今のかたちで推移していくという、そういうことだしな。

○総合政策課長（相馬幸則） 少しは増やしていくということで、努力目標ということで、少しは増やしたかたちで、ここら辺の数字は今別建てでやっています「まち・ひと・しごと総合戦略」そちらの方と整合性を図りながらやっていますので、そちらの方でも同じ目標数値ということでやっていますけれども、そちらの方でもそこら辺は一生懸命頑張っていくということで、若干は今よりは増えたかたちにはなっていると思います。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） やっぱ昔と違って、若者が出会いにくいような環境になってきているのかなというふうにも思いますので、私も20年前なんか考えれば、そんなに出会いの場所なかったかななんて、それぞれであったような気もするんだけど、今なかなかそれが出来ないような状態、そういう時代になってきているのかなというふうにも思いますので、少し力をいれていく部分じゃないかなと思ってお話させていただきました。

もうひとつ、103ページの「雪対策の強化」というところのとなりのページ、下の歩行空間の確保というところありますけど、パトロールの強化による危険箇所の早期発見及び初期の除雪対応、それぞれ実際やられてると思うんですけど、実際現場の支所の方にも確認すれば、なかなか全部手回らないというのも実情で、今年はそんなに声が上がってこなかったんですけど、去年の例なんかとると、それぞれの地域の議員の人たちもみんなやっぱりいろんな声が上がってくるという状態なので、この下のところにスマートフォンやタブレット型端末等を用いた道路状況等の情報提供に関する仕組みの構築って、今回私一般質問でも取り上げさせてもらった部分なんですけど、そのやっぱり市民の声をいかに素早く生かしていくかという体制づくりというのが、やっぱりこれから必要なかなって思って、書かれてあるので、この辺この間久米副市長からも答弁いただいた部分もあるんですけど、少し具体的に分かる所あれば教えていただきたいもんですけど。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） ここについては、すべて原課との調整の上で記載をさせていただいておりますけれども、昨年雪対策総合計画を策定いたしまして、その中にも盛り込んでおりますけれども、歩行空間ということでこれから、いわゆる歩道ですけれど

も、そこについては子ども方ばかりじゃなくて、高齢者も段々増えていくということで、当然やっぱりそのところは除排雪に力を入れていかなければならないという部分だと思います。今も一生懸命やっってはおりますけれども、やはり短期間のうちに、例えば急に雪が降ったとかという時、やっぱり本道が中心になって、どうしても横の方が置き去りになる可能性もありますけれども、そういった場合でも一生懸命歩行空間の確保に努めていくというような体制をこれから実施していくということでありまして。あと、秩父議員から先般一般質問でありまして、多機能スマートフォンとか、タブレット、今流行りのそういったものを活用して、それだけじゃないんですけれども、道路状況等のいろんな情報をいろんな手法を使って集めて素早く対応していくという、これからは作るよりも活かすという部分だと思いますけれども、そういった部分で力を入れていくという考え方でこれからは進めていくというふうにしています。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 今日の冒頭の小松部長が挨拶された時に、それこそ道路のアチコチの穴のお話もされましたけれども、実際市の職員だけで全部発見して対応するというのはすごく難しいという、私もここの市役所に来る時なんか、ここも空いてるって見ながら来るんですけど、その都度連絡するっていうのがすごく難しくって、あとで電話で話しても電話でどうやって場所を説明するというのがすごく迷う場面があって、想像してみてマップ上にここが壊れてる、ここが壊れてるって2次元で出てくるようなのがあれば、せっかくパッチング班っていうの予算の中にあるので、ああいう人たちを効率的に動かすということを考えれば、じゃ今日はこういってこういってこのルートで行こうみたいな、そういう計画とかも立てやすくなってくるんじゃないかなと思って、いまそれが無いからせっかくパッチング班っていうのも作ったとしても、予算通って作ったとしても、それぞれどこが壊れているかなんて、探しながらやるようなかたちになるんじゃないかなって、結構ロスが出るんじゃないかなって思って、なのでこの辺今後もう少し進めるように考えていただければなと思ってでした。

○委員長（後藤 健） 小松部長。

○企画部長（小松英昭） 今の件ですけれども、確かに、パッチング班の話でありましたけれども、イメージ的に全市的にどこが壊れてるだとかというのは、まず明確に今はなっていないので、やはり今日は例えば太田地域、そんな感じで動いているのが実情だと思います。それは動きやすくする、効率的にするというのは、今秩父議員がおっしゃ

ったようなそういうシステム、地図情報を組み合わせたような、そういった情報共有とか、情報把握、そういったものがやっぱり必要なんだろうなというふうに思っています。秩父議員の一般質問に対しての答弁調整の場面では、今現在でも市民の声ということでインターネット、タブレット端末からも出せるように、分野ごとに、すべて匿名については手当はしないということで決まりがあるそうですけれども、ただそれに対して写真を添付するだとか、地図という概念が今のところ組み合わさっていませんので、それは取り入れるためにやっぱり、なにがしらの手立てが必要だろうなというような考えから、今現在除雪の方のGPSを使った地図情報を集約できるようなシステムがありますので、そちらの方に秩父議員がおっしゃったようなものを組み合わせていければ、最初はセキュリティの問題だとか、いたずら防止だとか、そういったもののハードルを越えるために当面28年度は職員からの情報を基に試行していくということのようではありますが、いずれは開放して市民の皆様からの声として集約するという方まで、当初は考えてなかったらしいですけれども、それもできるようにという部分の話で、今そちらの方の現有の、秩父議員からのご提案があったアプリをそのまま取り入れるということではなくて、現在ある大仙市の持っているシステムに上手く組み合わせることができないかという研究もさせていただきたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 今、お話にあったように何問題になってるかとなれば、いたずらの投稿が出てきちゃって、だから匿名を無くして実名化、最低限でもニックネームでやるっていうふうなかたちにすれば、匿名だとあちこち出てきてもこれが同一人物なのか、全部違う人なのか、それも分からないという状況になっちゃうので、名前を必ず付けて入れるというかたちで進めてもらえればと思いますので、研究の方よろしく願いいたします。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方は。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 今、計画は計画でわがったでも、例えばこの中さ、子育てとか出会いがある、それさも予算はついてくるでも、例えば今俺一番知りてじは、人口減少対策と大きく分かれてるっしべった、この中さいろいろある、それに対して、その予算とか、四百五十なんぼの今年の予算立ててるっしべった、一つ気になるやつは、なんぼぐれかけてるもんだべがな。ワキサ研修に行ったときは、4億かけてるっていうんだよな、二百、半分ぐらいの予算のところだっけ、だから人口減少対策というものさ関連

しているのは今年なんぼぐれ予算入ってるっしかと聞きで。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 28年度で行きますと、少子化、それから人口減少対策ということで、主に子育て、それから教育関係という部分になるかと思えますけれども、どういうふうに括るかということで動きは、28年度予算で少子化とか人口減少対策として抑えている部分は主に子育て、教育関係という部分でざっと27億円くらいです。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。つぎに、金谷議員。

○14番（金谷道男） 先ほどの説明の中で、これを受けて実施計画の資料あとで出すという話だけでも、基本的に実施計画はもう出来てるという話なの。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 実施計画は今作成している最中で、間もなく、今月末を目指して進めています。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） さっきのまちづくり条例でも聞いたけれども、計画的な運営しますという話が大前提で、市の運用するということだよな。ということなれば、この総合計画ってまず10年に1回しか策定しねんだよな。だから網羅的にやってるがら、強いてそなたに深い基本方針でなくても、方向はズレていないだろうということについては私も別に多分そういう方向だと思います。議会の問題もちょっとあるんだども。この総合計画を委員会がここでしか議論してねというのがちょっと議会として私はちょっと残念だなという、これは担当、担当の委員会でやるべきだったんでねがなということ、ちょっと今日委員会なのであえて言わせてもらいたいと思います。

それで、我々のところで全部やれっていう話だと思うので、実はいっぺ聞きでござるんだども、本当時間も押してるとすれば大事な点だけとしたいと思います。

まず1つは、財政計画の話しなんですけど、一番この後難しいと思うのが、経費というか経常費だと思うんですよ。投資って経常費の残りでやっていくという性格のものであるんだな、当然の話だし、市長もこれまでの答弁でそういう話してる。それで今気になるのが公共施設の関係で、上下水道、集排、それからもちろん施設、そういったものの経費が入る部分はかなり大きいと思うんだっしょ。その時にこの中で1.5%の程度の減少というような見込みで年度予算、財政見通し立ててますということだっけども、この1.5%という、程度だと判断した根拠っていったいなんだったもんだべなと思っ

てだし。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 個々の部分は、財政課に確認をさせていただきます。

○14番（金谷道男） それと、全部見てねっしども、数値目標出てるっしな。数値目標いろんところさ。この数値目標って、何点かエーって思う、なんでこんた数値目標かなっていう部分がちょっと何点か見られるんだども、例えばっしよ、71ページ、子育て支援するサービスを充実したいということで、その目標指標が「子育てサポート会員登録者数」ってなってるおんな、サポート会の登録者が増えることが子育て支援の充実の判定になるのかなというのがちょっと疑問なんですよ。子育て支援件数、支援ケースがなんぼあるか、なんぼの予定に対して、どのくらいにゆえれだがというのが、本当の目標立ててやらないと事業にならねど思うんだよな。

○委員長（後藤 健） 相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） ちょっとすみませんが、個々の目標指標に対して私が一つ一つというのは中々厳しい、それぞれが各課で担当毎に現状と課題を踏まえてどういう施策をやっていくかという中で目標指数を設定してきたということでご理解いただきたいと思います。

○14番（金谷道男） 多分そうだと思います。

計画だからいいねって流す方向もあるんだども、そういうことも考えれば実施計画で何やるのよという話になるんだと思います。だからその実施計画の中さ、我々議会の考え方だとか意見、あるいはこういう方法とかっていう、そのやりとりができるのかなと、実は総合計画本体については私そなたに議論、ここ変だとかなんとかというのはむしろなくてあたりめだと思う。ただ、その次の段階の時に今みたいな話がどうだやということがあって実施計画にいつてければ、すごくいいもんだと思うんだっしども、他の委員の人方はどう考えてるか分かんねども、私そこのところがいつかも俺一般質問の時言ったっしども、総論としての方向性というのはあまり議論ねえべども、ただ個別だばこのやり方よりもこのやり方あるんでねが、せばさっきの財政とそのジェンコの問題もこういう手法とればもうちょっといいんでねがなというような話も出てくるんでねがな、その延長で地域の振興計画の中に数値がなんも入ってね。やっぱりそれは地域でも、なんか目標立ててやるということになると思うので、私の方はこういうものに対して、こういう事業やって、これを数値にしたいと、例えば俺、こっちの方に入ってるだれがだっ

て良いと思うんだ。このうちのこれはおら方でやるよ。これも数値だよな。目標っていうのは、どっかの地域だけでなくて、あるいはどっかの地域のものだがもしれね。それもあるがもしれね。それから全体でやるものもあるがもしれね。

そういう数値目標の積み上げが、例えばどっかでこのものについてはこのくらいやる、協和でこのくらいやるって上がってきたのが、ここの数値さいがねば、総合計画と地域振興計画の一体性って無え話になるし、独自のもの出てくるんだ。だから地域振興計画8つ集めたのが総体になれば一番良いかたちだろうというようなこと、なんだか一般質問で私何回も言ったような気がするども、この出てきたもの見れば、なんかやってねえなって気がしてちょっと残念なので、これ別にこれからやれどが、直せどがという意味合いでねども、実施計画の段階ではスッキリそういう線も整理していただければ、それど方向性ながら市民の皆さんと共通しねば、これものならねば意味ねえべがら、作ることが目的ではねえど思うので、なんかそんなことが感じられました。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 金谷議員からいろいろご指摘をいただきましたけれども、ひとつ、実施計画の方の28から31までの主なハード事業については財政課の方から先般、総合計画の基本構想と一緒にリストが別冊ということで出されております。これはあくまでも主なということですので、事業名の羅列だけじゃなくて事業費等も含めてそれぞれの体系ごとに整理して、今一生懸命実施計画の作り込みをしている最中です。

あと、地域振興計画の目標指数ですけれども、これも先ほどご説明申しあげましたけれども、各8つの地域振興計画、それぞれあとで議員の皆様へ配付させていただきますけれども、その8つのそれぞれの地域振興計画にはそれぞれの施策ごとに目標指数入ってます。今回は、この基本構想上は非常にボリュームもあるし、長くなるものですから、ここの部分では目標指数とか、そういった詳細の部分はカットして、あくまでも施策の柱とか取組み等しか入ってませんけれども、それぞれについて目標指数が入ってます。それはちゃんと入った冊子的なものは、後ほど各議員の皆様へ配付させていただきたいと思います。それは各支所の方で作成をしておりますので、後で配布をさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） せっかくあるんであれば何点かは、項目1つくらいの数値目標は入れても、そんなに印刷の部分さは影響しねんでねがな、各論の方の数値みればこうい

うことだと思っても、それがむしろ地域の特色というかたちに出てくるということにもなると思うので、私は入れてもよかったのではないかなというような話です。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 各地域で作られた地域振興計画の目標指数が活動指標ということで、成果指標的な指標がほとんどなかったということもありまして、そこらへんでなかったということでもあります。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑、はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 今金谷議員から、実施計画出てくるということだっけども、その実施計画というのは我々と議論する場面というはあるんだが。これさボンと実施計画というやつ出てきて終わりというパターンの実施計画なば、これまだ議会の我々の意見というのはどこさ出てくるのよというパターンになると思うので、それってどういうパターンになっていくのよ。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 実施計画については、議論の場は特別ないです。あくまでもこの方針に基づいた取り組みに基づいて28から31までのそれぞれの体系に基づいた事業を実施する個別の、そういった取り組みになってますので、一個一個について議論していくというのは無いです。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） そうであれば、例えばさっき金谷さん言ったように、総合計画の基本構想というやつが、ここの企画産業委員会だけで、「それこそか解決しました。本会議で可決されました。はい、第2次基本構想です。」というパターンは、非常に議会として揉むという場面がひとつもねんでねがなと、委員会としては今説明受けて、いろいろこうやってるんだけども、例えばさっき秩父さん質問したやつ、我々この委員会さ関係のないこと質問出てくるっしべった、建設どが、そういうパターンの話しというのはどこで議論できるんだげ。我々この企画産業常任委員会さ関係のあるものだば、いろいろ喋っても良いよ。農業でもなんでも。んだども建設どが福祉どがどうのこうのっというやつは、ここの委員会でどうのこうのっというもんでねえべ。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 12月の16日と、2月の4日の日に素案とそれから概要とといいますか、タタキ台の両方について議員説明会を開催しておりますので、その場

は全議員が出席されての説明の部分というふうには考えております。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 課長、あくまでも説明の場面であって、議論の場でねんだよな。

要するに、審査するという場面がねば、『はい、基本構想できました。』で議会として承認してくださいよという、そういうパターンでしかねえなよな。これっておがしぐねえが。んだがら、少なくともこの基本構想は基本構想で、それこそか絵だべがら、大仙市のおおきな絵だべがら、それはいいどしても、実施計画当然これさくつつがってくるだと思っても、その実施計画は各委員会で『これなばおがしぐねが。』どが、『こうするべきでねが。』という議論があって実施計画が出てこねば、なんの意味もねえのでねがな。私はそう思うんだけども。

○委員長（後藤 健） はい、小松部長。

○企画部長（小松英昭） 金谷議員からのご質問と、武田議員からのご質問と合わせてですけれども、いずれこの総合計画の基本構想部分につきましては、総合政策課が中心となって各部署、部課で議論されたものが集まってきて、それが調整したかたちで我々が議会の方に上程をするという、そういう手法をこれまでも取ってきたということで、ご指摘のとおり細かいところの各分野ごとの議論はどうするのっていうのは、やはり疑問点としては当然あるんでないかなというふうに思います。ただ、議案として上程してるわけですので、その議案の取り扱いについては議会側の提言ということだと思いますので、議長なりが各所管委員会に付託しますよという、各常任委員会で議論になっていくんだろうなというふうに思っておりますし、これについては、さっき金谷議員がおっしゃったように、『これからの議会の絡みもあるよ。』というのは、多分そういった意味でおっしゃったんだろうと思いますけれども、いずれその議会の取り扱いについての中身の議論については、私もそういうふうに言われると答えられませんので、例えば民生のこととか、建設の細かいこと聞かれても私達応えれる能力もないし、情報も無いということなので、非常に残念だという気持ちもありますので、それはやっぱり問題としては残るんだろうなというふうに思います。ただ、こちら当局サイドだけの気持ちで出来るものではないというふうに考えておりますので、その辺はご理解いただきたいということと、基本構想、それから実施計画のあいだの溝というか、これについてはやはり議会の権限、議決事項にあたっているのかあたっていないのかということがまずひとつあって、これは自治法がこれまであったわけですから、それで基本構想と基本計画

部分は議決事項で、それより下の部分については議決事項じゃないということが、これまでもそれに踏襲したかたちで今回も出してるということが1点と、それから実施計画というのは当然、今回でいえば28年度当初予算のところから、今回主にとということで調整されているもので、予算議会の直前にならないと固まらない、それから議決をもらわなければ確定しないということになりますので、やはり物理的な問題で実施計画と基本計画がセットで出せないという部分があるのかなというふうに思います。ただ、実施計画というのはあくまでも計画であって毎年ローリングしていくわけですから、今年度末、あるいは4月ちょっとかかるかもしれませんが、実施計画を皆さんの方にお示しする、付属資料をいろいろつけてお示しするわけですが、その時点でご覧いただいて、例えば基本構想部分と乖離があるよねとか、政策事業と違うんでねえのという、そういった議論については、それは各所管の事務調査なりで議論をしていただいて、ローリングしてるわけですから、今年度の秋ぐらいにはまたさきほどの実施計画を新たに組み入れなければいけない、できないものはできない、先送りするものは先送りするような、そういう議論の場面というのは当局内にありますので、それに議会の意見を反映させるような仕組みになっていくのかなと、今現在はそういうふうになっていかざるを得ないんだろうなというふうに思っています。したがって、今、武田議員がおっしゃったようなことについても、企画産業常任委員会だけでいいのがという部分についても、お互いの今後の検討というか、になるのかなと、ちょっとお答えになってるかどうかかわからないですけども、そういうことです。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） いいんだっし。要するに実施対策室で各部門がらあがって、総合政策課で冊子にしてまとめた。で、その所管がたまたま企画産業常任委員会だよということで、全委員会でねくて、ここの委員会で承認してもらえば全体的に、多分可決はされると思うんだけど、これはこれとして良いと、けども例えば3カ年計画どがというのはあるはずなんだよな。当然単年度計画、要するに今出てくる28年度のやつも、その単年度、10年スパンじゃなくて、前期分とか、3年計画とかというやつ、そのスパンのやつだけでも我々ど、どっかで摺合せする場所が欲しいなというふうに思うんだよ。それが、要はそれが実施計画になる場面なのかどうかわがらねんだけど、それがなければなんかバヤッとしたやつが、みんな議会を通過して行って『ハイ、承認ですよ。』というパターンになってしまうということ、んでねがなというふうに思うんだ

っしょ。ということは、嫌味言うんでねんだっしども、前花火産業構想の時に、基本設計というやつ補正で出てきて、なんだかんだやって、副市長来て、なんとかお願いするって通した。通したことはいいんだけど、基本設計通したから、あと建物のやつさ今年予算付いてると、これはおがしんでねがなというふうに思うわけっしょ。基本設計の補正、例えば何百万というやつを協議しました。けども、本体の工事についての承認はしてねわけっしょ、我々が。金額的にも。それが今回の当初予算さ出てくる、それこそか実施設計も含めた建設の予算が出てきたんだっしょ。そういったやつはおがしんでねがと思うわけよ、私とすれば。補正で基本計画は認めたけれども、まだ基本計画がどういうものやって、どういうことだという基本計画の中身もなんも我々さ示さねで、いきなりボンっと、ハイ、予算。だから俺、補正予算の時に、これ認めてしまえば最後までいっちゃうんでねがということを行ったはずなんだけれども、結局そうなんだな。これも同じ考え方でいけば、あくまでもここで認めれば、あとズルズル、ズルズルといぐんでねがなという、そういう危惧があるもんだがら、議会と当局でそういう不信感を持ちあうというのは非常にこれからの市政運営において問題出てくるんでねがなという感じするわけっしょな。いっつもおがしんでねが、おがしんでねがという。それこそか、俺が言ってることおがしんでねがという反論でもなんでもいいんだけど、そういったやつをきちんとお互いに消化して、この胸の中のモヤモヤを解消して、お互いに頑張りましょうというパターンでいがねば、いっつも議会はただ承認してければいいねかと、こういうパターンの議会ではおがしいべというふうに、議会論なってしまったども、そういう意味がらもして、これは良いよ。基本構想は良いよ。けども、これに付随する本格的にやられるものについては、やっぱり議論が必要だべというふうに思うわけっしょ。んだがら、課長の説明であどこれさ実施計画やれで、というやつでは、それであど実施計画ズルズルといぐべということ、そういうごどだど思うんで、おれの考え方どすれば、他の人方違うというかもしれねけれども、俺なばおがしんでねがというふうに思ってる。

○委員長（後藤 健） はい、小松部長。

○企画部長（小松英昭） まず最初の構想部分と、それから実施計画の部分、これについてのご意見ですけれども、実施計画というのは基本構想があって、それに付随した具体的な政策ということで、付録とは言いませんけれども、資料的な意味合いが強いです。これを固めて議決ということじゃなくて、やはりそうなる毎毎年変わってるもんですから、毎年議決しなければいけないという、そういった話にもなってまいりますので、や

はりこれはあくまでも向こう4年、5年間の今現在の市の腹積もりですよという程度のものだろうというふうに思います。具体的に28年、29年、30年という、資料としては出ていくわけですがけれども、28年度の当初予算については今議論をしていただいています。29年度は来年の当初予算の段階で議論いただくということでしょうから、確かに向こう5年間のトータルでどうなのよという議論ができるかできないかという、もしかするとご指摘あるかもしれませんが、細かく切り分け的にいけば、私はやはり実施計画はローリングの場面以前に議会の皆様からご意見をいただいて、こういった意見があるよということと同じテーブルにあげて、今度は向こう4年間の、そういったことに組み合わせると、そのうちの直近の29年度予算はちゃんと予算議決をもらいに議案として提出しますというようなスタイルで回っていくんだろうなというふうに、個人的に私はそう思っていますので、それが正しいかどうか別にしても、今現在の答弁ということになります。

それから、基本計画やって、基本設計の議決をいただいて、その成果品が出ないうちに当初予算セットということについてはですね、これについてご理解いただけるかどうかは別にしても、基本設計と実施設計というのは、基本設計が出来て、それに対してカネガサがどうだどが、柱1本なんぼだどがという、そういう図面を設計するというのでありますので、それを持って、じゃ建てるということまでの議決をいただいているかという、私はそういうふうに思いません。あくまでもやっぱり建設費に関しては別建てでももちろん予算措置をさせていただくわけですので、基本設計と実施設計というのはセットなのであって、基本設計を発注するプロポーザル方式ということを申し上げました。これは設計案を採択するのではなくて、設計者を選ぶということですので、発注の段階から、もうすでに実施設計は随意契約しますよということをお示しした上で発注を掛けています。従って、今基本設計は大体建物のボリュームが分かれば実施設計額というのは大体の予算額として出てまいりますので、あくまでも28年度当初予算にセットさせていただいているだけで密接不可分な関係にありますので、もちろん基本設計が出来た段階では皆様の方にお示しして、ご意見をももちろん伺うわけで、それによって大きく変動すれば更に補正とか、そういう話しにやっぱりなっていくのかなというふうに思っていますので、私は基本設計費を予算議決したから、当たり前のように予算セットしたということではなくて、あくまでも28年度に実施設計しますということがスケジュール上分かっています。やるということ、当局としてですね、分かっています。それから、

実施設計費が大体分かりました。なので、当初予算にセットするべきだ。逆に言えば、補正になじまないということだと思いますので、それは、やるかやらないか、執行するか執行しないかというのは、もちろん基本設計をお示しして、皆様のご意見を頂戴した上で、細かいところいろいろあるでしょうし、出てくるとは思いますけれども、それはその実施設計に向かうための一つの身の苦しみみたいなものだと思いますので、それを持って、基本設計を議会を両方答申するということをもって、改めて予算セットすることでは私はないのではないかなというふうに思いますし、学校給食センターの時ももちろんそういう手法を取らせていただきましたし、今回ももちろんそうですし、あと消防の、これは広域議会でしょうけれども、広域議会でも消防の施設の時も、いわゆる基本設計と実施設計とはセットだということで、成果品が確か今年度末にあがるはずです。だけれども、当初予算でセットする必要があるというような、私が今申し上げたような考え方で当局としては当初予算にセットさせていただきたいというふうに考えているものであります。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） まず、わがったっし。んだけれども、1つだけ、例えば基本設計と実施設計、その話はまず俺もよっくわがんねもんだがら、そういう流れでいぐんだなというやづ教えてもらったがら「ハイ、分かりました。」という。だけれども、さっきのこれの実施計画の方、例えば部長は議決いらないという判断だということだっけども、だとすれば例えば協議会とか、なにがかにがでやっぱり我々の意見がある程度付する場面が欲しいと思うんで、そこのあたりはちょっと研究してもらえねもんだべがなと。

○委員長（後藤 健） はい、小松部長。

○企画部長（小松英昭） 今の武田議員のご質問というか、実施計画に対して協議する場所を議会と持っていただきたいという、そういうご要望だと思うんですけども、先ほど説明しましたがけれども、実施計画というのは、多分毎日変わっている話なんですよ。ただ、それを切って、ある程度年度末とかに切って今現在はこうですよということで、例えば明日にもしかすると新しい施策がうまれるかもしれませんし、もしかすれば駄目になるかもしれませんし、そういったものが集約されていって、その時点での計画となる、そう考えるしかないと思いますので、その時点で向こう3年、5年ということの財政規律を守るためにどうすればいいのかということも踏まえて、一緒に整合性取りながら考えていくべきものだと思いますので、だからといって議会との打ち合わせというか、

協議の場所が不要だとは言いませんけれども、ご要望としてはもちろん上の方にも伝えますけれども、実施計画の考え方というのは私はそうなのでないかなというふうに思います。ご要望として。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） もう一言。例えば、10年どがというスパンで我々今、モノ喋ってるんだけど、例えば3年どがというスパンで、多分これさ出てくると思うんだけど、その3年スパンの中の当年度のやつについては、当然当年度予算の時にあげてこねばねくて上げてくるべども、やっぱり3年だら3年のあいだに、こういうこうこうこういうという、要するに進捗状況も見ながら、例えば今年はこういう予算でしたけれども、来年はこういうパターンで、やっぱり変わるべきだと思うんだっしよな。変わっていくのが当たり前だと思うんだっしよ。要するに計画というのは。だけれども、ある程度、こういう方向さ持っていぎでがら、初年度はこういうパターンでいぐ、2年度目はそれさ輪をかけてもっとふけぐするどが、そういうやづが俺は実施計画でねがなというふうに思うんだな。行政の、俺はもしかせば、企業でのあれあるもんだがら、最初で3年トータル計画とかというのは、そういう組み方してきたという、その意識があるがらもしかせば行政の方の会あるがもしれねけれども、そういうもんでねがなと思うので、もし、当局としてもそういう検討する場面あったら、検討していい方向にお願いしたい、もう、答弁いらねな。

○委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） この目次で特に各論のところ、これは1次の時と同じ、全部同じで数字だけ入れ替えただけだが。それとも、あらたに2次計画というもので、こういうもの作ったのか、俺1次計画見ねで言うども。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 2次は1次とは構成からなにがらほとんど変わってます。それで、各論については特に先ほども申しあげましたけれども、1次の時は柱を7つにしていました。どちらかといえば縦割りの考え方で柱をセットしておったんですけれども、2次ではやはり縦でねくて、先ほども人口減少だとか、定住だどがなにがって、こう関連性がみんなありますので、どちらかといえば横も対応できるというようなスタイルで5つに直してます。

○委員長（後藤 健） 佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） だが、そういうことを言ってもらえれば、ただこれはこうです、こうですから、ただでねがなと思われるんでねがなと思って。ただそういうところをちゃんと、1次と違う、ここはこうなりましたがというのを一つ付け加えてもらえれば、変わるんだとか分かる。私だけだったがもしねども、そういうこと感じましたので、以上です。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方は。はい、渡邊委員。

○19番（渡邊秀俊） 実施計画をこれから立てるということですのでけれども、地域編見ればっしょ、やっぱり総体的なあれは良いんだども、実際動くとなれば、これからかなり集落、それから防災組織さ比重がかかってくるわけよな。しっかりした集落もあれば、今なかなか集落の役員のみなり手がいないというのが実情で、段々しに1戸1戸減っていく集落からすれば、集落の維持管理だけで手一杯なところもかなり出てきてるんだっしょ。だから何として欲しいがっていえば、もう少し自治会助成費を増額してもらえねがとちよくちよく聞こえてくるもんだがら、その集落の実際の活動が一番、現場さいる集落をもう少しなんかこう手厚くできるような集落支援、っていったって小さい部落だべった、大きい部落だば良いがって言えば、大きい部落も今そなたにいいわけでもねんだよな。だが、一番現場さいる集落の、手っ取り早く言えば助成金上げてもらえば一番いいこと、自治活動費をもう少し高くしてもらおうとかよ。これから毎年容易でねぐなっていくべがら。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 総合計画の中の156ページに地域コミュニティの再構築という中で、今の自治会、集落支援の取り決めありますけれども、それはこの後も継続していくということになっていきますし、その他に新たに「がんばる支援事業」とか充足していくことになってますので、この後、過疎計画の方でも説明させていただきますので、そういったことになっておりますので、そういった中で対応できるのかなと感じております。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長、お願いします。

○まちづくり課長（高橋正人） まちづくり課の高橋です。

現在の集落における自治会育成支援補助金ということで、これは26年度から納税貯蓄組合の解散に伴って集落で自治会等において、そういった活動もしていただくということで、前の15%カットから100%に戻したところがございます。このあとすぐに

こう、増額できるかとなると、ちょっと財政的にも難しい場面があるかと思います。今般、28年度予算で説明させていただく「がんばる集落応援事業」という内容、少し手を加えたものを後ほど説明させていただくことになると思いますが、そういったかたちでの支援、それからこの総合計画の中にもあります集落同士の連携だとか、そういった人の繋がり等における活動の活発化だったり、そういったものもあわせて実施していきたいなというふうに考えております。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方は、はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） これも実施計画の中で10年間でやるという方向性出してることだと思うので、確認ですが、127ページ、各論の話しだがらさっきの話しきつながらんだども、集落排水の見通しというか、これからの考え方ということでここに記述しています。これの記述によれば、農業集落排水施設である4地区の公共下水道への統合、これ4地区って言ってらども、どこの話しで、統合ということは繋ぐという意味合いで狙ってらのが。というのは、私も非常に集落排水の行方って心配です。当初作った時の供給人口とかなり乖離してくると思います。うちの方なんか特にそうです。その時その施設をどうするのかということについて、なんとやっていけばいいもんだべなということはずごく考えねば駄目だと思って、今がらの問題で、なつたがら考えるという考え方もあるかもしれねども、そういうところをやるのが総合計画だと私は思うんだっしな。して、市民も一緒に考えようでと、そういう意味で言った時に、これ意味してるところはなんだ、4地区ということと、統合という意味が、繋ぐという意味なのが、会計の統合なのが、ちょっと分がねども、それも個別の話しだべ。そういったことが、実は総合計画であるんだっしよな。んだがら俺、これ全部やらねねおんたば大変だなって思って、ホント。一通り全部読もうかなと思ったども、読み切れねぐって、たまたま今目に付いたところこうやって喋ってるども、実はそういう要素があるんだ、総合計画。それで、あと10年後しかねんだがら、いまさら言ったってしょうがねえ話だども、総合計画の見直しだべって一般質問を26年どがにやってらな。前の計画やってら内に次のやつ計画立て終わってねば繋げていげねおんな。今切れるべった。27年までの計画が前期。28年から仕事するんだよ、予算つぐべ。せば、今みたいな話になるわけよ。ハード事業なんてな特にんだ。本当にこれやんねねってが、なんとがっていう討論どごにもねえわけよな。過ぎ去った話で、これなんとも出来ね話だどもよ、総合計画というのはそうだと思うんだよ。だがらローリングも、計画だどって余り重要視してねばなんも

だと思う、別に、それだけという意識だば、我々の側にもそういうのがあるのが、臨機応変にというさっきの話しだっけども、臨機応変っていらねごとやりかねしねんだよ。その時の勢いで。10年間くらいのスパンで見れば、そんな勢いで国の制度変わったなんて、コロコロ変わるような地域課題どが、解決方法なんて、明解なものねえど思うんだな。そういうところからいげば、なんか本当に今回の審議は非常に私も、ただこれ議会の問題なので、答弁するんた話でね。ただ、このことだけはちょっと確認したいので。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 過疎債の残額について、お答え申し上げます。

26年度末で、約59億円だそうです。ただこれには、簡水、過疎債、一般だけでなく、下水も使っていますので、特会も含めてトータルで59億ということです。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 数字出てきたがらという話よりも、考え方だと思うので、もし1.5%って、前期の財政見通しと実際となんとなってらべって、ちょっと俺見させてもらった。余り乖離してねんだっしよ。ただ、歳入はすごく増えているっし。当初見込みよりも。でも歳出の構成あまり変わっていないで、物件費も結構いい線で来てます。ただこれっしよ、前期の時にあまり前の町村でやってきたものの施設はずっと残ってらったども、その後に市なってがらいろんなもの作った、今、それから集配の問題も、上下水道の問題も、ずいぶん状況が違ってきてるんだな、この10年で、市の持つる体制が、体質が、だがら俺次さいったどぎに、これ物件費の1.5%って本当に大丈夫かなと、ちょっと思って、それ前提に今度建設計画作ったことだっしべ。しかも前期さ入ってらんだよな。10年間で均せばそうなるがもしれねども、前期で一気にやってしまうというから、あとでもし残ったやつなんも、なんもやれねって言い方ワリども、窮屈なってきた、しかも見えないのが経常費さ入っているという話。経常費さの跳ねっ返りがすごく大きだがら、そこのところはやっぱりよっぽど注意してやらねば駄目だと思うども、公共施設の管理計画が出来ないうちにスタートしてしまってるんだがら、本当は公共施設の管理計画が終わって、そこである程度の数字掴んでがら、これさこいば筋としては合ったったべども、それもまだ別の話しになっちゃってらので、だがら非常にこの財政見通しによってはこの建設計画どが、やりたいことができなくなる可能性が多分にあるもんだがら、要注意だなということをちょっとこの総合計画を見で、すごく感じたので、そこのところはお互いに注意していげばいいごどだべども、いろんなわざとしさ

はウ～ンという思いがあるのは非常に、集配と簡易水道、それから上水道も今そろそろ始まるとこなので、全部これかぶってくる話だと思うので、そんな話を少し総合計画やる時に見通しでぎれば良かったのがなと思うども。夢の無いような計画はヤダというのは、私も委員と同じで、それはそのとおりだども、ただ足元もちゃんと見てやらないと、施設ねたって夢だば作りにいいと思うんだな。この前俺言ったども、人を大事にする政策をやるのが俺絶対これからの、考え方としてはそうでねがなと、そういう部分って中々出てこねおんな。ということです。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後 1 時でお願いいたします。

午前 1 2 時 2 分 休 憩

.....
午前 1 2 時 5 8 分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つぎに、議案第 7 9 号「大仙市定住自立圏形成方針の策定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 議案第 7 9 号に入る前に、先ほどちょっと金谷議員の方から、基本構想の件で、1 2 7 ページで、農集の 4 地区の公共への統合というところで、4 地区は、神岡の神岡東部地区というところと、それからあと仙北で 3 ヲ所ありまして、福田、それから薬師、払田、この 3 地区ということで、足して 4 地区を公共につなぐということです。平成 3 2 年度以降を目処に進めていきたいということです。

○14番（金谷道男） そうすれば、他の地区については、10年のスパンではいままでと変わらないと。

○総合政策課長（相馬幸則） はい、そうです。

それでは、議案書の方は107ページから119ページをお願いします。

議案第79号「大仙市定住自立圏形成方針」の策定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、人口定住に必要な生活機能を確保するため、中心地域と近隣地域が役割分担し、連携する具体的事項等を規定するものであります。

定住自立圏形成に向けて必要な手続きの一つではありますが、形成方針の策定にあたっては、定住自立圏構想推進要綱に基づき、議会の議決をいただく必要があることから、大仙市議会基本条例第10条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、本案の概要につきましては、2月8日の議員説明会において、小松部長がご説明申し上げており、説明が重複する部分もあるかと思いますがよろしくをお願いします。

108ページをお願いします。

定住自立圏に関する取り組みにつきましては、昨年9月18日に「中心市宣言」を行い、定住自立圏を形成する意思表示を行ったところであります。

本市におきましては、平成21年から仙北市及び美郷町との連携による定住自立圏形成に向けて、両市町との調整を進めてきたところでありますが、昨年6月に両市町が協定を見送る方針を示したことから、合併市に認められた特例により、旧大曲市の区域を中心地域、旧神岡町、旧西仙北町、旧中仙町、旧協和町、旧南外村、旧仙北町及び旧太田町の区域を近隣地域とする、合併1市圏域で定住自立圏を形成することとしたところであります。

始めに、第1条は目的であります。

圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備するとともに、それぞれの地域の特性を活かし、圏域全体の均衡ある発展を目指すものであります。

次に、第2条は基本方針であります。

第1条の目的を達成するため、定住自立圏構想推進要綱に定められた「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域マネジメント能力の強化」に係る政策分野について、中心地域や近隣地域の特色を活かした相互連携と機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものであります。

次に、第3条は連携する具体的な事項であります。

「第2次大仙市総合計画」及び「大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中から、定住自立圏構想推進要綱に定められた「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域マネジメント能力の強化」に係る政策分野の取り組みについて、他圏域での取り組みも参考にしながらピックアップし、具体的取り組み事項として規定しております。

始めに、「(1)生活機能の強化」については、①の「医療」分野では健康づくりの啓発と推進など、②の「福祉・子育て」分野では高齢者福祉の充実など、③の「教育」分野では教育内容の充実など、④の「土地利用」分野では小さな拠点の形成について、⑤の「産業振興」分野では農業の担い手育成など、⑥の「防災・雪対策」分野では消防・防災体制の強化など、26の具体的な取り組み事項と機能分担を規定しております。

115ページとなりますが、特に、⑤の産業振興分野の「ケ 花火産業構想の推進」及び⑥の防災・雪対策分野の「ア 消防、防災体制の強化」及び「イ 総合的な雪対策の推進」については、他圏域には見られない特徴的な取り組みとなっております。

116ページの中ほどをお願いします。

次に、「(2)結びつきやネットワークの強化」については、①の「地域公共交通」分野では地域公共交通の維持・発展について、②の「デジタルディバイトの解消に向けたICTインフラの整備・活用」分野では、情報通信基盤の整備・活用など、③の「道路等の交通インフラの整備」分野では幹線道路等の整備など、④の「地域の生産者や消費者等の連携による地産地消」分野では、圏域内における地域農産物の消費拡大について、⑤の「地域内外の住民との交流・移住促進」分野では、定住・移住の促進など9つの具体的な取り組み事項と機能分担を規定しております。

特に、117ページの中ほど「③ 道路等交通インフラの整備」に係る「イ 冬期間の円滑な道路交通の確保」については、これも他圏域には見られない特徴的な取り組みとなっております。

119ページをお願いします。

次に、「(3)圏域マネジメント能力の強化」については、①の「宣言中心市等における人材の育成」として、「ア 地域自治を担う市民の育成」を規定しており、本事項につきましても特徴的な取り組みとなっております。

なお、定住自立圏構想推進のための国の支援については、2月8日の議員説明会でも

ご説明いたしました。が、包括的財政措置として約8,500万円の特別交付税などが措置されるほか、地域公共交通の確保や教育環境の整備支援などの各種国の事業について優先的に採択されることとなっており、こうした国の支援を活用しながら、定住自立圏に係る取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、今後のスケジュールについてであります。が、本案を議決いただいた後、取り組み事項の具体的なスケジュールや事業等を検討し、本年8月までに、実施計画となる「定住自立圏共生ビジョン」を策定したいと考えております。

先ほど申し上げました各種国の支援策につきましては、共生ビジョンに記載された事業が対象となりますので、特別交付税等の措置については、平成29年度からになるものと考えております。が、可能な限り前倒しで共生ビジョンを策定し、一部の事業については平成28年度から適用されるよう総務省及び県と協議してまいりたいと考えております。

以上、議案第79号「大仙市定住自立圏形成方針」の策定につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第80号「大仙市過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 次に、議案書は120ページをお願いします。

議案第80号「大仙市過疎地域自立促進計画」の策定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）の改正により、平成28年3月31日を期限とする改正自立促進法が施行されたところであります。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅延が想定されることから、平成24年6月に自立促進法の期限が平成33年3月まで延長されたことに伴い、今般、新たに平成28年度から平成32年度までの「大仙市過疎地域自立促進計画」を策定する必要が生じたことから、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、平成22年の法改正により、過疎計画策定の義務付けは廃止されたところでありますが、過疎債等の特別措置を活用する際には、議会の議決を経て過疎計画を定める必要があります。

このため、今後も大仙市総合計画に位置づけられる各事業を具現化するための有効な財源を確保するため、平成28年度から5ヶ年の「過疎地域自立促進計画」を定めることとして、先般2月10日付で、法第6条第4項に基づく県との協議が整ったことを踏まえまして、今次定例会でご審議をお願いすることとしたものであります。

本計画案の概要につきましては、2月8日の議員説明会において、小松部長がご説明申し上げており、説明が重複する部分もありますが、よろしく願いいたします。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。

資料については、「資料1-2 大仙市過疎地域自立促進計画」に加えまして、別刷りのA4資料「大仙市過疎地域自立促進計画について」によりご説明いたします。

はじめに、別刷りのA4資料「大仙市過疎地域自立促進計画について」の1ページをお願いいたします。繰り返しになりますが、（1）過疎関係法にかかる経緯についてであります。

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、地方の人口を急激に大都市に吸引する結果をもたらし、特に農山漁村地域などでは過疎現象が大きな問題となりました。

このため、昭和45年に議員立法により「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として制定され、旧協和町が過疎地域に指定されております。

昭和55年には「過疎地域振興特別措置法」が制定され、新たに旧南外村が指定となり、また、平成2年の「過疎地域活性化特別措置法」の制定では、旧西仙北町が新たに指定されております。

平成12年には、「過疎地域自立促進特別措置法」が制定され、平成22年の改正により、平成28年3月31日を期限とする改正自立促進法が施行されたところですが、東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅延が想定されることから、平成24年6月に自立促進法の期限を平成33年3月31日まで、5年間延長されております。

次に、(2) 合併市町村の過疎指定については、本市は過疎地域の要件には該当しませんが、過疎地域とみなす要件において、合併前の過疎地域であった西仙北、協和、南外の面積が、合併後の大仙市の面積の約6割を占めているほか、人口要件、財政力要件のいずれも要件に該当することから、「みなし過疎地域」として、平成17年3月22日に指定を受けております。

なお、県内の市町村合併後の過疎市町村は21であり、このうち過疎市町村が16、過疎地域とみなされる市町村は本市のほか、横手市、大館市、由利本荘市の4市、過疎地域とみなされる区域を有する市町村は秋田市の1市となっております。

2ページをお願いします。

次に、(3) 平成26年の改正により追加された過疎対策事業債の対象事業については、事業区分の産業振興施設等、交通通信施設、厚生施設等、教育文化施設において、それぞれ記載された事業が過疎対策事業債の対象事業に加えられております。

次に、(4) 過疎対策事業債の活用計画についてであります。

過疎対策事業債は、過疎計画に登載された事業に対して、市債を発行することができ、補助事業及び単独事業のいずれにも充当が可能となっております。また、元利償還の70パーセント程度が交付税措置となり、償還期間は基本的に12年で、3年据置、9年償還となっております。

なお、本計画期間の平成28年度から平成32年度までの5年間における起債対象の事業総額は、ハード事業で約40億円、ソフト事業で約20億円、総額で約60億円を見込んでおります。

主な事業としては、ハード事業で県営ほ場整備事業負担金、林道開設事業、市道整備事業、除雪機械整備事業、消防施設整備事業などを予定しております。

また、ソフト事業では、地域交通対策事業、小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業、がんばる集落応援事業、公共施設解体事業、橋りょう長寿命化対策事業、防災ラジオ導入事業などを予定しております。

なお、過疎対策事業債ソフトについては、平成22年4月に施行された自立促進法の

一部改正により、新たに過疎対象事業債の適用となった事業であります。

次に、資料1-2「大仙市過疎地域自立促進計画」につきまして、ご説明いたします。

平成28年度から32年度の計画は、現行の計画をベースに見直しを行っております。

1ページから4ページまでは目次となっております。「第1章 基本的な事項」から4ページ「第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項」まで、過疎法で規定する事項順に記載をしております。

5ページをお願いします。

上段に記載のとおり、本計画は過疎法の規定に基づき、県が定めた「秋田県過疎地域自立促進方針」との整合性に配慮しつつ、計画を定めております。

また、第1章の基本的な事項としては、現計画を基本とし、一部の変更、追加を行っており、17ページの「4 地域の自立促進の基本方針」では、「第2次大仙市総合計画」での将来都市像の実現を基本とすることで、本計画の(1)将来都市像と(2)自立促進に向けた重点的な取り組みを全部修正しております。

19ページ下段の計画期間については、先に申しましたとおり、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

次に、各章ごとの概要についてご説明いたします。

20ページから38ページまでは、「産業の振興」についてであります。(1)産業振興の方針から(7)観光又はレクリエーションまで7項目についての方針等と、22ページからは項目ごとの「現状と問題点」を記述しており、これを踏まえて、27ページからは「その対策」について、各項目別に記述をしております。

また、30ページからは、計画期間内におけるハード、ソフト各事業の内容を掲載しております。なお、35ページの中段の(9)過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業には、雇用奨励助成金など4事業を掲載しております。

次に、39ページから55ページまでは、「第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」についてであります。(1)交通通信体系の整備の方針から(7)地域間交流の促進まで7項目についての方針等と、41ページからは項目ごとの「現状と問題点」について、43ページからは「その対策」について、46ページからは事業内容を掲載しております。なお、55ページには過疎ソフト事業として、地域交通対策事業及び橋りょう長寿命化対策事業を掲載しております。

次に、56ページから67ページです。「第4章 生活環境の整備」についてであり、

(1) 生活環境の整備方針から(4) その他生活環境等の整備まで4項目について、必要な記述と事業内容を記載してございます。

なお、65ページには過疎ソフト事業として、空き家等の適正管理事業など6事業を掲載しております。

次に、68ページから76ページまでであります。「第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」についてであり、(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針から(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策まで3項目について、必要な記述と事業内容を記載してございます。

なお、74ページには過疎ソフト事業として、高齢者生活支援サービス事業など4事業を掲載しております。

次に、77ページから80ページまでは、「第6章 医療の確保」についてであり、(1) 医療の確保の方針から(3) その他の医療の確保対策まで3項目について、必要な記述と事業内容を記載しており、79ページには過疎ソフト事業として、特定不妊治療・不育症治療費補助金など2つの事業を掲載しております。

また、81ページから91ページまでは、「第7章 教育の振興」についてであり、(1) 教育の振興の方針から(3) 図書館その他の社会教育施設等の整備等まで3項目について、必要な記述と事業内容を記載しており、90ページの過疎ソフト事業には、議案第77号でご承認をいただいた小・中学生ウインタースポーツ推進事業を掲載しております。

次に、92ページから94ページまでは「第8章 地域文化の振興等」についてであり、(1) 地域文化の振興等の方針及び(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等について、必要な記述と事業内容を記載しております。

次に、95ページから97ページまでは「第9章 集落の整備」について、必要な記述と事業内容を記載しており、97ページには過疎ソフト事業として、がんばる集落応援事業や自治会育成支援事業など4事業を掲載しております。

また、98、99ページは、「第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項」について、それぞれ必要な記述と事業内容を記載しており、過疎ソフト事業として、地域振興事業及び地域の魅力再発見事業を掲載しております。

なお、100ページから105ページにかけては、過疎地域自立促進特別事業分、いわゆる過疎ソフト事業25事業の内容を再掲しております。

以上、議案第80号「大仙市過疎地域自立促進計画」の策定につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

はじめに、総合政策課所管の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） それでは、議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、総合政策課所管の歳入並びに歳出予算につきましてご説明申し上げます。

議案書別冊の「資料No.2 補正予算書〔3月補正①〕」の17ページ上段をご覧くださいと存じます。また、主な事業説明書は、6ページをお願いします。

はじめに、2款1項10目70事業「地域総合整備資金貸付事業費」につきましては、1億円の補正をお願いするものであります。補正後の額は1億4千万円となります。

本事業については、12月補正でご承認をいただいた社会福祉法人柏仁会が実施する認知症高齢者グループホーム増築事業にかかる貸付に続く本年度2件目となるものであります。

地域総合整備資金貸付、いわゆる「ふるさと融資」であります。市が地方債を原資として、一般財団法人地域総合整備財団（通称「ふるさと財団」）の協力を得て、地域振興に資する事業を実施する民間事業者に、当該事業に要する経費の一部を無利子で貸

し付ける制度であります。この支援を通じて、本市の活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的としております。

次に、事業の概要であります。株式会社秋田バイオマスチップが、協和地域稲沢地区で実施する「木質燃料チップ製造工場建設事業」に対しまして、地域総合整備資金として1億円の貸し付けを行うものであります。

事業の概要であります。工場の敷地面積は約2万平方メートルで、建物の延べ床面積は、製材棟、管理棟合わせて1,227.92平方メートルとなっております。

総事業費は6億7千5百万円となっており、このうち貸付対象事業費は5億8千2百万円で、自己資金や補助金、民間金融機関等からの借り入れを除いた1億円の融資を希望しているもので、融資比率は35.5パーセントとなっております。

貸付時期は本年3月を予定しておりますが、2年2ヶ月の据え置き期間をおきまして、平成30年5月から償還が始まり、平成40年5月で償還が終了する計画となっております。

当該事業は、未利用材等を用いて木質燃料チップを製造し、主として木質バイオマス発電所へ燃料として供給するための工場を建設することにより、林業の再生と木材産業の発展につながることを期待できるほか新規雇用者を3人予定しており、雇用創出を望む地域経済に応え、地域活性化の面からも効果が期待できるものと考えております。

なお、木質バイオマス発電所については、三井造船(株)と(株)門脇木材との共同出資による特別目的会社(SPC)を設立し、本市において木質バイオマス発電事業の実施を予定しており、今後は、同事業に伴う新たな地域振興についても期待できると考えております。

次に、財源であります。1億円については、全額起債(地域総合整備資金貸付事業債)でまかなわれ、また、起債の利息のうち、75パーセントに対して地方交付税が措置されるものであります。

併せて、歳入についても補正予算書16ページ上段、21款1項1目1節総務債、地域総合整備資金貸付事業債として1億円の補正をお願いするものであります。

なお、本事業は、三井造船と門脇木材との共同出資による特別目的会社(SPC)が、平成30年に予定している木質バイオマス発電事業所に対して、木質燃料チップを供給することを主たる目的としておりますが、SPCの設立に遅れが生じております。

今回のふるさと融資の実行にあたっては、「SPCが融資実行までの間に設立される

かどうか」が焦点となりますが、市としてはS P C設立の状況等を注視した上で、融資の実行を総合的に判断してまいりたいと考えております。

再び、予算書の17ページに戻っていただきたいと思っております。

次に、中程から少し下の48目90事業「地域振興基金積立金」は、138万2千円の補正であります。

これは、市民の連帯意識の強化及び協働のまちづくりを推進し、地域の振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するために設置された「地域振興基金」に預金利子が生じたことにより、138万2千円の補正をお願いするものであります。

なお、本基金については、平成26年度で目標とする40億円の積み立てを終了し、27年度から地域振興等に資する事業に活用することとしており、本年度は約1億9千8百万円を充当しております。

また、歳入につきましては、予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の中ほど、「地域振興基金預金利子」として同じく138万2千円の補正を行うものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） この地域総合整備策を一緒にやる金融機関はどこ。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 秋田銀行です。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。ほかに質疑のある方。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） バイオチップの発電ということで、三井造船と門脇木材、これは市内さ建てる予定。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 今、チップの製造工場建設工事中でありますけれども、そこが協和の稲沢ですけれども、その隣、同じ敷地といいますか、隣接するところにバイオマスの発電所も建設をして、すぐチップが供給できるというような状況です。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） これ、企業対策室との連携はとれでるもんだが。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 当然連携取れています。確か今回、工業等振興条例の一部改正の条例案が出ております。このあと、明日の説明になるかと思えます。

○委員長（後藤 健） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、まちづくり課所管の説明を求めます。高橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（高橋正人） それでは、議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、まちづくり課所管の歳入並びに歳出予算につきましてご説明申し上げます。

途中、歳入が伴う事業説明の際には、歳入説明のためページを行き来することとなりますが、あらかじめご了承願います。

議案書別冊の資料No.2「補正予算書〔3月補正①〕」の17ページ、上段をご覧くださいと存じます。

はじめに、歳出2款1項10目企画費65事業「人材育成基金積立金」は、1千円の補正であります。

これは、人材育成事業補助金の原資である人材育成基金に預金利子が生じたことにより、当該利子1千円を同基金に積み立てるものであります。

なお、これにあわせ歳入につきましても補正が必要であり、予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の下から4つ目、「人材育成基金預金利子」として1千円の補正を行うものであります。

再び、17ページをお願いします。併せて、資料No.2-1「3月補正の主な事業の説明書」、7ページをお願いいたします。

11目地域振興費14事業「地域交通対策事業費」につきましては、5,220万1千円の補正をお願いするものであります。

はじめに事業の目的であります。第2期交通計画に基づき、各地域の実情に沿った交通システムの運行を行うとともに、これまでの事業の検証を行い、その結果を基に平成28年度からの5年間に渡る第3期計画を策定し、引き続き交通弱者の足の確保及び市民生活の利便性の向上を図る交通体系の確立を目指すものであります。

生活バス路線補助金につきましては、国・県との協調により実施している生活バス路

線の運行維持に対する補助として、バス事業者である羽後交通株式会社に対し補助するものであり、事業サイクルの関係から、毎年この時期に予算の補正をお願いしているものであります。

この補助金につきましては、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの運行実績を対象に、県が決定した補助金を市が一旦受け、その後、市の補助金分と合算してバス事業者に拠出するという協調補助形式となっております。

補助金の内訳につきましては、国庫補助対象路線分として大曲角館及び横手大曲の2路線で合わせて1,958万4千円、県単補助対象路線分として長信田線ほか6路線で合わせて3,061万2千円、市単補助路線分として稲沢線の200万5千円となっており、生活バス路線補助金として、合わせて5,220万1千円の補正をお願いするものであります。

なお、歳入についてであります。予算書13ページの中段、歳入15款2項1目「総務費県補助金」の「秋田県生活バス路線等維持費補助金」として510万円の補正をお願いするものであります。

再び、予算書の17ページをお願いいたします。

同じく16事業「がんばる集落活性化支援事業費」は、379万3千円の減額補正であります。

本事業は、人口減少・高齢化が進み、地縁により構成された自治組織の活力が低下していることから、自治組織が自ら行う自治組織の維持・活性化のための模範的な取り組みに対して補助金を交付することで、持続可能な自治組織の形成に向けた主体的活動が図られていくことを目的として、平成23年度に創設した制度であり、過疎地域自立促進特別措置法に基づきいわゆる過疎ソフト事業債を財源として、平成27年度までの期限内で、実施しているものであります。

制度の内容であります。「小規模集落・地区振興モデル支援」、「地区ビジョン策定支援」「集落支援員導入集落活動支援」「地域コミュニティビジネス事業」の4つの支援区分を設定し、自治組織が自主的に展開する維持・活性化活動に対し支援するものとなっております。

本年度の活用状況につきましては、申請件数が8件、補助金額が831万4千円となっております。今年度採択となった事業については、今後の変更申請に対応するための補助上限額を確保したうえで、不要見込みとなる379万3千円の減額補正をお願い

いするものであります。

財源の内訳として、地方債を380万円の減、一般財源を7千円としておりますが、財源としている集落活性化支援事業債につきましては、実績に対して10万円単位、10万円未満の端数は切り上げで処理することとなっておりますので、その端数差額7千円については一般財源で調整するものであります。

また、歳入につきましては、予算書16ページ、上段、歳入21款1項1目「総務債」の「集落活性化支援事業債」について、380万円を減額補正するものであります。

再び、資料17ページになります。

次に、同じく11目17事業「町内集落会館整備事業費」は、5千円の補正であります。

これは、町内集落会館整備事業の貸付原資である「貸付基金」に預金利子が生じたことにより、当該利子5千円を同基金に積み立てるものであります。

なお、これにあわせ歳入につきましても補正が必要であり、予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の上から5つ目の「町内集落会館整備費貸付基金預金利子」に5千円の補正をお願いするものであります。

再び、資料17ページになりますが、次に、11目地域振興費21事業「地域提案型自治会等雪対策モデル事業費」につきましては、118万9千円の減額補正であります。

はじめに事業の目的であります、「大仙市雪対策総合計画」における「雪に負けない市民協働のまち・大仙」を基本理念とし、安心して住み続けることのできるまちづくりの推進を目的に、平成27年度から28年度までの2年間を実施期間として、高齢者住宅の間口・通路除雪、屋根の雪下ろしや、道路除雪に取り組むモデル組織に対して交付金を交付し、事業に活用いただくものとして、9月補正でご承認いただいたものであります。

ここで、事業の概要について若干ご説明させていただきます。本日配付しておりますカラーA3版の参考資料をご覧くださいと思います。

資料左側、表の4段目になりますが、交付対象団体は、自治会・自主防災組織の他、任意組織も対象としており、その要件としましては実施区域の概ね5戸以上が参画し、実施区域の全ての自治会から同意を得ること、実施区域に住所を有する者が構成員の過半数以上を占める団体としております。

交付対象事業及び交付額につきましては、高齢者等住宅の間口・通路除雪は1戸あた

り 8 千円、高齢者等住宅の雪下ろしは 1 戸あたり 2 万 1 千円、道路除雪については市の機械除雪を実施している道路延長 1 メートルあたり 6 4 0 円としております。なお、道路除雪につきましては、不特定多数の方が通る幹線道路を除いた市道末端部を除雪していただくもので、この場合当該区間の市の機械除雪は実施しないこととしております。

これらの単価を交付金の算定基準とし、さらに雪下ろしまたは道路除雪を行う団体に対しては、一斉除排雪事業として 1 団体あたり 5 万円、スタートアップ事業として除雪のための備品購入等の費用として初年度のみ 5 万円を交付するものであります。

特例として豪雪対策本部が設置され、かつ著しく除雪経費が増大することが見込まれる場合には交付額を増額できることとしております。

なお、交付金の算定基準としては今ご説明した内容でございますが、高齢者以外の住宅の間口・通路除雪、空き家や自治会館の除雪、私道の除雪作業もできるものとしておりまして、交付金についてはこれらを含めた事業の範囲内で自由に活用できることとしております。

27 年度の実績としましては、目標 20 団体に対し 18 団体からの申請があり、間口・通路除雪、屋根の雪下ろし、一斉除排雪に取り組んでいただくこととしております。しかしながら、道路除雪につきましては、今年度は申請がされていない状況であります。

このようなことから、この度 1 1 8 万 9 千円の減額補正をお願いするものであります。財源の内訳として、地方債を 1 2 0 万円の減、一般財源を 1 万 1 千円としております。この財源としている「自治会等雪対策モデル事業債」につきましても、実績に対して 1 0 万円単位、1 0 万円未満の端数は切り上げで処理することとなっておりますので、その端数差額 1 万 1 千円について、一般財源で調整するものであります。

歳入につきましては、予算書 1 6 ページ、上段、歳入 2 1 款 1 項 1 目「総務債」の「自治会等雪対策モデル事業債」について、1 2 0 万円を減額補正するものであります。

同じく、1 7 ページでございます。

次に、4 9 目 9 0 事業「ふるさと応援基金積立金」は、8 9 9 万円の補正であります。主な事業説明書は 9 ページとなります。

これは、「ふるさと納税制度」に基づいて寄附をいただく「ふるさと応援寄附金」について、本年 1 月末までに寄附をいただいている 8 3 件、8 9 8 万 3, 1 8 7 円と、当該寄附金を積み立てている「ふるさと応援基金」に係る預金利子 6, 5 2 0 円を、今回同基金へ積み増しするため、2 5 節の積立金に 8 9 9 万円を補正するものであります。

なお、歳入につきましては、予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の下から3つ目「ふるさと応援基金預金利子」として7千円、並びに15ページ上段、歳入17款1項5目「ふるさと応援寄附金」として898万3千円をそれぞれ補正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、情報システム課所管の説明を求めます。加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 情報システム課の加賀です。

それでは、議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、情報システム課所管に関わる予算につきまして、資料No.2の補正予算書、及び資料No.2-1の主な事業の説明書に基づいて説明をさせていただきますが、まずはじめは、資料No.2-1の主な事業の説明書に記載のあるものからご説明いたします。

補正予算書では17ページの中段にあたりますが、主な事業の説明書の8ページをご覧くださいと存じます。

2款1項13目16事業「情報セキュリティ強化対策事業費」につきましては、経緯といたしまして、国が昨年8月から「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」の検討チームを立ち上げ、その報告を基にセキュリティ対策強化のために国では補正予算を成立させました。

この成立を受け、各自治体は国の要請する情報セキュリティ強化対策を平成29年7月までに実施することが求められたもので、本市としては国が実施予定の事業の内、今回分の経費として、2,425万6千円の予算補正をお願いするものであります。

記載項目1の「事業の目的及び目標」につきましては先にもお話ししましたが、国はマイナンバー制度を進めるにあたり、個人情報の漏えい等の不安が拡大したことや日本年金機構の個人情報流出事件があり、マイナンバーを扱う自治体においても情報セキュリティ対策の抜本的な強化を図ることが必要と考え、各自治体に対し国の求めるセキュリティ対策を平成29年7月までに実施することとしたものであります。

これを受け、本市ではマイナンバーなどの個人情報を扱うシステムについて、国の求めるセキュリティ対策の実施、具体的には既存システムの改修や必要な機器等の導入、及び県の実施する自治体セキュリティクラウド、共同利用への準備を平成29年7月までに間に合うよう作業を進めることを目的としております。

次の項目2の「事業の概要」につきましては、大きく3つの二重丸にありますよう、最初は国の求めるセキュリティ対策であります自治体情報セキュリティ強化対策事業の内容について、二つ目は国の補助基準額について、三つ目は本市の対応について整理しております。

まず初めの自治体情報セキュリティ強化対策事業は大きく3つに分かれており、1つ目の(1)につきましては、マイナンバー利用事務系、本市では住基、税、福祉など基幹系システムの範囲をいいますが、このシステムを扱うためには、二要素認証、例えばパスワード認証とカード認証又は生体認証などの二要素以上の認証により、マイナンバーを利用する個人を特定したり、また、マイナンバーを利用する者でも端末からの情報持ち出しが不可なよう、要するに情報の持ち出しが出来ないよう情報システム設定等の制限を図ることで、市民の心配する住民情報の流失が起こらないよう徹底して防止する内容であります。

2つ目の(2)につきましては、背景を申し上げますと昨年の日本年金機構の個人情報流出が、インターネットからの不審なメールを職員が不運にも開いてしまい、不正プログラムに感染したことが原因で、その感染したパソコンの中には年金の個人情報が存在していたため外部に流出してしまった苦い経験があります。

国のマイナンバーを扱うネットワークとして予定されておりますネットワーク環境がLGWAN環境であり、このLGWANとは総合行政ネットワークともいいますが、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのことで、本市ではこのネットワーク環境に繋がっているシステムとしては、文書処理、財務会計、職員ポータル、グループウェアなどの情報系システムがあり、インターネットへも接続されている状況であります。

そこで国ではLGWAN環境のセキュリティ確保、強化に資するため、インターネット接続をLGWAN接続環境から分離するよう各自治体に要請しているものであります。

つまり、本市の情報系ネットワークから、日本年金機構のように情報流出の原因となる可能性のあるインターネット接続が出来なくしてしまう内容を要請しているものであります。

ここまでが自治体情報システム強靱性向上事業の内容で、各自治体が行うものでありますが、そうなりますと、日々職員がインターネットを利用し、色々な情報の発信業務や収集業務について、国の求めるセキュリティ強化対策を行いますと、インターネット利用が出来なくなることから、国では、代替案として都道府県1つのインターネットのセキュリティが高い出入り口を通じてのインターネット利用を提案しております。

それが、次の県が実施主体となっていく、自治体情報セキュリティクラウド事業と呼ばれるものであり、その内容は、都道府県と市町村が協力して高度な情報セキュリティ対策を講じるため、都道府県単位でインターネット出入り口を集約し高いセキュリティ化を図りましたインターネットの出入り口を整備するもので、この総称を自治体情報セキュリティクラウドと呼びますが、このクラウドを各自治体を利用することで、現状と同じくインターネットを利用することが出来るようになるもので、本市としては今後この自治体情報セキュリティクラウドに対応するための改修作業を行うこととなります。

次の二重丸について、国では先の自治体情報システム強靱性向上事業にかかる補助の限度として、人口規模と人口割合で上限を定め、本市の場合は事業費2,370万円が上限額となり、その半額が補助金として交付される予定であります。

本市の対応につきましては、記載の説明に入る前に、本市の現状を申しあげますと、住基や税、福祉等の基幹系システムと文書処理や財務会計、インターネット利用の情報系システムの2系統があります。

国の要請するセキュリティ対策は、本市の言う情報系システムからインターネット接続部分を分離し、インターネットからの脅威を極力なくすような仕組みの導入が要請されており、言い換えますと極論ですが、職員へ個人情報扱わないインターネット専用端末を準備し、セキュリティを強化するように要請しているとも思われます。

現在職員の机の上には、1台から2台のパソコンが備えられており、さらに国の言うインターネット専用端末を増やすことは、机の上のスペースからしてパソコンを増やすことが困難な状況から、現状の台数のままで、技術的な対応で国の要請に対応出来ないか情報を集めているところであります。

そこで、現状でできることや、今回の補正でやること、今後やらないといけないことを整理したものが次の記載内容となっております。

それでは(1)の端末からの個人情報の持ち出しについての対応につきましては、おもにUSB、このUSBとはユニバーサル・シリアル・バスという規格の略称で、コンピュー

タに周辺機器を接続するための規格であります。この接続などについて外部接続機器、記録媒体の使用を制限することで、個人情報の流出を防ぐというものであります。

これについては現在も実施している内容でありますので、マイナンバー利用環境を想定しての現状見直しが必要となりますが、通常の業務保守対応で可能と考えております。

次に新たに導入するものとして、二要素認証の対応につきましては、パスワードと生体認証の二要素による強力なアクセス制御、制限と利用者の管理を行うことが出来るものを導入いたします。

このような制限を実施するためには、パソコンに専用の機器が必要で、現在常時利用している基幹系端末、パソコンについては245台ありますが、今まで国の新たな制度が開始されるたびに基幹系システムの端末が増加していることや、一時的に端末の増設が必要な業務がありますので、今回導入する機器台数といたしまして、約2割の予備機を含めた300台の機器導入を予定しております。

つぎの業務分離に伴うパソコンの再配置25台につきまして、本市では以前からパソコン削減のため、1台で色々な業務を行っていた端末がありましたが、国の要請するセキュリティの姿に近づくためには、他自治体とのデータ連携が始まる平成29年7月までに、業務を分離しなくてはならなくなり、パソコンを増設することとなったものであります。

なお、米印1にありますように、この導入につきましては担当課と調整しながら平成28年度早期に補正で対応する予定であります。

次の(2)のLGWAN環境のセキュリティ確保に対応するため、①の情報系システムとインターネットとの分離と、②の仮想化技術の導入によるインターネット閲覧環境の整備、具体的にはインターネット閲覧専用サーバを設置し、そのサーバ上で表示するウイルスを含まない表示画面を各端末で利用するという内容のもので、セキュリティを強化する内容であります。

この整備につきましては、県の実施する自治体情報セキュリティクラウド事業と関係が有りますので、県事業の内容が分かり次第、平成28年度早期の補正で対応する予定であります。

次の③のメールのセキュリティ対策の強化については、現在も様々なセキュリティ対策を行っておりますが、本市では国が求めるセキュリティレベル、具体的にはメールの無害化などには対応していないため、今回の補正の対象とし、より高いセキュリティの

実現を目指していくものであります。

以上が、本市が行わなくてはならない内容であります。作業期間としては半年以上の日数が必要となりますので、本来であれば当初予算の内容になるかと思われませんが、国から平成27年度補正対応での要請や、いづらかでも早く本市の高いセキュリティ環境を構築したいため、今回の3月補正の対象とし、繰越明許費2,425万6千円の設定を行うものであります。

次の(3)の県が実施する自治体情報セキュリティクラウド事業への対応につきまして、本市と関わる部分といたしましては、平成29年7月までの県によるセキュリティクラウド環境の構築にあわせ、本市のメール送受信設定の変更や、先にお話しましたインターネットとの分離を行う部分と、県が運営する自治体情報セキュリティクラウド事業の毎年度の運営費の一部負担金の支出部分が予想されます。

これらについても内容が分かりましたら、平成28年度早期に補正で対応する予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に3の「これまでの成果と今後の方向性」につきましては、本年1月15日、県による当事業の説明会があり、総務省ではセキュリティ強化事業の予算化を進めているので各自治体とも国の示す事業を実施するよう要請がありました。

そして国では、1月20日の補正予算が成立したことから、各自治体にセキュリティ強化の要請を出し、これを受け、県内の全市町村も平成27年度内に補助事業の交付申請を行い、セキュリティ強化の事業を実施する予定であります。

次の4の「補正額の財源内訳」につきましては、補正額2,425万6千円の内、補助に関わる部分として国県支出金が1,185万円で、それ以外は一般財源となります。

説明の最後となりますが、つぎの説明は、主な事業説明書に記載が有りませんので、補正予算書でご説明いたします。

補正予算書の17ページの上中段にあります、「地上デジタル放送再送信施設基金積立金」をご覧ください。

2款1項10目62事業「地上デジタル放送再送信施設基金積立金」につきましては、歳入歳出とも3千円の増額補正をお願いするもので、補正後の額はどちらも3千円となります。

基金名称が「大仙市地上デジタル放送再送信施設管理運営基金」の目的は、「地上デジタル放送再送信施設管理運営事業費」で自然災害や老朽化等により支出が増えた場合、

基金を取り崩して、整備事業に充当し、利用者への地上デジタル放送波を安定的に供給するためのものであります。

今回は、主に預金利息等に係る新たな収入があったため補正するものであり、本年度の預金利息2,768円を本基金に積み立てるものであります。

これにより、資料には有りませんが補正後の本基金現在高は1,175万3,400円になる予定であります。

以上で、議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、情報システム課所管にかかる説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 大変難しい説明をしていただきまして、ありがとうございます。

簡単に言ってしまえばこれ、マイナンバーを使う事務系とそれ以外の事務系とパソコンを分けてしまうということになることなのか、まず1点と、それからそれは、マイナンバー使う方のやつはインターネット使えねぐしちゃうのか、それ専用の使い方をするのかということの、そういうような理解でいいのかっていうこと1つです。それと、そうなれば、1人の人が今も複数のパソコンを使って作業をしているという話だよだども、それがさらに台数増える人ど、あんまり増えね人どいるという話になるのかなということ、まず1点だしな。

それから、もう1つは、その後のメンテナンスみたいなものの経費みたいなのは生じるものなのかどうか、例えば県のクラウドさ入るどがっていったどぎに、そういった経費も生じるものなのかどうかということ。

○委員長（後藤 健） はい、加賀課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） まず1点目の内容でございまして、整理いたしますとマイナンバーというか、個人情報利用業務、利用業務といいますのは住基とか税、福祉でございすけれども、これは今現在も専用端末で作業しております。これについては、二要素認証という、今はやっておりませんが、今は単純にパスワードでしかログインしておりませんが、これは二要素承認をしないといけないというのが、まず1つです。

つぎに、情報系というのは今、LGWANとインターネット、どちらも使っておりますが、

これを国ではインターネット系を完全に分離してくださいということで言われております。そういうことで、単純にものを素直に受け止めますと、1つにインターネットを分離するためにインターネットを見たいとすれば専用の端末を増やさないといけないかという、当然疑問が発生いたします。そういうのも1つの手法でございますが、そうしますと机に極端に言いますと基幹系やって、情報系やって、インターネットやると3台も置かないといけないということになります。今現在、多くても基幹系と情報系の2台しかありませんので、技術的にそこを同じ今の台数で処理したいということで、技術的に台数を増やさないでそれを実現するというので情報収集しております。そのやり方の一つとしては、インターネット系は完全にサーバを分離いたしまして、画面だけを表示させるサーバを構築して、利用する人は画面だけを見るという、そうしますとウイルスとか全然、画面なので入ってこないという、そういう考え方で進んでおります。ということで、台数としては増やさない方向で進んでおります。

つぎの質問のメンテナンス、お金の面でございます。

まだ未確定な要素あるんですけども、県としてはあくまでも最低限の、国から言われている最低限のものしかやらないとの方向らしいんですけども、それも結構な金額は掛かりますが、そうしますと、どうしても大仙市でも今と同じセキュリティを維持するとすれば、まず今と同じ経費は発生します。あと、それとは別個に、新たに構築します業務のセキュリティクラウドとか、こちらで増えた機器の保守は増えるということになってまいります。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） インターネットがらどがって行って、本当に効率的に、行政の中の経費が、なんかこうばにちよされれば、生きてるのか死んでるのがって、本当いらね負担をさせらいでるんでねがって、いつも疑問に思うんだっしよな。

確認。そうすれば、インターネットの関係は、個人情報扱うところの人方は、そのパソコンでは直接には見ることはできるども、取り組むことはできねというふうにしてしまうということ。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） サーバの画面だけをみるということで、取り込むということはできません。

○委員長（後藤 健） 金谷委員。

- 14番（金谷道男） それって、たまたまそれは個人情報を扱っているところという意味だね。んでねぐ、職員全部がそうなるということ。
- 委員長（後藤 健） はい、加賀課長。
- 情報システム課長（加賀勸悦） 要するに、職員全部がそういう体制にしないと、個人情報、マイナンバーだけでなく、行政はいろんな個人情報を扱ってますので、そういうことで国としては、自治体間でセキュリティを同じくしましょうという、多分個人的にはオリンピックまでの間にいろんな、海外から攻撃を受けるということが想定されますので、どっかセキュリティの低い自治体を攻撃されますと、それにぶら下がっているLGWANで全部他の自治体も、持っていこうとすれば持っていかれる状況ですので、そういうことで国としては金が掛かっても最低限のそこをやりたいというふうになったと想定されます。
- 委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、金谷委員。
- 14番（金谷道男） 職員の人方って、インターネットは仕事上の情報って、すごく取れば良いものいっぱいあると思うんだ。俺もちょっとみででも、調べるっていえば、わざわざ行かなくても見れるどがって、そういう意味ではインターネットの効果ってすごいと思うんだよな。それを全部、市役所全体がそういう情報取り込めないとすれば、やっぱりなんか取り組む方法考えた方がいいな。いわゆる公のながれとは別に、それを取り込めるものをどっかさ置いてみんながそれ使って情報取るということでも考えねば、せっかくあれだけの、ICTだどがなんどがわけわがねども、いずれ世の中それで動いで、すごくいろんなものが取れるし、それを取ることによって仕事さ役に立つやつって、ものすごいあると思うんだ、俺。それをなんか考えた方がいいと思うな。
- 委員長（後藤 健） はい、加賀課長。
- 情報システム課長（加賀勸悦） そういうことで、言葉として、情報収集してるということで、できるだけ今の職員の生産性を落とさないようにしたいということで、いろんな業者さんが売り込みに来ておりますけれども、その中で大仙市が一番良いのがどれかというのは、今後方向性が決まりましたら、28年の早い段階で補正にあげさせてもらいたいということで、よろしくご理解を賜りたいと思います。
- 委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） カード作ってる人、何人、今。
- 委員長（後藤 健） はい、加賀課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 個人番号カードという趣旨でよろしいでしょうか。

市民課からいただいた情報では、3月7日月曜日現在でございますが、個人番号カードを発行した数は1,532人ということでお聞きしております。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方はおりませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、重点政策推進室所管の説明を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松英昭） それでは、議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、企画部重点政策推進室所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

説明に入ります前に、今年度事業完了を迎えました本事業の状況及び今後のスケジュール等について、若干触れたいというふうに思います。

平成21年に構想を策定して以来、進めてまいりました本事業も、無事、予定どおり昨年9月に完了いたしまして、10月には完成記念式典、11月にはオープニングセレモニー及びイベントを実施したところでございます。

振り返ってみますと、基本設計の作業中には東日本大震災が発生いたしました。また、工事施工中には4年連続となる豪雪や、震災復興事業の本格化、あるいは国の経済対策による建設工事の増加など、事業の進捗が懸念される場面も多々あったところでございます。

特に南街区施工中には、建設技能者不足等による工事費の上昇、工事進捗の停滞が顕在化しましたけれども、いろいろ困難な状況の中、関係者のご努力、ご協力によりまして影響を最小限にとどめることができたのではないかと考えております。

委員各位におかれましては、当局側の説明が、必ずしも十分ではなかった場面もあったかと存じますけれども、多大なるご理解ご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

去る2月23日に再開発組合の解散総会が執り行われました。また26日には知事に対して解散認可申請書を提出いたしております。このあと3月中旬には解散の認可がなされ、それ以降、本年9月末を目途に清算業務に着手する予定となっております。

それでは、資料No.2「平成27年度大仙市補正予算書」の23ページをお開き願います。また、No.2-1「主な事業の説明書」は10ページとなりますので、併せてご覧い

ただきたいと思います。

今回の補正につきましては、事業の完了及び清算に伴う補正でございます。

社会資本整備総合交付金の予算配分及び実績による補助金及び財源の減額と、事業の清算による増床負担金の減額、及び清算金還付の発生による財源振替でございます。

補正予算の内容であります。歳出8款3項2目11事業「市街地再開発事業費」は、当初予算11億1,140万1千円を4,904万2千円減額し、補正後の予算額を10億6,235万9千円とするものであります。

補正予算書に記載はございませんけれども、減額となる19節負担金補助及び交付金の内訳でありますけれども、昨年9月の工事完了に伴い増床負担金に減額が生じたことから、負担金を2,194万7千円減額するとともに、社会資本整備総合交付金の予算配分により、再開発組合に対する補助金を2,709万5千円減額することといたしておりまして、合わせて4,904万2千円の減額となるものであります。

財源についてであります。補正予算書は12ページ中段となります。

歳入14款2項6目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金として2節都市計画費補助金を1,500万9千円減額、また、13ページ下段となりますが、歳入15款2項6目土木費県補助金は、市街地再開発事業費補助金として2節都市計画費補助金を555万7千円減額、さらに、16ページ中段となりますが、歳入21款1項6目土木債は、市街地再開発事業債として、2節都市計画債を3,510万円減額するものでございます。

また、15ページ下段となりますけれども、市街地再開発事業の清算に伴い床価額が確定し、清算金が生じたことから、20款5項3目雑入、6節還付金、市街地再開発事業還付金として、増床負担金の減額相当分929万5千円を充当するものでございます。

市といたしましては、本年度中の組合の解散認可、本年9月末までを予定している清算業務が滞りなく完了するよう、引き続き効率的な組合運営に努めてまいりますとともに、関係各課、機関、団体等と連携しながら、大曲ヒカリオを中心に賑わいを創出するとともに、来年度以降予定されている各種事業や施策と連携しつつ、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、委員各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 10ページの3に、これまでの成果と今後の方向性というのありますけれども、下から3行目、「完了により、歩行者交通量の増加、地区の防災機能強化、路線価の下げ止まりなど、事業効果が発現している。」というふうには、とても見えないんですけれども、これは私と小松部長との思いの差だが。まなくの差だが。ということは、この前28日に議員の懇談会というが、花火庵でやったんだけど、日曜日なのに人は全然いねがったし、全部で10人くらい相談者いだったがなという感じで、ほんとこれ本当に発現してるというのは、どっから持ってきた、どごの資料持ってこいばこういう文章がでざるもんなんだが、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（後藤 健） はい、小松部長。

○企画部長（小松英昭） 事業説明書に書かれてあるこれまでの成果については論拠ということだと思います。

市街地再開発事業を行っている最中にも成果目標ということで、低度的な指標でありますけれども、これを設定してございます。中心市街地における1日当たりの歩行者交通量、こういったことで調査を行っておりますけれども、駅前通り線で増加が著しいということで、これまでの226人から676人と199%増というような、ある程度ただきただけの数値なんでしょうけれども、こういった指標が出されているということと、路線価の下げ止まりの傾向を示しているということから、一定のこの市街地再開発事業における効果はあったのではないかというふうに思われるということでもあります。

ただ、昨年オープンしたばかり、まだ出来て間もないという、逃げの口上にはなるかもしれませんが、これからいつの時点で効果が100%出てくるのかというのは不透明な部分がありますけれども、いずれ今後の中心市街地の活性化に向けた取組はもちろん継続していくわけで、こういった各種の政策と誘起的に繋げることによって、やはり駅周辺、それから商店街の振興とつながるようになっておりますので、それからヒカリオを有効活用しながら、まちの賑わいづくりを進めていくという方向には変わらないということだと思います。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 本当に嫌味みたいな言い方になって申し訳ないんですけれども、い

ずれ出来でがらすぐには実績が出てくるものではないというふうには私も思いますけれども、これが28年度の市街地再開発のヒカリオの中でいろいろな事業やったりすると、それで人を呼ぶというような、いろいろ行事を組まれているようですけれども、この市街地活性化というのは、そういう事業をやって人を呼んで、その日は人が来てる来るというパターンじゃなくて、本当からいけば、日常的に花火通りでも病院の通りでも人がやっぱり、ゾヨゾヨという訳にはいかないと思いますけれども、ある程度我々があそこら辺通って人が出てるといような感じくらいにはならなければ、なんのための事業だったかということが必ず、もちろん私は言いますし、市民の人方にも必ずそういう話が出てくると思うんですよ。だから、今どうのこうのじゃなくて、要するにこれからソフト的に中心市街地の活性化策、建物、ハコモノができました、そうすればなんとやってソフトでそこに人を呼んでくると、これは当然商店街の人方との話し合いだが、当然イベントどがということも考えられるんだけど、そういうことをやっていかなければ、あそこって人来ね地域になってると思うんだっしょ。なしても東の方のバイパス沿いに人が集まっていくという流れは、大曲の場合止められないと思うんだっしょ。確かに中心市街地の活性化策ということで病院が出来だ、ヒカリオも出来だけれども、それなりのやっぱり金かけだ分の賑わい分の実績というか、そういうのが見えなければ何のための事業だったのよって、必ず言われると思うんで、あどせばなんだがって言えば、やっぱりソフト面で、例えば商店の人方どいろんな話合いしながら、ここら辺さ人もってくるためになんた品揃えをしていくどが、どういう店棚をつぐどが、そういうことをやっていかなければ無理だど思うんで、そこら辺にちょっと力を入れた、重点対策室として今後の、要するにあそこやった尻拭いといますか、そういうことをやっていただきたいということで、返答はいりません。お願いして終わります。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 今、路線価の下げ止まり、これ止まってるよな。なんだがで言ったけども、止まったしけ。だがら、不動産屋さでも確認してみで、俺そうは聞いてるんだよ。だがら、効果はあったんでねがな。

それから、駅東さ、あんばに団地建ってこいば子どもたちも歩くべし、あそこさ住む人方もいるごどだし、俺は期待はできるもんだど思うがらっしょ。

まず、路線価の土地は止まったと俺は、それは聞いてるっし。だがら、あどこれがらだごで。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） まず、これで終わったごどだべがら、ひとつの事業が。

別に大曲のあそこの話しでなくて、他のどこでも公共施設の投資も含めての話しなんだども、出来だあど、そこを活性化どが、活用させるために、あるいは人呼ぶるために延々と税の投資をしていかなばいげねってというのは、どっかでやっぱり早く見切りつけねと、お金を掛けて物をつぐったり集まる場所つぐったりして、それを使わせるどってまだ一生懸命行政が税使ってやらねば集まってこねってという話はやっぱりちょっと悲しい話で、早目に自立というか、そこ辺りの人方が一番恩恵受けるごどだべがら、その人たちが頑張ってやらねば駄目だごどだどもな。

大仙市っていえば、あそこばかりでねえので、他の地域でもそういうことが当然あるし、これからおぎでくると思うども、近場で利用というか、それと受ける方の、そこ辺りのごどをこれまでもあそこら辺の周辺の住んでる人方ど、当然話の中で都市計画やってきて進めてきたごどだべがら、して組合だけでねえと思うんだな、組合のメンバーだけでねぐよ、そういったごどをやっていがねば、ずっと建てで面倒見で建てで面倒見でというんた話になるので、そこら辺はなにが手をうだねば駄目だんでねがと私も思います。

○委員長（後藤 健） はい、橋村委員。

○12番（橋村 誠） いずれ商工会議所の方で、ちゃんと考えでるっけ。おめだ心配さねったって、あれだが一番心配してる。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行いたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。再開は午後2時40分をお願いいたします。

午後 2時30分 休 憩

.....
午後 2時39分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つぎに、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。

はじめに、総合政策課所管分について、当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） それでは、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち、総合政策課所管の歳出予算について、企画部「主な事業の説明書」に基づいて、ご説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。それと、予算書の方は53ページの中段からとなります。

事業説明書の2-1ページをお願いいたします。

はじめに、歳出2款総務費1項総務管理費3目広報費10事業「広報活動費」については、27年度より108万6千円多い3,953万6千円の予算計上であります。財源内訳は、その他財源として広報広告掲載料168万4千円を見込んでおり、残りが一般財源となっております。

本事業は、広報活動を推進し、市民の理解と信頼に基づく公正で開かれた市政の発展に資することを目的に、市民に親しまれる質の高い広報紙の発行や、また昨年8月に開局したコミュニティFMラジオの活用により、市民に対し市の施策や事業等に関する情報を、正確かつ分かりやすく提供することを目標としております。

これまでの実績と成果であります。市広報紙は市民におおむね好意的に受け止められていると認識しております。また、全国広報コンクールでは、これまで広報紙部門で3回、写真部門で6回の入選を果たすなど、市内外で高い評価をいただいております。

また、発行計画を意識した編集作業とレイアウトの定型化で広報紙の膨張を抑制しているほか、担当者間のスケジュールデータの共有などで取材活動を効率化し、時間外勤務を抑制する工夫をしており、広報紙の情報量を維持したまま仕事量と経費の削減につながられるような仕組みづくりに努力をしております。

問題と課題であります。広報活動は広報紙のみならず、利用可能なさまざまな媒体を効果的に活用して実施すべきであります。全体の業務量が広報紙の編集に偏重している状況にあります。現在、広報媒体としては、広報紙のほか、インターネット、コミュニティFMの3つを利用できる環境にあることから、それぞれの媒体の特性を踏まえ、市民に対して3媒体を効果的に用いて行政情報を適時的確に伝達する必要があると考えております。

今後の方向性であります。広報紙の編集・発行については、コミュニティFMやインターネット等の他の広報媒体と差別化を図りながら、紙媒体の利点を生かして写真や図表を十分に盛り込み、読み手に伝わる広報紙づくりを進めてまいります。

また、コミュニティFMについては、その存在意義を高めるためにも、各種制度の紹介やイベント情報の発信にコミュニティFMを活用してもらうよう、庁内及び市内各種団体等に対し働きかけを行ってまいります。

28年度事業の概要であります。資料記載のとおり、広報紙（広報だいせん「だいせん日和」）については、毎月1日発行号のカラー版、及び16日発行号のお知らせ版のほか、予算特集号の発行を予定しております。また、各地域の予算に関する話題に特化した地域版の発行も予定をしております。

加えて、コミュニティFM「FMはなび」を活用した行政情報番組「毎日がだいせん日和」を放送することとしており、これら事業の実施に要する印刷製本費、委託料等が主な経費となっております。

次に、事業説明書は、2-2ページとなります。

10目企画費11事業「非核平和都市宣言経費」については、27年度より28万9千円少ない88万2千円の予算計上であり、全額一般財源となっております。

本事業は、平成17年6月に本市が行った「非核平和都市宣言」を体現する事業を実施し、平和を願う精神を後世に受け継ぎ、非核平和の実現を目指していくことを目的としております。

これまでの実績と成果であります。資料記載のとおり非核平和レポーター派遣事業においては、平成19年度の実施以来定員を満たす応募が続いております。また、平和標語コンクール、映写会やレポーターの学習発表等を実施する集会においても、多くの応募、参加となっております。

問題と課題であります。本事業は広く市民を対象としており、広報紙やFMはなび等幅広いメディアを活用した周知を行っているものの、中学生等を除く一般の参加が少ないこと。また、中学生の平和集会参加については、レポーターの出身校がメインとなるため、他の学校は参加できない場合があるなどの課題があります。

今後の方向性であります。広く市民を対象として平和意識啓発を図る必要があることから、昨年に引き続き、市内で人が集まりやすくスペースが確保できる公共施設等において、標語コンクールの応募等を実施したいと考えております。

また、平成27年度から名称を変え実施した「平和祈念フォーラム」については、内容の検討に加え、広報・FMはなび等の幅広いメディアを活用した周知を実施し、多くの市民に参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

28年度の事業概要であります。被爆地・広島に中学生・高校生をレポーターとして派遣する「非核平和レポーター派遣事業」をはじめ、より一層の市民の関心を集め、非核平和事業への市民参加を促進していくために、引き続き「平和標語コンクール」を実施するほか、非核平和レポーターとして参加した中高生が同世代に向けて学習成果を発表し、平和へのメッセージを伝える集会や講演・映写会、ポスター展などを内容とする「平和祈念フォーラム」を、市内の中学校を会場に実施することとしており、これら事業の実施に要する経費について予算計上するものであります。

事業説明書は、2－3ページとなります。

次に、12事業「行政評価推進経費」については、27年度より21万8千円多い43万7千円の予算計上であり、全額一般財源となっております。

本事業は、市民の行政に対する意見を調査・分析し、市民の目線で客観的に施策・事業を検証することで、市の施策を多くの市民に対し周知・説明することを目的に実施しており、また、回収率については40%以上を目標としております。

これまでの実績と成果であります。本調査により市民意識の変化を捉えることで、施策の効果や方向性を検討し、今後の事業立案や事業見直しに関する重要な資料として活用しております。また、調査結果を市広報やホームページ等で公表することで、市民への説明責任を果たし市政への関心を高めることに努めております。

問題と課題であります。資料記載のとおり、27年度の回収率が40%を下回ったことから、回収率を上げるために答えやすい設問の設定や内容の検討が必要であると考えております。また、これまでは全体的な施策に対する意向調査に留まり、個別事業に対する意向把握が不十分であったと考えております。

今後の方向性であります。平成18年度からスタートした「市民による市政評価」は、市民の目線で市政運営のチェックをいただいております。調査結果は各種施策の立案や計画に反映することで、効果的かつ効率的な市政運営において重要な役割を果たしていると考えております。また、調査は多くの市民に市の施策を周知し、市政運営に対する理解と協働のまちづくりに向けた意識の醸成を図るためにも重要なため、内容等を精査しながら引き続き実施してまいります。

28年度の事業概要であります。新たにスタートする次期総合計画の体系に基づき、2つの市民アンケートを実施してまいります。

一つはこれまでと同様のアンケートで、施策の満足度や重要度等について5月に実施

したいと考えております。また、新たに事業別アンケートとして、個別事業に関する調査を7月に実施し、事業ごとの見直し等に活用してまいりたいと考えております。いずれも、地域・年代・性別などの条件により抽出した市民1,000人と希望者を対象に「市民評価アンケート」を行うものであります。

また、アンケートの回収率を上げるため、返信がない方に対するリマインドはがきの送付も実施したいと考えており、これらに要する経費を予算計上するものであります。

なお、結果報告書につきましては、これまで同様、議員各位に対して配付するほか、定例記者会見や市広報・ホームページ等を通して市民に公表してまいります。

次に2つ飛びまして、事業説明書は、2-6ページとなります。

22事業「コミュニティFM関連事業費」については、27年度より5,295万8千円少ない6,793万6千円の予算計上であります。

財源内訳については、市債（コミュニティFM施設整備事業債）5,690万円、その他としてTMO大曲から光回線使用料としていただくコミュニティFM施設管理費負担金として72万2千円、残りが一般財源となっております。

本事業は、地域の活性化及び防災対策等を目的に昨年8月に開局したコミュニティFM放送局（FMはなび）について、地域密着の情報を発信し地域の賑わいを創出するとともに、地震や集中豪雨などの自然災害から市民の生命・財産を守るメディアとしての役割を担うことを目的としており、また、受信エリアの拡大と安定した放送が提供できるよう、維持管理に努めてまいります。

これまでの実績と成果であります。本事業については、平成24年度に検討プロジェクトが立ち上がり、これまで開局に向けた準備を進めてきたところであり、平成27年度には、送信所（親局と2つの中継局）と仮スタジオの整備を行い、昨年8月8日に仮開局をしたところであります。また、11月には市街地再開発事業の南街区健康福祉棟にスタジオを移設し本放送を行っております。

開局後は、各地で行われている行事の中継や全国花火競技大会の実況生中継など、地域に密着した放送を行っているほか、大雨による災害発生時には、注意喚起情報や道路の通行止め情報等の発信を行い、市民の安全安心の確保に努めているところであります。

問題と課題であります。昨年8月の開局以来、地域密着の情報発信と地元の話題を中心とした番組づくりを行ってきており、リスナーも少しずつ増えてきていると思っております。しかし、スタッフも初心者が多く、魅力ある番組づくりをするための難しさ

など課題も多く、試行錯誤を続けております。

また、27年度に整備した送信所（親局、中継局2カ所）による放送エリアでは、まだ難聴地域が存在しており今後も中継局の整備が必要であります。しかしながら、カバー率100%の受信環境を確保することは、地形的に見て難しいため、費用対効果を見極めながら整備を進める必要があると考えております。

今後の方向性であります。28年度から運営会社に対する運営費補助が無い場合、運営会社ではさらなる広告収入の確保が必要であり、このためには自主制作番組の放送拡大が必要となってきます。市としても持続的な運営ができるよう引き続き、指導・助言に努めてまいります。

また、施設整備については、多くの市民が放送を受信できるよう中継局の整備を行い、受信エリアの拡大に努めてまいります。

28年度の事業概要であります。受信エリアの拡大を図るため、協和地域の「協和わんぱくの森地内」と大曲地域の「伊岡地デジ送信所」に中継局を整備し、カバー率を87.4%から92.9%に拡大することとしており、新たな中継局の開設に必要なコンサルタント業務委託費や中継局の整備費、及び既存中継局の維持管理にかかる経費について予算計上するものであります。

なお、今後の中継局整備計画であります。28年度はただ今ご説明したとおりですが、29年度は協和稲沢地区と西仙北大沢郷地区に整備を計画しております。また、中継局整備の財源として県単補助金（10分の3）の活用を検討しておりますが、現時点で確定していないため、全額合併特例債を充当しております。

次に、事業説明書は、2-28ページをお願いします。予算書の方は62ページ中段となります。

5項統計調査費1目統計調査総務費14事業「経済センサス調査（活動調査）経費」については、27年度より488万8千円多い490万円の予算計上であり、財源内訳については、全額県支出金となっております。

本事業は、事業所及び企業の売上高や費用などの経理項目を調査し、我が国における包括的な産業構造統計を作成することを目的として実施されるもので、市内の事業所数、従業者数などの基礎的データのほか、売上金額や費用などの経理項目データを得ることを目標とするものであります。

これまでの実績と成果であります。本調査は事業所数、従業者数、売上高など産業

振興施策や各種計画の基礎となる重要なデータを得ている基幹統計調査であり、今後も継続してまいります。なお、調査結果については、市のホームページを利用して市民に公表をしております。

問題と課題であります。経済センサスは平成24年2月1日に引き続き、今回が2回目の調査になりますが、調査期日や実施間隔がはっきりしておらず、今後数回の調査では、調査項目や実施時期、調査方法に変更が出てくる可能性があります。

今後の方向性と28年度の事業概要であります。今回の経済センサスー活動調査については、6月1日に実施されます。また、調査対象は、国・地方公共団体の事務所や農林漁業に属する個人経営の事業所などを除く全ての事業所及び企業となっております。

調査項目は、従業者数や売上高、費用などとなっております。なお、調査方法は、調査員調査による方法と国が直轄で調査する方法により実施することとなっております。調査員等の報酬や消耗品など調査に要する経費を予算計上しております。

事業説明書は、2-29ページとなります。予算書の方は114ページの中段となります。

次に、10款教育費5項社会教育費2目生涯学習推進費18事業「花火伝統文化継承事業費」については、27年度より823万円多い945万5千円の予算計上であり、財源内訳については、県支出金（あきた未来づくり交付金）900万円と残りが一般財源となっております。

本事業は、「花火」に関する資料の収集・保存を行い、将来にわたる貴重な文化的財産として後世に確実に継承していくことで、花火文化のさらなる発展と花火伝統文化の継承による地域振興の実現を目的としております。また、（仮称）花火伝統文化継承資料館の完成予定である平成30年8月までに、1万点以上の花火関連資料の収集を目標としております。

これまでの実績と成果であります。平成20年度からボランティアグループ「花火伝統文化継承プロジェクト」との協働により、全国から花火関連資料の収集を行い、仙北中学校旧合宿所において整理・保管に努めているところであり、昨年10月末時点で約8千点の資料が収集されております。

問題と課題についてであります。収集した資料において、紙質あるいは頻繁な利用により資料の劣化損傷状況が著しい、又は劣化損傷の大幅な進行が予想される資料の保管方法が課題となっており、媒体変換（デジタル化）による代替物の作成、提供、利用

により、原資料の劣化損傷の防止に努めたいと考えております。

また、「大曲の花火」に関する古い年代のプログラムやポスター等の資料が不足しており、地元花火師や旧家、一般市民に協力をお願いしていく必要があると考えております。加えて、（仮称）花火伝統文化継承資料館の開館に向けた資料の分類や整理方法、運営方法について確立する必要があると考えております。

今後の方向性であります。本事業は「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」の対象事業となっており、今後、「秋田未来づくり交付金」による財政支援や県立博物館の支援等を受けながら、資料館の開館に向けて活動を強化してまいりたいと考えております。

28年度の事業概要であります。花火資料のデジタル化に要する経費としてシステム構築委託料や臨時職員等の賃金など。また、資料収集の強化に要する経費として「花火伝統文化継承プロジェクト」への負担金や現作業場の維持管理に要する経費を予算計上しております。

このほか、県立博物館の支援をいただきながら、花火資料の整理・分類方法の研究を進めるほか、開館後の資料館の運営方法について検討してまいります。

最後となります。

事業説明書は、2－30ページとなります。予算書の方は119ページ下段となります。

同じく5目生涯学習施設費23事業「（仮称）花火伝統文化継承資料館等整備事業費」については新規事業であり、28年度は7,420万8千円を予算計上するものであります。財源内訳については、県支出金（あきた未来づくり交付金）4,100万円、市債（合併特例債）3,140万円、残りが一般財源となっております。

本事業は、既存生涯学習施設の改築と組み合わせた（仮称）花火伝統文化継承資料館を新設するとともに、隣接する大仙市産業展示館を本施設と一体の施設として改修を行い、「大曲の花火」発祥の地である当エリアを花火文化の継承・発信の拠点として総合的に整備するものであります。

なお、本事業は、「大仙市花火産業構想」施策1に掲げる主要施策であり、構想全体の土台となる取組として位置づけられております。また、本事業は、女性センターなど既存3施設を解体し、これまでの生涯学習機能を整理・統合するとともに、新たな機能を付加するものであり、人口減少社会に対応した施設として、今後のモデルとなる取組

であると考えております。

これまでの経緯についてであります。平成20年度からボランティアグループとの協働により花火資料の収集を開始し、これまでに8千点を超える資料を収集しております。平成25年度に「大曲の花火」発祥の地である産業展示館周辺エリアに、施設の経年劣化が著しい既存生涯学習施設の改築と組み合わせた花火資料館の整備について、検討を開始しております。

平成26年度には、生涯学習機能や花火伝統文化継承機能等必要な機能の合築による施設を整備する場合に、想定される規模や配置、概算事業費等を整理しまとめた基本計画を策定しております。また27年度は、9月補正において予算のご承認をいただき、地質調査や解体工事にかかる実施設計及び新施設の基本設計を行っております。

新施設の基本設計の進捗状況につきましては、去る2月15日の当委員会協議会において、口頭でご説明申し上げておりますが、基本設計に当たっては、本建築物が設計者に高度な発想と豊富な経験等が求められる大規模な建築物であることから、プロポーザル方式を採用した結果、松橋・館設計共同企業体を選定しております。

また、業務委託においては、花火資料の常設展示・企画展示については、博物館、美術館等の文化施設において、展示の設計実績がある業者の協力を仰ぐことを条件として付しており、展示設計については、業界トップクラスの乃村工藝社及び凸版印刷が協力会社として参加をしていただいております。

基本設計の工期は、12月17日から3月25日までの100日間となっておりますが、これまで数回にわたり業者さんと一緒に、建築住宅課や生涯学習課、文化財保護課など関係各課や花火関係者からもご意見をいただきながら作業を進めているところであります。4月上旬には、当常任委員会の皆様に展示設計を含めた基本設計の概要をご説明できるものと考えております。

引き続き、花火関係者や生涯学習関係者など民間の意見も十分に踏まえながら、実施設計業務等を行うとともに、既に協議を進めている県の交付金など、国・県の支援を受けながら、平成30年8月の開館に向けて着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

今後の方向性については、想定事業スケジュールは資料記載のとおりであります。28年度の事業概要については、女性センターと土地区画整理事務所の解体工事費として3,312万2千円。また、建築・改修・展示工事にかかる実施設計委託料として4

千円、測量業務委託料などとして108万6千円を予算計上しております。

なお、造成工事については、状況を踏まえて対応したいと考えております。

主な事業の説明は以上であります。次に、説明書以外の予算について、概要をご説明申し上げたいと思います。

恐れ入りますけれども、「平成28年度当初予算概要 企画産業常任委員会」資料の1ページをご覧ください。

はじめに、項番2の広報費負担金は、公益社団法人日本広報協会への負担金として2万4千円の計上であります。

次に、項番3の企画管理費は、総合政策課が所管する業務等にかかる事務経費として147万1千円の計上であります。

次に、2つ飛んで項番6の総合計画等推進経費は、総合計画、総合戦略の進捗管理および定住自立圏共生ビジョン策定にかかる経費として28万1千円の計上であります。

次に、1つ飛んで項番8の企画費負担金は、秋田県山村・過疎地域振興協議会など4協議会に対する負担金として27年度と同額の39万9千円の計上であります。

次に、項番9の大曲仙北広域市町村圏組合事務費負担金は、27年度より1,451万6千円少ない7,428万6千円の計上であります。

次に、項番10の統計調査事務費は、統計調査事務にかかる事務経費として27年度と同額の5万8千円の計上であります。

次に、項番11の学校基本調査経費は学校基本調査にかかる事務経費として2万6千円、項番12の工業統計調査経費については、工業統計調査終了後の事後調査にかかる経費として8千円の計上、項番13の秋田県年齢別人口流動調査経費は、毎月の人口流動調査にかかる事務経費として27年度と同額の9万円の計上、最後に、項番15の荒川鉦山跡地保存活用事業費は、荒川鉦山跡地の環境整備等に要する経費として208万6千円の計上であり、財源の一部に環境保全基金から162万7千円を充当しております。

以上、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち、総合政策課所管に係る事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行いたいと思いません。質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） コミュニティFMの件で、この後電波の届かないところ、稲沢と大沢郷を予定されていますけど、これでもまだ入らないところがあるということですか。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 来年度2つ実施して、92.9%にエリアを拡大したいと思っておりますけれども、さらに29年度、西仙北の大沢郷、協和の稲沢をカバーして、95.7%までカバーしたいと、それでもやはり4.3%ぐらいは、沢沢まだたくさんありますので、一部その部分としては入りづらいというか、そういうことが懸念されております。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 例えばそういうふうに想定、例えば大沢郷の谷のどこどが入らないかもしれないっていう、あとちょっとやってみないと分からないということですか。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） はい、そのとおりです。

○副委員長（秩父博樹） わかりました。

あと、これに関連してですけど、これから予定されているオートスイッチの防災用のラジオって、あれいつごろでしたっけ。試作品だけはみせてもらったんですけど、FMはなびのところで。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 先月の9日から、30人でしたか、そういう方々にモニターとして、今月の18日までの予定でお願いをしております。その間に電源を切った状態でも自動起動できるようなあれを流しまして、確実に起動するかしないかというようなことも、いろいろと調査してもらっています。全市一斉の場合、それからエリアを限定して、例えば大曲と仙北と神岡、この3地区だけに限定して、そこだけが入って他が入らないとか、そういったことも含めていろいろ調査をモニターとして確認していただいているということで、今月の18日までということで、そのあとご意見を伺いながら、いろいろ調整をして、おそらく本当の生産に入ってくるのは5月、6月頃からとなっておりますけど、一度に何千台というわけじゃないので、順次生産をしていって、8月頃から配付なり、あとは安くとか、そういったことも含めて対応していくこととなっております。

防災の方で、このあと担当していくということになっています。

○副委員長（秩父博樹） 分かりました。そうすれば、今話伺ったので、今試験段階でいつの日というのはちょっと流動的な話で、おおよそのことで5月、6月、8月ぐらいだろうという感覚でいいですね。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 一度に配付できませんので、順次配布していく、設置していくということで、ただ置きっぱなしでなくて、きちんと説明をしながら、しかも一番電波の入り易い場所を調べながらということで市の職員も一緒に行って設置するというようなことで検討しております。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 今の質問に関連してなんだけれども、100%いかないという意味合いは、住んでる人がいるところで100%いかないということだが、単なるエリア、面積の話しなのが、ちょっと確認。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 一応、今私が言ったのは面積の話なんですけれども、そうすれば、そこに住んでる方がどのぐらいなるかというのは、おそらく大体同じかとは思いますが、例えば8万5千人いで、もしかすると8万2,3千人しか確実に聞こえると。

○14番（金谷道男） 聞きがだ、わりがったな。

電波届かないだろうと想定されるエリアに人が住んでいるのかという話。

○総合政策課長（相馬幸則） んだし。

○14番（金谷道男） 人が住んでるどごで、電波が届かないかもしれない。

○総合政策課長（相馬幸則） あるということだし。山奥でなくて。

沢ざわになるので、どうしてもやっぱり。これについては今、28年度、それから29年度、まず中継局を建てて流してみても、あどは一つひとつ個々に聞こえるが、聞こえないが確実に調べていくと。ただ、車ですと、かなりの部分で、性能も良いので、外ですと割と相当の部分まで聞こえるんですけど、建物の中でそうすると聞こえるかということ、あと外部アンテナとか、いろんな手法とかを含めて、できるだけ100%に近づけるように、一番アレなのはなにかあった時のこともありますので、そこら辺は対応していくという考え方でおります。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） できれば住んでる人いるところっていうのは、なんとかしてキャッチできるようなアンテナ対応どがって、結構今いろんなアンテナあるようなので、そんなに金掛けなくても可能性があるんでねえがなど思って、人がいるところは少なくとも、道路だば車で走ってで聞こえね場所あってもあんまり影響ねえと思うんだけど、人のいるどごろっていうのはやっぱり、良くして欲しいと要望します。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） あの広報活動費の件ですけれども、あどもう1件あどで。

広報要するに大仙だよりとが、今のFMどが、それがらインターネットで広報活動してるんですけども、大仙市を市外あるいは県外に紹介するというか売り込むというか、そういう広報活動というのはやられているか。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） インターネットはもちろんやってますけども、紙の広報はどうだかと申しますと、首都圏ふるさと会とか、ふるさと納税どかで寄付してくれた方々には希望者に対して広報を送ってますので、そういった中では発信はできているかと、あといろいろおつきあいする各全国の公共団体ありますので、そういう方々との広報のやりとりはしているというところ。あとそのFMはなび、こちらにも行政情報も流していますので、それはあの携帯に、スマートフォンで聞くことができますので、そういった部分では、全国世界どこにしようが、見る気であれば見れるということで周知というか、そういうふうには、一生懸命売り込みというということはしてませんが、そういう状態にはなっています。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） なんで聞いたかと言えば、要するにこれから様々な面で自治体間競争というのが出てくると思うので、要するに大仙市といえ、何たどこやというやつ、どっかで売り込む、例えばJRでもいいし、そういったところで、人の目につくところで売り込んでいかねば、外部から人が来るとかというような、これ商工観光課とかもちろん関係あることなだけども、そういう広報って必要でないかと思ったんで、そういう方法も考えるべきじゃないかということで質問したんだけど。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） あの今我々、うちの方でやっているのはあくまでも市民向

けという広報ですので、その外向けの広報というのは、広報だいせんとはまた別の意味で、たとえば今も様々なパンフレットなり、いろんなものを作ってますけど、そういったものをうまく、それは本当の外向け様の発信材料ということになると思いますので、そちらの方を重視しながら、今武田議員言われたような全国発信大いにしていくべきというふうに思います。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 今、そうすれば企画、総合政策課以外にもそういう発信場所、庁内にあるという考え方でいいんだな。明日商工観光なんて一番関係あるところ、要するにやってるとい整理でいいんだな。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 全国発信しても広報は、一番のあれは、市のホームページですし、その他にいろんなパンフレットとか、そういった媒体、あといろんなポスターとか、そういったことでやっています。内の方で担当するのはあくまでも市民向けの広報ということで、ただあのコミュエフはスマートフォンでも聞けますので、その部分では当然周知と言いますか、少し宣伝をしていくことはあるのかなと思います。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） もう一点、花火文化伝統継承事業費というなかで、アクションのところで、28年度事業の概要、収集資料活動の強化というということで、花火伝統継承プロジェクトへの負担金105万8千円というのがあるんだけど、これ今までも負担金というのは出してらんだっけが。

○総合政策課長（相馬幸則） んだし。

○23番（武田 隆） 要するに、これの意義っていうが、目的というのは、要するに花火収集に対する補助金みたいな負担金じゃなくて、補助金みたいな考え方でいいのかな。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 協働ということで、一緒にやっているということで、事業負担金という名称なってますけども、制度がスタートした20年度から毎年30万とか、36万位ずつ、毎年ずっところ、事業負担金ということで、その金の中で活動資金と申しますか、いろんな収集をしてもらって、たとえばインターネットオークションとか、貰ったときにはお礼とか、そういったこともありますし、そういった部分に使って、費用ということで、活動費用ということで、ずっと出しているということで、ただ、今来

年度は少しこの県の補助金をいただきながら、ソフト部分を少し重視していかなければならないだろうということで、活動資金をちょっとこう多く手当てして、埋もれているものをちょっとこう出していただくということで、少し負担金を増やしたということがあります。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） こだわってわりしども、要するに負担金と補助金というのは違うと思うので、負担金と言うことは、この文化継承プロジェクトの方でも金出しているという、そういう考え方でいいなだけ。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） あの補助金でなくて負担金ですので、一緒に今協働でやっていただいているということで、その継承プロジェクトの方に負担お願いしますということで負担金というかたちで出して、継承プロジェクトの方では自分たちの資金を云々ということではなくて、自分たちの顔といいますか、それをうまく利用しながら、いろんな伝手といいますか、そういったところで資料を集めていただいているということですよ。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） おれ言っていることおかしいがや、負担金と補助金と違うんでねがというそういう意味で言っているので、負担金というのは、おれと小松部長と例えば、5千円のを、おれが2千5百円出して、小松部長が2千5百円出して、それが負担金であって、市で完全に持ち出ししている、要するに、この花火資料収集しているのに対して、負担金というごどでなくて、これなば助成金どがの方、逆にえがべ。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 協働という、協働事業ということなので、一緒にやっているとことなので、市がやる部分、それからこの花火伝統プロジェクト、ボランティアグループが担当する部分と言うことで、棲み分けをしながら一緒に目的、ひとつの目的で一緒に動いていると言うこと、当然市の方でもいろいろ協力なり、いろんなことを一緒にやっていますので、そういうことで負担金という扱いをさせていただいております。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 2-3の行政評価推進経費というのだども、予算はわずかだども、ちょっと確認なんだけど、アンケートってすべてあれなもんだが、おれさ来たごどねど

も、ハガキでほとんど、これまでねども、アンケートというのはハガキだもんだが。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） ハガキでなくて、こういう何枚かのものになったアンケート用紙を送付させていただいてます。それで今まで平成18年からずっとこうやってきてまして、同じ人にダブらない、行かないように、そこら辺はうまくいろいろ配慮しながらやっていますので、佐藤議員へ来たごどねえがも、今まではこねがったがもしれねっしども、この後来る可能性もあるので、その時はなんとかよろしくお願いします。

○委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 今この回収率が27年度は40%割ったど、アンケートって大体4、50ぐらいだもんだんだ大体な、だども40割ったから、この対策として向上させる工夫が必要であるということで、再度新規としてハガキで催促、だども、せば内容違うべった、その行ってら紙でねぐ、そのもの同じ紙でねぐ、ハガキであなたのは出て来ないがら出してください、提出してくださいということだしな。

○総合政策課長（相馬幸則） んだし。

督促状とはちょっと言葉あれなんですけれども、この前送ったったども、まだアンケート頂いてないので、なんとかアンケートにご協力お願いしますといった内容のハガキでお願いをするということです。

○4番（佐藤隆盛） 大体、来ね人方のなんぼぐらい期待しているものだしな。ほとんど期待するもんだっしが。催促の後。一応はなんぼかあれだということで、例えばハガキだば50円だば、このデータから行けば、半分からいげば2万5千円なると、50円のハガキで出してやるとすればしよ、催促だしべ。それ以上、ただ来てけれ、出してけれ、こんけ資料出してで、なんぼ目処しておりますとか、そこら辺もし参考までに。40%しか来ねど、ハガキに効果なんぼぐれと見ていますかということだし。簡単に。

○委員長（後藤 健） はい、相馬課長。

○総合政策課長（相馬幸則） まず最低でも40%確保したいということで、1週間ぐらいおいて来なかった人方にまず出すということ。最終的には60%ぐらいを目指したいなど、60というのは回収率に60というのは、相当高い目標になりますけども、最低でも半分、うまくいって6割くらいもらえれば、いろんな声がますます集まってくるということで、そこら辺も含めて、やってみないとちょっと分かりませんが、期待値と実際は。

- 委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） 催促したうちの6割。でねぐ合わせて。
- 総合政策課長（相馬幸則） 合わせて。
- 4番（佐藤隆盛） はい。
- 委員長（後藤 健） よろしいですか。ほかに質疑のある方。はい、金谷委員。
- 14番（金谷道男） さっきの総合計画のときにも私言っただども、総合計画に基づいてものやっていくということ前提なので、やっぱり28年度当初予算に総合計画がまだ未定の中で大型のプロジェクトものが出てくるというのは、非常に問題があると私は思います。花火資料館、例えば、今の場であれば、花火資料館。このことについては、やっぱりこの後議会基本条例もそんなことは言ってなくて、総合計画との整合性がどうかという話をスタートにあることだぎよな、それで私ずっと言ってきたつもりだったども、未だにすきとしねので、最後の予算質疑なので、あえてそういうふうにして聞んだども、そこら辺のやっぱり仕事の進め方というのかな、そのことについては、部長だべども、ちょっと私はちょっと問題があるというふうに感じてるんだども、部長なんと、なんもだと思っているが。
- 委員長（後藤 健） はい、小松部長。
- 企画部長（小松英昭） 総合計画と大型プロジェクトの兼ね合いと申しますか、だともいますけども、この花火伝統継承資料館の建設につきましては、これまでも何度も説明申し上げましたとおり、ぽっと出の事業ではありません。かなりあたためられていた花火産業構想の出る前から、実は局内というか、当局内ではもう語られていたものであります。従って、花火産業構想に組み込まれてからどうのこうのということではなくて、この事業が始まった当初から、これは議会基本条例も出来てからの、初めての大型事業だったと思うんですけども、やはりその議会基本条例の精神に則って、いわゆる意思形成過程の段階から説明しながらやっていくというつもりで、ずっとこれまでも来ておりまして、回数言っただども失礼なんですけども、議員全員に対しては7回、常任委員会、所管事務調査のレベルで7回、合計14回ほど、資料館のみじゃなくて、全体構想も含めてなんですけども、これについては縷々ご説明申し上げてきたということだと思います。総合計画は、ずっと前期、旧計画から引き継ぐ形で、これから今新たな計画期間に入るという、その過度期にあるわけで、これをどう引き継いでいくのかということについては、もちろんこの単件について、総合計画にどう盛り込むかとか、そういうことはやっ

ぱり議会に対してその諮るということはできないだろうなというふうに思っていて、花火伝統継承資料館のプロジェクトはプロジェクトで、説明してきたという、我々としてはそういう思いもありますし、総合計画につきましては、やはりまち、ひと、しごと総合戦略もそうなんですけども、これから5年、それから10年の方向性ということの、いわゆるやや梗概なとか、レベルの高いとか、そういったその細かいところは無しというところだと思いますけども、これについては、信用していただくしかないと言ってしまえば、それまでなんですけども、当局内ではかなりもんだつもりでありますし、それについての齟齬は、今でも私は無いのではないかなというふうに思っております。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 切が無くなるので、ただそうだとすれば、前期の、前の総合計画もローリングしてるって言っているべった、だからそういうローリングの中で、出すごどによって、このものの質をもっと上げにいがあったんでねがって今でも思う。何回も言うども、その生涯学習なのか、花火なのかという話、またあと止めれと言われそうだけでも、そういうことを考えれば、もうちょっと時間かけても良かったのではないかなと今でもまだ俺、待ってもいいと思っている、ただお金の話があるので、あせっているのも分かるんだけども、この先20年、30年って話、だからそういう意味では、やっぱり手法として、今俺手法のこと聞いてら、これ止めれって言ったって止めれねべし、おれ反対だと言っても、一人だべがら、あえてそこまでやらねども、手法としてこの後、やっぱりちゃんとそういう手順踏んで、議会とも話をしながら作っていくというので、あの完成品出たとき議会にどうぞというやり方もあるかもしれねども、決してそうではなくて、頭出した時点で話はできるから、場所の問題とか、中身の問題とかって我々係るにいい訳よな、出してこねば、どこも絶対直せねね、何も、それではやっぱり俺議論にならねし、お互いにいいもの作ろでという流れには、なかなかならねと思うので、まずこれ一つそういうことが起きたので言う、俺はいいチャンスと言え、言い方変だけども、このあともやっぱりきちっと、そういう早目に、お互いにこういう考えだな、私さっき集排の話もした、そういうものをお互いに出し合って、積んでいくということではいかねば、そのための総合計画だろうし、繰り返しなるども、前の計画終わらねうちに、ちゃんと次の計画の手段さ入らねば駄目だごどだべった、この計画直してやれるものなのか、次の計画でやるものなのか、その際どいどこなってこえ、必ずそういう話

あると思うので、やっぱり特に大きいお金かかるやつというのは、そういうことで進めていかねばだめだと私は思うので、まずそのことだけ、返事くださいと言ったって、これいいか悪いかの話なれば、どっちかしかないの、そこさは直接話しねども、そういう考えでやってほしいと思う。

○委員長（後藤 健） はい、小松部長。

○企画部長（小松英昭） 金谷委員のご指摘、今の花火伝統継承資料館については、前期計画には、その狭間ということもあって花火産業構想がドンと真ん中に立たってしまったというところとちょっと語弊ありますけど、そういったこともあって、諸般の事情があって、ご指摘のような状態にややなったのかなというふうな思いも実はしております。ただ、この件については、私はやっぱり花火伝統継承資料館の建設ということに対しては、花火産業構想の4つの施策の根本をなすものだというふうに思っておりますし、必ず必要なものだろうというふうに思っておりますので、これについては是非ご賛同いただければなというふうに思っております。ただ、これから公共施設の管理計画出て参ります。たぶんおそらくこの手の事業というのは、これから多分、継承資料館が多分トップバッターで、この次からは、この手の案件というのはいっぱい出てくるんだろうなというふうに思っております。反省すべきは反省すべき点として、意思形成過程から議会とも、こういった議論の方法がいいのかということも含めて、議会側の対応もあると思いますので、こういったことについては、お互いに話し合いを、どうするのかという部分のお話し合いをやはりこれからしていかなければいけないのかなというふうには思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、まちづくり課所管の説明を求めます。高橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（高橋正人） それでは、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち、まちづくり課所管の歳出予算について、お手元の企画部「主な事業の説明書」に基づいて、ご説明を申し上げますのでよろしくお願ひします。

事業説明書の2-4ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、歳出2款1項10目13事業「ふるさと納税制度関連経費」についてであります。

平成28年度当初予算61万8千円、増減額は3万2千円の減額となっております。

本事業は、ふるさと納税制度の周知及び浸透を図り、大仙市をふるさととし、応援しようとしてくださる方々から広く寄附金を募ることを目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、多くの方々がふるさと納税をする機会が増え、27年度はこれまでにないペースで新規の寄付者が増えております。これまで首都圏ふるさと会総会や同窓会、首都圏企業懇話会などの機会を捉えてPRを行った結果、26年度末までの累計金額で5,539万7千円となり、県内で4番目に位置しております。

また、27年度からは寄付者への感謝の気持ちとして大仙市カレンダー、特産品開発コンクール入賞作品の送付を行っております。

問題・課題につきましては、全国的な高額返礼品が問題視されている中、市としては感謝の気持ちとしての返礼品を送ってきたところでありますが、返礼品の充実を図ることは、特産品のPR、観光振興に有用であるというようなことから、全国・県内の状況を見ながら大仙市らしいお礼の仕方、PRの仕方が必要と考えております。

今後の方向性と28年度事業概要につきましては、引き続きふるさと会をはじめとする様々な機会にPR活動を行うとともに、寄付者に対する返礼品については、これまでの内容を継承しながらも、ふるさと会の方々などの意見を聞きながら、新たな「大仙スタイル」としての返礼の仕方について、年内を目処に検討してまいりたいと考えております。

つづいて、事業説明書2-5ページとなります。

14事業「桜守プロジェクト事業関連経費」についてであります。

平成28年度当初予算が134万1千円、増減額は124万2千円の減額となっております。

なお、特定財源として、全額、地域振興基金繰入金を充当することとしております。

本事業は、市民と行政による協働のモデルケースとして、市内の桜の保全と活用を図る仕組みを確立することで、地域の桜を後世に残し伝えていくことを目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、市民との協働によるテング巢病除去などの保全作業を継続して実施し、平成26年度まで1,031本の桜の手入れが実施されております。また、桜手入れ講習会や、桜マップにより、最新の開花情報など発信など行っております。

問題、課題につきましては、市民協働による桜の保全事業が行われるとともに、講習

会の開催により桜の保全に関する気運が高まっておりますが、テング巢病の発生は毎年見られ継続的な保全が必要となっております。また、27年度は桜の開花期間が短かったことにより、桜マップのアクセス数の減少が見られましたが、開花時期の平均では前年よりも増加しているという状況でありまして、今後も最新情報を提供しながら、市民の桜への関心の醸成に努めて参ります。

今後の方向性と28年度事業概要であります。桜の保全につきましては、地域枠予算を活用した実施が徐々に浸透してきておりまして、更に28年度からは、この地域枠予算Ⅱ型を活用した保全作業を全地域で実施することとし、本事業では緊急措置が必要な箇所を対応することとしてございます。

つづいて、資料飛びまして、2-18ページとなります。

次に、11目10事業「地域協議会関連経費」についてであります。

平成28年度当初予算が250万6千円、増減額は16万6千円の減となっております。

本事業は、市民との協働のまちづくりを一体的に推進するため、各地域自治区における地域協議会の開催と、その委員活動が共通した認識のもとに行われるよう委員研修等を実施し、地域協議会の一層の活性化を図ることを目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、各地域協議会、委員研修ともに市の諮問機関としての枠にとらわれない活動が行われており、平成25年度からは各地域協議会会長・副会長による地域協議会連絡会議を開催し、地域枠予算の活用事例の検討、研修会に向けた意見交換や情報の共有を図っております。また、地域枠予算創設10年目を迎えて、継続されている事業のマンネリ化や支給要件など、様々な問題が生じていることから、平成27年度に制度の検証と活用方法などについて、地域協議会連絡会議において課題の解決を図ったところであります。

問題、課題につきましては、年度後半の出席率が低調な地域も見受けられることから、各地域協議会の活動が画一化されないようにすることが課題となっております。

今後の方向性と28年度事業概要であります。ただ今申し上げました課題に対して、今後は地域枠予算の審議だけでなく、地域振興計画の進行管理や、地域課題を議題とし協議を行うなど、年度後半のモチベーションを保ちながら地域協議会の充実を図っていくこととしております。

主な事業としては、地域協議会委員、自治会関係者、一般市民を対象とした研修会の

開催、各地域毎の委員研修の開催、年6回の協議会の開催、年2回の地域協議会連絡会議の開催を実施することとしてございます。

つづいて、事業説明書は、2-19ページとなります。

1.1事業「地域振興事業費（地域枠予算）」についてであります。

平成28年度当初予算5,500万円、平成27年度と同額となっております。

なお、特定財源として、全額、地域振興基金繰入金を充当することとしております。

本事業は、地域の活性化を図るため、各地域協議会との協働により、地域の課題解消に向けて、住民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、各地域において工夫を凝らした特色ある事業が数多く実施され「市民と行政の協働によるまちづくり」が進められております。

また、平成18年度の制度開始時には市全体で76.14%であった執行率が、平成26年度では94.06%と増加しており、住民への周知も図られ活性化に繋がっていると考えております。

問題、課題につきましては、地域枠予算の趣旨から逸脱しないよう事業実施に努めておりますが、特定の類型に偏る地域も見受けられております。また、継続事業のマンネリ化や、各類型の支給要件が曖昧など、運用に関しての課題が生じております。

今後の方向性と28年度事業概要であります。引き続き地域ボランティアの育成、地域住民との協働、まちづくり活動を実施し、更なる地域の活性化に資するべく、地域協議会との協議により、自主的かつ主体的な市民活動を応援することとしております。また、I型よりもII型、II型よりもIII型による事業を推進し、住民の自主的な活動と団体の自主運営を促し、新たな事業を創出してまいります。加えてガイドラインの改正を行うとともに、継続事業を審査する仕組みを作り、評価・検証を行うこととしております。

各地域への予算配分につきましては、これまでと同様に大曲地域には1,000万円、大曲地域を除く7地域には500万円をベースとして、残る1,000万円を人口割により配分することとしており、総額で5,500万円となっております。

次に、事業説明書は、2-20ページとなります。

1.4事業「地域交通対策事業費」についてであります。

説明に入ります前に大変申し訳ございませんが、ご訂正を1箇所お願いいたします。

3番のチェックの欄の1行目後半の26年度を27年度にご訂正をお願いいたします。

それでは説明にはいらさせていただきます。

平成28年度当初予算が8,178万7千円、増減額が180万2千円の減額となっております。

なお、特定財源として、国庫補助であります地域内フィーダー系統確保維持費補助金124万8千円のほか、秋田県生活バス路線等維持費補助金2,009万4千円、市町村有償運送使用料79万6千円、コミュニティバス車内放送広告料21万2千円を計上しております。

本事業は、各地域の実情に沿った交通システムの運行を行うとともに、これまで実施してまいりました交通対策事業の検証を行い、交通弱者の足の確保と市民生活の更なる利便性の向上を図ることを目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、路線バスを期間路線として維持し、これに連結する交通システムを市が運行することで、最低限の生活環境基準に対応した住民の足の確保に努めてまいりました。

問題、課題につきましては、路線バスについては今後も利用者の増は見込めないことから、27年度から市内完結路線を市が運営主体となり、利便性を維持しておりますが、市町村間を結ぶ路線についても利用者が減少傾向にあり、改善が必要となっております。

その他、これまで幹線の維持や交通空白地域の解消などを中心に進めてまいりましたが、今後は公共交通の魅力向上を図るため利用促進策もあわせて実施していく必要があると考えております。

今後の方向性であります。平成28年度から32年度までの5年間の計画期間とする、現在策定中の第3期計画に基づき、既存システムの検証を行い、多様化する利用者ニーズへ対応するための交通対策を検討・実施していくこととしております。

事業の概要につきましては、乗合タクシー、循環バス、市民バス、コミュニティバス、区域型乗合タクシーそれぞれの運行に加え、中仙乗合自動車の利用助成、免許返納者の優遇制度などの各事業を実施するものであります。

2-21ページには市の地域公共交通システムを地域別・運行形態別にまとめたものを載せてございます。

次に、事業説明書は、2-22ページとなります。

15事業「小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業費」についてであります。

平成28年度当初予算が1,207万9千円、増減額が715万7千円の増となっております。

ございます。

なお、特定財源としまして、小規模集落コミュニティ対策事業債430万円を計上しております。

本事業は、人口減少・少子高齢化等を背景に集落のコミュニティ機能が急速に失われつつあることを踏まえ、小規模集落・高齢化集落等における現状と課題を把握しながら、コミュニティ機能の再生・維持・活性化につながる支援策の検討・実現を図ることを目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、これまで集落支援員の導入、がんばる集落活性化支援事業などを実施した結果、リーダーの育成や自立が図られた集落が出てきております。

また、小規模・高齢化集落等コミュニティ対策会議からの提言書を基に、集落のニーズや課題等を集落座談会などを通じて洗い出すとともに、外部からの人材配置を含めてその後の支援方法を集落と一緒に検討しているところであります。

問題、課題につきましては、集落支援員を平成22年10月に設置以来、担当集落においてがんばる集落活性化支援事業の推進や座談会の開催など、様々な活動や話し合いなど一定の成果が上がっておりますが、地域によっては活性化を促す若者や行事に参加する人が少ないなど、人材不足が課題としてあげられております。

今後の方向性と28年度事業概要であります。集落支援員による支援の拡充、地域おこし協力隊の導入、次世代リーダー育成研修会の開催、小規模・高齢化集落等コミュニティ対策会議などの事業を実施しながら、コミュニティ対策会議からの提言を基に、広域的な範囲で支援を行っていくこととしております。

また、県主催の「秋田元気ムラ大交流会2016」が28年度は大仙市を会場に開催されることとなっております。そちらにもこの事業費若干盛っております。

つづきまして、事業説明書は、2-23ページになります。

16事業「がんばる集落応援事業費」についてであります。

平成28年度当初予算が1,500万円、増減額が207万3千円の増額となっております。

なお、特定財源として、がんばる集落応援事業債1,150万円を計上しております。

本事業は、人口減少・少子高齢化による自治組織の活力の低下が懸念されていることから、持続可能な自治組織づくりやコミュニティの形成を目指す自治会や自治会の集合

体などを支援し、各自治組織の維持・活性化を図ることを目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、平成23年度から27年度まで、がんばる集落活性化支援事業として実施しまして、これまで26団体が新たな事業の取り組みやこれまでの事業の拡充を行っております。

問題、課題につきましては、これまでのがんばる集落活性化支援事業について、40世帯以下の要件により申請できなかったことや、コミュニティビジネスへの支援があるべき、制度内容が複雑でわかりにくい、補助金の2割が後払いになるので建て替えが大変だ、などの意見が出されてございます。

今後の方向性と28年度事業概要につきましては本日お配りの別紙資料により説明をさせていただきます。

資料右側3. 事業内容をご覧ください。

制度内容として色分けした4つのメニューがございます。

1つめは地域のまちづくり応援ですが、これまでの事業とほぼ同様となっておりますが、単独自治会の40世帯以下という条件を撤廃し、自治会の集合体に対する補助額を100万円から120万円に拡充してございます。2つめはコミュニティビジネス応援につきましては、対象団体、補助額はまちづくり応援と同額ですが、備品の上限額は設けてございません。3つめのメニューは地域計画づくり応援は、これまでと同様、地域の活動計画策定費用として20万円の補助額となっております。4つめが新たなメニューでございますがまちづくり応援融資につきましては、資金面の調達ができず、新たな事業を断念するような事例があることから、250万円を上限として、1年据え置き、10年償還という制度としております。以上ががんばる集落応援事業でございます。

つづいて、事業説明書に戻っていただいて、2-24ページとなります。

21事業「地域提案型自治会等雪対策モデル事業費」についてであります。

本事業は27年度9月補正により承認いただいたものでありまして、新規事業として計上させていただいており、平成28年度当初予算668万1千円となっております。

なお、特定財源として、自治会等雪対策モデル事業債660万円を計上してございます。

本事業は、大仙市雪対策総合計画における「雪に負けない市民協働のまち・大仙」を基本理念としまして、住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりの推進を目的としております。

これまでの実績と成果につきましては、平成27年度に事業申請していただいた18団体において、地域の現状把握、問題解決のためこれまで以上にコミュニケーションが図られたという効果が出てございます。

問題、課題につきましては、27年度末には、事業を活用した自治会等の意見を聞き、28年度に向けた検討を行う必要があると考えております。

また、PR用のパンフレットについても、イラストを入れるなどより見やすく、取り組みやすい事業となるよう努める必要があると考えております。

今後の方向性と28年度事業概要であります。27年度に実績のあった18団体に加え、28年度は新たに20団体の創出を目指すこととしておりまして、初年度の成果の検証を行い実施団体の増加を図ることとしております。

また、3年目以降の本格実施を目指し、周知に努めながら更なる実施団体の増加を進め、住民参加と協働によるまちづくりの気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

つづいて、事業説明書、2-25ページとなります。

22事業新規事業であります。「地域の魅力再発見事業費」についてであります。

説明に入ります前に大変申し訳ありませんが、ご訂正をお願いいたします。

4. アクションの欄【中仙】の部分ですが、「地域の」後に「に」が入り、「地域のにぎわいサポーター事業」にご訂正をお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

平成28年度当初予算として778万4千円を計上しております。

なお、特定財源として、全額、地域振興基金繰入金を充当することとしております。

本事業は、地域の魅力を再確認し、住民と協働の地域づくりを推進することを目的とし、地域からの意見をもとに、地域資源を活用した事業を住民と行政が協働で実施するものであります。

これまでの実績と成果につきましては、平成27年度から各支所毎に新たに設置された地域活性化推進室を中心に、地域住民との意見交換が様々な形で実施されております。その中で地域内外に地域の誇りと魅力を発信し、地域の良さを広めるため、必要とされる活動等について協議が行われております。

問題、課題につきましては、住民と行政の問題・課題・情報等の共有や、住民が主体で活動できる仕組みや自発的な活動に対する支援が必要であるというふうに考えており

ます。

今後の方向性と28年度事業概要でございますが、2-26ページをご覧ください。

神岡地域におきましては「住民参加型の全国500歳野球大会PR・応援事業」として、市民参加による全国500歳野球PR用DVDを作成、並びに同大会に参加する選手とその家族のサポートについて年度内に協議することとしてございます。

西仙北地域においては「刈和野の大綱引き関連事業」として、マンガ「綱引き物語」の作成、地元生徒の当日作業への参加、体験型大綱引きイベントの開催、地域住民と協働のTVCM製作を行うこととしております。

中仙地域においては「地域のにぎわいサポーター事業」として、「ドンパン節の里なかせん」活性化プロジェクト並びに道の駅コミュニティスタンプラリーを実施するものであります。

協和地域においては「食・企画による地域活性化事業」として、食の開発チーム「へちまげかあさん」の結成による食の開発とイベントを実施するものであります。

南外地域においては「檜岡古城と地域創世への道事業」として、住民や大学生を巻き込んだ歴史学習としての活用や、全国山城サミット加盟及び全国大会の開催を目指し、28年度においては管理団体の結成と、地権者による杉の伐採等を行うものであります。

仙北地域においては「四季を通した史跡の里づくり事業」として、観桜会を復活させ、市民団体との連携による既存事業の継続・拡充と地域資源を活用した伝統文化に結びつけるものであります。

太田地域においては「ふるさとまるごと太田ランド事業」として、日帰り・宿泊プランに体験メニューやレジャーメニューを組み込み、利用者自身が選択できるツアーを実施するものであります。

大曲地域においては「ヒカリオ広場活用事業」として利用促進のための仕組みづくりを実施することとしております。また、全地域を視野に入れた「観光ツアー事業」の企画等を実施してまいります。

以上、平成28年度大仙市一般会計予算のうち、まちづくり課所管部分に係る主な事業につきましてご説明申し上げましたが、次に、主な事業説明書以外の予算について、概要をご説明申し上げます。

「平成28年度当初予算概要 企画産業常任委員会」資料の2ページをご覧ください。
はじめに、項番1の企画管理費は、山形新幹線延伸早期実現のための会議旅費をはじめ

め、まちづくり課が所管する業務にかかる事務経費として8万3千円の計上であります。

次に、項番4の企画費負担金は、一般財団法人地域活性化センター及び山形新幹線大曲延伸期生同盟会に対する負担金として45万8千円の計上であります。

次に、項番5の人材育成事業費補助金は、各分野の知識、情報技術等を習得するために行う研修事業費への補助として、200万円の計上ですが、特定財源として、全額基金からの繰入金を充当してございます。

次に、項番8の駅舎管理運営経費は、神宮寺駅、刈和野駅、峰吉川駅、羽後境駅及び羽後長野駅の運営及び維持管理に要する経費として、1,703万7千円の計上であります。

次に、項番9のコミュニティセンター等管理費は、羽後境駅東集会施設、南外コミュニティセンター及び南小学区コミュニティセンターの運営及び維持管理に要する経費として、1,207万5千円の計上でございます。

つづいて、3ページをご覧ください。

次に、項番13の町内集落会館整備事業費は、自治会が所有する会館の新築・増改築・補修・浄化槽設置への補助と合わせまして、経費の一部を貸し付けするための経費として、738万7千円の計上であります。特定財源として町内集落会館整備費貸付基金繰入金及び貸付金の償還による貸付金元金収入として合わせて544万1千円を計上しております。

次に、項番16の地域振興費補助金は、協和財産区域内の地域活動団体への活動費補助として168万円の計上ですが、特定財源として全額各財産区からの繰入金を充当しております。

次に、項番17の自治会育成支援事業費補助金は、自治活動及び地域づくり活動に対する支援と自治会館等の維持管理費を支援する経費として2,711万1千円の計上であります。なお、特定財源として自治会育成支援事業債2,680万円を計上しております。

次に、項番18の集落連携・交流活動支援事業費補助金は、集落連携による地域づくり活動等の事業費及び活動拠点施設の維持管理費への補助として55万円の計上であります。

最後に、項番19の首都圏等ふるさと会関連経費は、各ふるさと会の活動費助成や総会及び懇話会への参加に要する経費として201万7千円の計上ですが、特定財

源として地域振興基金繰入金及び広報購読者からいただく広報発送代、合わせて127万6千円を計上しております。

以上、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち、まちづくり課所管部分に係る事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 2-20の地域交通対策事業についてですが、この中に免許返上者に対する割引券というか、それあるようですけども、今までの利用、活用の実績というのは、どんな具合になっているしか。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○まちづくり課長（高橋正人） まずは、免許返納者優遇制度として、市の公共交通につきましては、マイカーよりは制限があると考えられている公共交通へスムーズに移行できるようにその壁を取り払うという目的で100枚交付をしております。

対象としましては、市民で、免許を返納した方に対して、回数券100枚を交付しているものでございますが、これまでの実績では、24年度で50人に交付してございます。25年度では37人。26年度では91人に交付してございます。また、この券1枚につき循環バス、市民バスが、200円が100円になります。コミュニティバスは100円引き、乗り合いタクシーが半額、路線バスが100円引きというような優遇措置を設けてございます。これまでの使用枚数ですが、24年度は480枚利用されてございます。25年度では1,148枚。26年度では1,890枚が利用されている状況でございます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） これ100枚というのは、1回100枚で、それであど一生使えるという話ですか。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） 100回使って終わりと言うことになります。1回乗車するたびに1枚を出していただきます。それを100回使うと終わりということでございます。それを使う間に移行して、もう自然に公共交通を利用していただきたいというまでの橋渡しというような形で考えたものでございます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 地域交通対策という面でないかもしれねども、今免許持ってる人は、交通弱者でねという考え方になることなんだけれども、非常に交通安全の面から言うと最近あちこちで発生してるども、本当に事故に繋がるものが起きできつつあるしな、結構出てきてる、ちなみに大仙で75歳以上の人であっても免許の所有率って、男女合わせれば4割くらいいるんだしよ、ちょっと調べたけど、70歳すぎれば80%位持っているんだしな、この人方が年々、間違いなく我々も含めて、認知症にちけぐなつてで、運転してあぐ、これやっぱりなんとがして、公共交通機関を利用することによって交通機関の弱者を救済するという方法と同時に交通安全の側面からも、今後深く考えてやっていていただきたいなということあるんだしよ、今みたいにここまででなくて、もしかすればだしよ、1年間のパス出すどが、これ難しいがもしれねし、いくらかの自己負担あつてもパスみたいなものを出すどか、それから動くどこも、是非あの、今であればデマンドでもなんでも、買い物とか病院とか、限定されているべども、もうちょっとそれも広くして、要するに高齢者の人方って、毎日出てあつたり、どっかさ行きてどがあると思うがら、そういうものさも対応出来るようにして行くことを俺考えてもいいような気がするんだな。ちなみに私非常に係わっているども、グラウンドゴルフという世界、これたぶん太田だけでねど思う今全国歩いてでもやってると思うっしよ、仲間の内の誰かが乗せていってらつたども、その人いなくなつたとたんに移動できねがら、あと止めてしまうという、だからそれに代わるものがあれば、例えば公共機関が通つてるエリアだとすれば、そこまでおぐられるどがなんかで、例えばお互いだきあつてタクシーを使って行けるときにいくらか助成するとかというやり方も含めて、そうすれば免許持ってる人以外の人も行けるということも当然考えられると思うので、今ここで急にこの施策でこうやってという話でねども、究極的にはやっぱりこうやって考えてみても、かなり的人数の高齢者、ぎりぎりまで乗る、要するに、ここら辺に居れば、車ねばどつからも動がれねから、でもそれは公共交通機関ど、もしかすればこれからNPOみたいなのが出てきて、高齢者のために動くよというタクシー業者ばりでねくて、これも有りだかもしれない。そういったことも含めて、なんとかこれ考えてほしいなと、ちなみに1年間で運転免許証ってどのくらい戻されているかという話なんだけれど、去年の1月から12月までで、大仙管内で156人返上してます。これおれ警察から聞いてきたから間違いねと思うし、けっこうな数の人返上してるんですよ。その人方は乗せらいでるな

であるかもしれないけども、そういう数見ればこれ、さっきおれ何人だと聞いたども、結構な人数分かってで、使ってるということもあるかもしれねども、その人方ずっとこの後生きている間、弱者にいわばなってしまったごどだべから、そういう意味合いで、交通安全の方から誘導するということと、弱者救済の公共交通機関をより利用させて、それも生きて来るといふ、そういう考え方で、もう一回見直していうか、中身見て検討してほしいなと、行き先の問題、路線バスも含めて、是非あのこの前お願いした奥羽山荘の処まで長信田線、行ってもらえば、大曲からグラウンドゴルフやりで人、朝乗っていけば行ける、帰れる、仙北の途中のこう、といった宣伝も出来ると思うので、奥羽山荘さ行くとか、長信田さ行くとか、バス路線動いているところはそうやって動かして、なるべく乗せねば、やっぱりそれもだめなっちゃうという話なれば、またこれも大変な話だと思うので、是非あの交通安全の方と連携しながらやっていってほしいなと思いますので、なんとか予算質疑すると思ってるだども、やねがったからここで、以上です。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） 貴重なデータを含めご意見ありがとうございました。

今策定中、もうすぐ承認の予定であります、第3期計画の中でも、様々な運行携帯、ましてや今おっしゃっていたNPO、そういったところも出てきていただきたいなというところもありますので、それらも含め新たなシステムの構築でありますとか、今お話いただきましたその免許返納から、いわゆる高齢者の免許返納優遇措置をPRした上での誘導、そういったところにも力を入れて行きたいなというふうに考えております。なお、やはりその表だって交通安全のためとはいにくいですが、裏にはそういう目的もあってしかるべきというふうに考えますので、その点は、こちらの方で運行している交通システムの割引以外にも、例えば店舗でのサービスでありますとか、タクシー料金が10%割引というようなこともありますし、バスの回数券の割引制度などもありますので、そういった制度と合わせながらPRもしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） まずなんとかあの近々でも一生懸命がんばって、買い物のここのお店では割引ますよみたいなこともやっているようだども、一番大事なのは足の代わりになるものを確保するという話だと思うので、なんとか良い施策をお願いします。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） ひとつ申し遅れましたが、コミュニティバス等による、例えば路線系運行経路の延長でありますとか、バス停の移転等につきましては、これは今市で運営しているものでありますので、交通の再生協議会を経ることによって変更はできます。そのためにはまず利用者のご意見を伺うなり、時間の関係も出てきますので、そこら辺も合わせて検討しながら、新しい3期計画のなかで検討等進めて参りたいと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 大仙市では、桜の木、全部で何本ですか。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） この桜の本数につきましては、ちょっと個人所有のものもあるかと思っておりますので、その点はちょっと拾えてない部分がございます。またこの桜守プロジェクトの初期の段階での調査でありますので、21年度の末に調査した結果でございますので、若干古いデータでございますが、申し訳ございません。場所としては297カ所ございました。本数としては7,757本、これは市関係のものと、それから市内の各自治会から情報をいただいた数値をまとめたものでございます。これ以外にはあとは個人所有というのがあります。その後、伐採されたものもあれば、植樹されたものありますので、ある程度増えているのではないかなというふうに考えてございます。

○4番（佐藤隆盛） はい、わかりました。

それからもう一つ、今の金谷さんの、2-20だけど、ここだか分からねども、羽後交通さんさ、8千なんぼ、羽後交通さんさなんぼ払ってるもんだしべ。8千なんぼの交通対策事業あるんだけど、羽後交通さんさは、まず金額でどのくらい、何%払っているかでいいです。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） よろしいでしょうか。

先ほどの補正の中でも若干お話をさせていただきましたけども、バス会社へ市の補助額として、県の補助金も含めて5,220万が支払われてございます。

○4番（佐藤隆盛） 羽後交通だど。んだでな。

○まちづくり課長（高橋正人） はい、羽後交通でございます。

○委員長（後藤 健） ほかに。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 2-10、地域協議会等地域振興事業費なんですけども、今、自治基本条例というもの、28年度施行されることなんで、この地域協議会もそうなんですけども、地域振興事業費、地域枠のその、ここにも書いている、マンネリ化というのが、絶対出てきてるんだっしょ。

それで地域協議会の活動目的をもう一回見直しするということと、それからこの地域振興事業費の中身も、やっぱり使い道をもう一回こう再考するという形にしたほうが、今までこう見ている、なかなかこう良いことにはあんまり、良い事というか、確かに良いことには使われているんだけど、パットしたことに使われていないと言う感じするんで、それである要するに各支所に、地域活性化の推進室今あることなんで、こちら辺も一緒に連携取りながら、要するに例えば、うち方であれば西仙北町の、例えば刈和野地区、要するに西仙北町の中心街をなんとするかとか、そういう何というか地域協議会つか、そういうパターンのお話し合いの場を設けていただければ、非常にありがたいなというふうに思いますので。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） 武田議員のおっしゃるとおりでございます、27年度におきまして、これまで地域活性化推進室と一緒に本当に地域協議会、地域枠予算の課題、問題点を洗い出しをおこないました。特に地域協議会におきましては、やはり以前から言われておりました地域枠予算の審議だけに収まっているのではないかとこのころありましたけれども、今回の地域振興計画の策定の大元がやっぱり地域協議会でございますので、そういった意味では本当に活発なご意見をいただいて、地域協議会そのものも活性化したのではないかなと思っております。また、振興計画の振興管理を地域協議会として行っていくということを、これも活性化支援室、並びに地域協議会連絡会議等の中で、それを今後の事業としていくということを出しまして各地域協議会の会議でも説明しておりますし、そういった活動がされますので、活性化していくのではないかなというふうに考えております。また、この地域枠予算につきましても先ほど説明しましたとおり継続事業のマンネリ化というようなことがありまして、要するにマンネリ化した継続事業が残っていて、新しい事業が入ってこれないということになりますと、本末転倒な話になってしまいますので、継続事業については、必要性、内容の良い、悪いも含めてですね、3年をめどに地域協議会の中で、検証して、改善して頂きたい分については、その改善をこちらの方から提言するといった仕組みを、今作っているところで

ございまして、28年度からはそのような形で進めていくこととしてございます。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 自治基本条例がもう施行されるということで、ちょうどこの28年というのは、すごく良い機会になると思うんだしよ、その市民とのいろんな関係で、だからそういう面も含めて、なんとかお願いしたいということで、返答いりません。

○委員長（後藤 健） ほかに、質疑。はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 2-24の雪対策モデルの、これ今あれだしか、まもなく今月の末あたりにそうすれば実施した団体から意見を聞くという予定になってると思うんですけど、ちょっとその辺でどんなのが出てきたのか後でお知らせしていただきたいんですけど、良い点、悪い点いろいろ出てくると思うんですけど、来年まず今の倍ぐらいの団体に、その後で本格運用という予定だと思うんですけど、ちょっと私自身も参考にさせていただきたいなと思って、後でお知らせ願えればと思います。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） この後、各実施団体から実績報告が出されてくる段階になりますので、その際に皆さんの意見をお聞きしながら、これはまちづくり課のみではなくて、雪対策推進室、そういった関係課を集めての協議ということになると思いますので、その中でまとめたものをお出し出来るようにしたいと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

ここで、職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後 4時27分 休 憩

.....
午後 4時30分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

本日の日程が企画部男女共同参画課までとなっております。ちょっと5時を過ぎるかもしれません。委員の皆様にご協力をいただいて、本日の日程は全て終えたいと思いますので、会議時間を午後6時まで延長いたします。

ご協力をよろしくお願いいたします。

つぎに、情報システム課所管の説明を求めます。加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 情報システム課の加賀です。

それでは、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち、情報システム課所管に関わる予算につきまして、予算書及び企画部の主な事業の説明書等に基づいて説明をさせていただきます。

ご説明に入る前に、2カ所の資料の訂正をお願いします。

以前に配布いたしました、企画部の当初予算概要の内、4ページ情報システム課所管の、下段項番7「電子計算システム更新事業費」の備考欄が、【事業説明書P2-4】となったものを配布してしまいましたが、本日配布いたしました情報システム課所管の内容が正しい内容ですのでこちらの資料を使用させていただきます。

二つ目は、主な事業説明書、P2-8「地上デジタル放送再送信施設管理運営費」についてであります。以前配布した主な事業説明書の事業名が「地上デジタル放送再送信施設管理運営事業費」と「事業」という2文字が入っておりました。

事業名のみの変更で内容については変わっておりませんが、こちらにも配布しい内容のものを使用させていただきます。

今後は、説明資料を多角的な視点で確認するように致しますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、進行の都合でまずは、主な事業の説明書にあります事業からご説明をさせていただきます。記載の無い事業はA4横の「平成28年度当初予算概要」で説明させていただきますのでよろしくお願いします。

はじめに、予算書では54ページ中段にあたりますが、主な事業の説明書2-7ページをご覧くださいと存じます。

2款1項10目30事業「超高速情報通信基盤設備管理費」につきましては、光ブロードバンドサービス、高速、大容量な通信回線提供のため、IRU契約、IRU契約とは、設置者、ここでは所有者としての大仙市と利用者のNTT東日本株式会社との双方の合意が無い限り、一方から契約を破棄することが出来ない契約のことですが、この契約により、NTT東日本に貸し出している光ファイバ通信網について、市民や市内業者などのサービス利用者が安定して通信の利用ができるように設備の維持管理を行うものであり、その維持管理に要する経費として、4,844万5千円を予算計上するものであります。前年度比較では667万6千円の減額であります。

財源内訳につきまして、その他は、NTT東日本株式会社に貸し出している光ファイ

バー網の使用料3,613万9千円であり、残りは一般財源であります。

事業の目標につきましては、平成22年度に市が実施した超高速情報通信基盤整備事業エリア内の家庭及び事業所等の光ブロードバンドサービス利用率44.0%を目指すものであります。

項目2のこれまでの実績と成果につきましては、平成23年3月1日におきまして本市の整備地域全域において光ブロードバンドサービスが開始され、その後同年11月1日にはNTT東日本が整備した地域も光ブロードバンドサービスを開始したことで、大仙市全域で光ブロードバンドサービスの享受が出来る環境となりました。

利用率の推移について詳しくはご説明致しませんが、年々徐々に利用が増えている状況であります。

項目3の問題と課題につきましては、既に導入しているサービス提供設備の保全が目的であることや、IRU契約により賃貸先がNTT東日本に決まっているため、賃貸先変更の選択肢は無く、また、電柱建替等の支障移転等につきましては賃貸人等からの要請により本市が電柱建替等の移設について対応せざるを得ない状況であります。

項目4の今後の方向性につきましては、「インターネット入門教室」を開催するなど事業を実施し、市民のインターネットに関する知識を啓発し、更なる光ブロードバンドサービス利用の普及を図っていくことや、次の防災・福祉・教育・地域経済の活性化など、市民への有効な行政サービスの手段として、各担当課と光ブロードバンドサービス利用の調整を図りながら、光ファイバ通信網を使った各種アプリケーション、ソフトの導入を検討していく考えであります。

次の28年度事業の概要につきましては、光ブロードバンドサービス提供のため、IRU契約によりNTT東日本に貸し出している光ファイバ通信網、これは平成22年度「超高速情報通信基盤整備事業」で敷設した光ファイバ通信網とそれに係る設備や機器等について、市民や企業などのサービス利用者が安定して光ブロードバンドサービスを利用できるように設備の維持管理を行う内容であります。

具体的には、維持管理地域といたしまして、大曲地域のNTT内小友局や角間川局管内、西仙北地域ではNTT刈和野局管内の一部を除く地域、中仙地域のNTT豊川局管内、協和地域、南外地域、仙北地域、太田地域の4地域におきましては全域を対象としております。

その維持管理内容につきましては、約611kmの光ファイバケーブルの保守委託や、

N T T柱と電力柱、約14,530本への光ケーブル添架料や9局のN T Tビル施設への接続賃借料、また、光ケーブルの移設や修繕等の費用、及び災害保険料などの内容であります。

次に、予算書では54ページ中段にあたりますが、主な事業の説明書の2-8ページ、本日配布しました資料をご覧いただきたいと存じます。

それでは、2款1項10目31事業「地上デジタル放送再送信施設管理運営費」につきましては、市内の地上デジタル放送難視聴地域解消のため、西仙北地域、協和地域、南外地域、太田地域の地上デジタル放送難視聴地域に敷設した地上デジタル放送再送信用光ファイバケーブル等を管理運用し、地上デジタル放送波の安定供給を目的とするものであり、それに要する経費として、467万3千円を予算計上するものでありますが、前年度比較では49万5千円の減額であります。

財源内訳につきましては、その他は、地上デジタル放送再送信施設接続工事費分担金の47万円と、地上デジタル放送再送信施設使用料の312万8千円と、地上デジタル放送再送信施設基金繰入金の74万2千円、合計434万円であり、残りは一般財源であります。

事業の目標につきましては、計画的な作業停電等による停波を除き、1年365日24時間地上デジタル放送の安定した再送信が100%達成できるよう、再送信施設の管理運営に努めることを目標としております。

項目2のこれまでの実績と成果につきましては、加入者の推移の表にありますように、新規加入される方や、転出等で利用中止される方がおり、事業開始当初の939世帯から昨年末現在で5世帯増え、944世帯となっております。

また、再送信施設使用料徴収率につきましては、職員の努力により時間がかかっても徴収を行うことで、事業開始から現在に至るまで100%の徴収達成となっております。

項目3の問題と課題につきましては、事業運営につきましては、加入者からの施設使用料と施設整備の際にNHK助成金を積み立てた基金からの繰入金を財源とした運用を行っておりますが、突発的な事故や大規模な災害等による設備破損などの修繕に対応できるだけの余裕がある財源が確保されていないのが現状であります。

そのため、将来の機器更新を視野に入れ、安定的に再送信サービスを提供できるよう施設使用料の見直しや管理運営方策の改善を図り、財源の確保に努めていく必要があるものと考えております。

項目4の今後の方向性につきまして、事業としては地上デジタル放送波の安定供給が目的であり、今後地上デジタル放送が終了するか、又は代替手段による受信が可能な状態にならない限り、本事業は継続する必要があるものと考えております。

また、財源面では毎年度基金からの繰入を見込んだものでありますので、将来的には基金の枯渇が避けられないことから、事業の継続ができるよう施設使用料の見直しや管理運営の改善を継続していくことと考えております。

次の28年度事業の概要につきまして、再送信施設の管理運営といたしましては、先ほどお話しました難視聴地域の944世帯を対象世帯として、設備概要につきましては、①の受信点、これはくらしの歴史館地内、まへの峰吉川小学校敷地内と、太田地域関根市有林内に設置されたアンテナのことで、次の②の受信設備としては、アンテナからの地上デジタル放送電波を受信し、光信号に変換する設備で、次の伝送設備に光信号を伝送する設備をいいます。

次の③の伝送設備としては受信設備から伝送された光信号を増幅や分岐し、次の光電変換装置に伝送する設備をいいます。

次の④の光電変換装置は、伝送設備から伝送された光信号を受信し、電気信号に変換する光受信機のことで、ここで光信号から電気信号に変え、これに加入者宅のテレビアンテナを接続することで、地デジ放送が見られる、これらの仕組みを維持運用することが本施設管理運営の内容であります。

運用経費は、主に経常的管理費等であり、具体的には、受信設備や伝送設備の電気料、災害保険料、光ファイバ通信網保守料、修繕料などであり、また設備を維持するための経費の主な財源としては、加入者1世帯あたり年額3,700円の使用料であります。

次に、予算書では58ページ下段にあたりますが、主な事業の説明書の2-27ページをご覧くださいと存じます。

2款1項13目15事業「社会保障・税番号制度システム整備費」につきましては、国が進めております社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上、給付や負担の公平性確保を目指すものであり、平成28年1月からの利用開始に合わせ、既存システムを改修するものであります。

これらについて、カード発行や番号利用の改修は既に済んでおり、もうすでに個人番号通知カードが郵送され、個人番号カードも申請された方から交付となっている状況です。

しかしまだ残っている改修といたしましては、平成29年7月から始まる、国や他自治体とのデータ連携システムが現在国で開発中であるため、それとのデータ連携に必要な改修経費として1,860万円を予算計上するもので、前年度比較で6,689万円の減額であります。

財源内訳につきましては、国庫支出金の525万1千円であり、残りの財源は一般財源であります。

事業の目標につきましては、同じ内容を繰り返すこととなりますが、これまでの平成27年10月の個人番号カードの通知や、平成28年1月からの個人番号利用開始までのシステム改修は終わりましたが、平成29年7月からの国や他の地方公共団体等とのデータ連携が出来るよう、各種システムの改修部分について100%の改修を行い、国のスケジュール通りに既存システムが稼働できるようにすることを目標とするものであります。

項目2のこれまでの実績と成果につきましては、平成26年10月からの住民基本台帳システムや税務システムなどの改修に着手したことや、平成27年1月からは生活保護システムや障害者福祉システムなどの改修着手を経て、年次計画で改修を実施している状況で、平成27年度においては個人番号、マイナンバー利用に関するシステム改修を実施いたしました。

平成28年度におきましては、国や他自治体とのデータ連携に関する連携テストなどを行い、システムが問題無く業務遂行できるよう、システム改修を行っていくものであります。

項目3の問題と課題につきましては、国の進める社会保障・税番号制度に対応した各種システムの改修が主な内容であるため、今後も国のスケジュールに遅延することなくシステム改修を実施していく必要があるものと考えております。

また、国の補助金は人口規模やシステムの内容により限度額が決められているため、改修経費が高止まりにならないよう県内の同様のシステムを使用している自治体の改修経費などを参考にしながら事業を進めていくことと考えております。

項目4の今後の方向性につきましては、社会保障・税番号制度にあわせ、必要となる各種システムや既存連携システムの改修及び特定個人情報保護評価を行い、国のスケジュールに沿って作業を進めることと考えております。

次の28年度事業の概要につきましては、改修するシステムが総務省管轄分と厚生労

働省管轄分があり、また業務システムにより、補助の対象になるものや、交付税措置の対象となるものが有りますので、事業費としては、1,860万円ですが、補助金は厚生労働省分で補助上限があることから525万1千円にとどまっております。

以上が、主な説明書に記載のある事業ですが、記載の無い事業につきましては、本配布いたしましたA4判横の当初予算概要4ページ、情報システム課分をご覧願います。

予算書では54ページ中段にあたりますが、当初予算概要の項番3をご覧いただきたいと存じます。

2款1項10目32事業「地域イントラネット設備管理費」につきまして、経費の概要についてであります。備考欄に有りますよう、平成15年度の地域イントラネット基盤施設整備事業で整備した施設設備の内、光ファイバケーブルの維持管理に要する経費として1,297万7千円を予算計上するもので、前年度比較では、267万5千円の減額であります。

具体的な経費につきましては、光ファイバケーブルの地下管路や電柱添架等の使用料、また光ファイバケーブルの移設等にかかる修繕料や工事請負費の経費であります。

なお、財源は全額一般財源となっております。

次に、予算書では56ページ上中段にあたりますが、当初予算概要の項番4をご覧いただきたいと存じます。

2款1項10目61事業「地上デジタル放送難視聴対策事業費補助金」につきましては、備考欄に有りますよう、地上デジタル放送再送信施設への接続工事費分担金に対する補助金であり、内容は接続工事費、本人の負担額が3万5千円を超える場合、その超える部分に対して20万円を限度として本市が助成するものであり、それに要する経費として40万円を予算計上するものであります。財源につきましては全額一般財源となっております。

ちなみに、本年度の1月末現在までの実績は、当初予算分は6件36万9千円と、また6月補正で承認になりました西仙北地域土川字心像西野地内分は12件176万4千円、合計で18件213万3千円の補助助成実績となっております。

なお、本年度中にはこの後2件分の支払いが残っております。

このような状況から、本事業は継続して行く必要があるものと考えております。

次に、予算書では58ページ中段にあたりますが、当初予算概要の項番5をご覧いただきたいと存じます。

2 款 1 項 1 3 目 1 0 事業「電子計算管理運営経費」につきましては、住民記録・税等基幹系システムをはじめとする各種電子計算システム、ネットワークシステムなどの維持管理、運用等に要する経費として1億4,851万3千円の予算計上ではありますが、前年度比較1,704万9千円の減額となっております。

経費の概要についてであります。備考欄に有りますよう、地域情報化推進委員会の年2回開催のための委員報酬をはじめ、記載のとおりの内容となっております。

次に、平成28年度の更新等システムにつきましては、①はマイナンバーに対応するための税務LAN、申告支援システムのバージョンアップ、②は機器等が古くなったための地域イントラネット関係機器更新及び保守、③は一般のセキュリティ向上のためのファイルサーバー及び資産管理ソフト関係機器の保守、④は先ほど3月補正でご説明いたしました国の補助対象となるメールセキュリティ強化以外に改修の必要なメールセキュリティシステム導入経費、⑤は年次計画で更新を行っております職員用情報機器、具体的にはパソコンやプリンターの更新、⑥は神岡支所にあります神岡情報センターパソコン教室のパソコンが古くなったため、新しいパソコンに更新する内容であります。

なお、財源内訳のその他、特定財源は、大曲仙北広域市町村圏組合からの職員給与計算に伴う給与システム管理費負担金として139万7千円、及び職員等が講師となって開催するパソコン教室開催時のテキスト代9千円で、合計140万6千円で、残りが一般財源となっております。

次に、予算書では同じく58ページ中下段にあたりますが、当初予算概要の項番6をご覧くださいと存じます。

2 款 1 項 1 3 目 1 1 事業「総合情報センター管理費」につきましては、神岡支所内の神岡情報センターで開催するパソコン教室等の運用に要する経費148万1千円を予算計上するものであり、前年度比較11万2千円の増額であります。

事業の概要についてであります。備考欄に有りますよう、「初めてのパソコン」や「ワード・エクセルの基礎」など、定員12人の講座を年間22回開講するためのパソコン講座に要する経費であります。

経費内訳の主な金額はIT推進員、要するにパソコン教室の講師の賃金や社会保険料、及び雇用保険料であり、その他はプリンタートナー等の消耗品の経費であります。

なお、財源内訳のその他、特定財源は、パソコン教室開催時のテキスト代3万6千円で、残りが一般財源となっております。

説明の最後になりますが、予算書では同じく58ページ中下段にあたります。

当初予算概要では、項番7をご覧いただきたいと存じます。

2款1項13目14事業「電子計算システム更新事業費」につきましては、備考欄に有りますよう、合併時に統合した主な電子計算システムが6年以上経過し、老朽化したことによる機器等の計画的な更新に要する経費で、平成26年度の通信ネットワーク関係機器の稼働で、計画しておりました電子計算システムの更新は終了いたしました。

今後は、債務負担設定額に伴う支払いが経費の主な内容で、1億4,915万円を予算計上するものであり、財源は全額一般財源であります。

以上、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち、情報システム課所管部分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 2-7の光ブロードバンドの関係なんだけども、このNTTから貸し賃つか、賃貸料貰うことなんだと思うんだけど、これって利用率となんか関係ある。利用率が低いと賃貸料に影響するとかってある。

○委員長（後藤 健） はい、加賀課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） これは最初に契約した額、消費税は抜きとして、消費税は変わってきましたので、その分は変わったなりに積算しますが、最初の契約した額で、その10年間固定でございます。

○14番（金谷道男） 要は、利用率とは関係ないということ。

○情報システム課長（加賀勸悦） はい、関係ありません。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、渡邊委員。

○19番（渡邊秀俊） 先にFMコミュニティ関係の話、あまりよく聞こえないところは、鉄塔をちゃんと建てなさいと、しかも委員からは、そういうのはもっとずっと早くやるべきだという意見でたんですよ。

今回の地上デジタル放送、俺もこれお金払っているんだもっしょ、この先ずっとこれ3,700円掛ける1千世帯くらいから使用料貰ってるんだしべ、これはあまり見えないところだから特別装置付けたから、その分、お金払えということ。

それからすれば、FMも同じ考えでいけば、これも当然補助というか、そっちの対応

で持って行くべきものでねばがなと思うだしども、そのあたりの考えは部長なんたもんだ。見えないところの人はお金払えということだども、ラジオは見えないところ早く鉄塔建てて、聞こえるようにへていったんだべ。テレビは、これ見えねども、見えねがらお金払えということだべ。今年はしかたねどもよ、考え方として来年あたりは、ラジオと同じ考えで行くべきでねがど思う。

○委員長（後藤 健） はい、企画部長。

○企画部長（小松英昭） 当然のことでちょっとあれだしども、いわゆる防災の関係があるということで、カバー率を100%にしましょうという、防災ラジオの方ですね、いわゆるFMの方は、そういった形で半分は行政需要があるだろうという住民サービス上必要があるだろうということで、できるだけいわゆる電波が届かないところは、室外、室内アンテナを付けて、聞こえるようにしましょうということだと思えますけども、テレビに関しては、いわゆる公共と違うのではないのかなと私は考えます。いずれ理由とすればそういうことではないのかなと。

○委員長（後藤 健） はい、渡邊委員。

○19番（渡邊秀俊） ラジオの電波とテレビの電波の扱いは、できるだけ同じようにしてもらいたいと思うしども、このようにお願いします。

○委員長（後藤 健） はい、加賀課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 補足説明をお願いします。地上デジタル放送が見えなくなるということで、国の方針として整備しなさいということで補助がいろいろ出ました。基本は大仙市がやらないとすれば、その見えない人たちが共聴施設を作って、本来はその見えない人方がアンテナを自分たちで運用するというのが本来の姿でございましたが、たまたまこの時期にIRUというか、光ケーブルブロードバンドを敷設するときに、一つのメニューとして、地上デジタル放送の難視聴についても、それが一つの事業として国の方で提案されましたので、大仙市ではそれに手を挙げてやったという経緯がございまして、FM放送の中継局とは、また背景が違いますので、その点を。

○委員長（後藤 健） はい、渡邊委員。

○19番（渡邊秀俊） 電波が悪い所って、集落固まったところより、ポツポツと山の下にあるところがよげなんだしよ、そこに集合アンテナというか、テレビの受信施設建てるときは、単純に戸数少なくて、負担金多くてよいでねんだしよな、デジタル来るときは、アンテナいらなくて、ちゃんと入るからということだったしども、実際やったら、

おめ方悪いから毎年お金を出せということなので、もう一回確認しますが、電波に違いは無いはずですので、よろしくをお願いします。

- 委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、秩父副委員長。
- 副委員長（秩父博樹） 素朴なことなんですけど、大仙市所有のデータで本庁にサーバー置いて、そこに集約している形になってるんですか。ちょっとその辺教えていただければ。
- 委員長（後藤 健） はい、加賀課長。
- 情報システム課長（加賀勘悦） ご指摘のとおり、今現在は情報システム課の隣にあります大曲情報センター、仮称ございますけども、そこにサーバーがありまして、その中にデータを集約しております。
- 委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。
- 副委員長（秩父博樹） それが壊れる可能性はあるものですか。
- 委員長（後藤 健） はい、課長。
- 情報システム課長（加賀勘悦） 業務継続というBCPの観点では、当然壊れた場合のリスクということでの対応について考えておかないといけないということでは言われております。基本的には壊れることはありますが、いずれ壊れる前にいろいろ予防補償しておりますので、本当に壊れる前には事前の対策をしておりますので、一気に壊れるというのは災害時においては考えられません。
- 委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。
- 副委員長（秩父博樹） 災害時ということで、それこそ明日東日本がら5年なるんですけど、やっぱりあっちの方で、全て全部無くなって、データも全部無くなったという前例があるので、そういう対応って実際あるのがなど思って、ああいうような大きな災害というのはなかなか珍しい、なかなか無いと思うんですけど、ここでは無いと思うんですけど、こっちのデータが壊れれば、こっちのデータが生きてるどが、国の方でやるLGWANというのもなんか、要はLGWANというのも西日本に1つ置いて、東日本に1つ置いてという、どっちが壊れればどっちがで残ってるという齟齬の関係あるらしいので、市の方でもそういうような対応って、できてるものなのになって、そこ教えていただければと思ってでした。
- 委員長（後藤 健） はい、加賀課長。
- 情報システム課長（加賀勘悦） ご提案いただいたとおり、本来は必要なんですけど、将

来的にはまず、神岡にも情報センターがありますので、財政が許せば、そちらにデータバックアップしたいなどは思って考えておりますけれども、現在なかなか財源が確保できないということと、それから今クラウドという話も出ておりますので、遠い将来はそういうことで中に置かないで外に置くというふうなことが主流になるのではないかと思います。ただ、今すぐといわれますと中々手当する、元になるものがなかなか手当できませんので、というのが今の現状です。

実際、災害って、地震では物があるのでなんとか出来るんですけども、一番心配なのは水害で、今1階にあるので水がここまで来られると、ちょっとまずいかなということとで考えてます。地震では物があるので復旧は可能だと思います。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） クラウドって、今少しでも使ってる部分ってあるんですか。

今はゼロですか。

○委員長（後藤 健） はい、加賀課長。

○情報システム課長（加賀勤悦） クラウドという言葉も人によっていろいろありまして、一つの考え方は共同で機械を使うという意味のクラウド、それからデータを1箇所に集めるという意味のクラウド、それからサービスも全部扱うクラウドというのがありまして、クラウドという言葉を使う時はどの意味で使ってるかによって回答が変わりますが、そういう意味では外に置いておりますのは、ホームページのデータは本庁と外の2ヵ所にありまして、外の方で市民の方に見てもらってるというふうな処理をしております。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） そうすれば、そのクラウドという意味で、ホームページじゃなくて、大仙市のデータとして、ネット上にあげてて、大仙市の職員しかアクセスできないような性質のものって今あるのがないのが。

○委員長（後藤 健） はい、加賀課長。

○情報システム課長（加賀勤悦） そういう意味ではないのが実情でございます。

それにつきましては、要するに今大仙市のセキュリティポリシー上、あんまり外部に置くというふうなことは認めてませんので、要するに個人情報流出とか、そこいら辺が解決できれば遠い将来置いても良いかと思うんですけど、これについても庁内でいろいろ考え方がありますので、庁内の考え方が統一できないことには出せるかどうかというのは議論できないと思います。

市民から致しますと、自分の個人情報に訳の分からないところにあるという、そういうコンセンサスも必要に、その時に出すときは必要になるのかなとは思いますが。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、男女共同参画交流推進課所管の説明を求めます。佐々木男女共同参画交流推進課長。

○男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち男女共同参画・交流推進課所管の予算についてご説明申し上げます。

予算書は資料No.3の54ページ中程からになります。主な事業の説明書により、順にご説明申し上げます。

主な事業説明書2-9ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費、40事業「男女共同参画推進経費」は、予算額78万8千円で前年度より10万4千円増であります。

その他財源1万円は、講座受講料収入であります。

事業の目的及び目標は、一人ひとりが男女共同参画の視点を十分に活かしながら家庭・地域・職場それぞれの場における取組を実践し、共に協力し合いながら輝くことができる男女共同参画社会の実現を目指すものであります。

目標としては、昨年度末に策定しました第2次男女共同参画プランで詳細を示しておりますが、①として家庭における家事・育児等の役割分担割合を33.9%に、②として「仕事」と「家庭生活」を両立している割合を34.8%に、③として審議会等における女性の割合を平成31までに35%にすることを目標にしています。

4の今後の方向性と28年度事業の概要については、①として、男女共同参画に関する講座等を5回開催、②として、男女共同参画をテーマとしたコンクールの実施、③として、3,000人を対象とした男女共同参画に関する市民意識調査を実施します。予算が増額になった理由は、この調査に係るものです。

続きまして2-10ページをお願いします。

41事業「DV防止及び被害者等支援事業費」は、予算額50万2千円であります。その他財源20万円はドメスティック・バイオレンス等防止基金繰入金であります。

事業の目的及び目標は 配偶者等からの暴力、いわゆるDVの防止啓発活動や被害者

等への支援など、総合的な事業を実施することにより、DV被害者数0人を目標としています。

4の今後の方向性と28年度事業の概要については、①のDV防止啓発事業として、これまで同様、DV防止啓発に関するリーフレット配布や、高校生向けデートDV予防教育の出前講座を実施いたします。②の被害者等支援事業としては、緊急な一時的保護又は避難が必要なDV被害者等に対し、緊急避難時の交通費、宿泊費、食事代等を支援していきます。③ではデートDVに関する高校生意識調査を実施します。調査は5年毎の実施で市内高校の全生徒約2,100人を対象に行います。また、④として第2次大仙市DV防止基本計画の策定を行います。男女共同参画に関する市民意識調査の中にDVの調査項目を含めておりますので、デートDVの調査と合わせDV防止基本計画検討懇話会を開いて計画を策定します。

次に、事業説明書2-11ページをご覧ください。

42事業「むすび・サポート事業費」は、予算額212万8千円であります。財源内訳その他は、地域振興基金繰入金としております。

事業の目的及び目標は、少子化対策の一環として、「大仙結婚を支援する会」や「ドンと恋街コンプロジェクト」などとの協働により出会い・結婚支援を実施することで、当事者への複合的サポートの充実を図るとともに、地域全体で応援する機運を高め、婚姻増加に繋げることを目的とし年間成婚数5組を目標としています。

4の今後の方向性と28年度事業の概要につきましては、①として大仙結婚を支援する会員へ相談やお見合い調整等に要する活動費用月額5千円を継続して支給し、活動しやすい環境づくりに努めます。②として、支援する会員の活動により成婚に至った場合、成婚報奨金2万円を支給します。③としてイベント開催費用の一部を1団体上限10万円助成し、多くの出会いイベントを実施できるよう市内団体等へ働きかけます。ちなみにこの助成事業は27年度からの事業でしたが、3団体に交付しております。④として大仙結婚を支援する会員による結婚応援相談会及び情報交換会を毎月1回開催し、一人でも多く成婚できるよう支援していきます。⑤としては地域活性化と併せた出会いイベント『ドンと恋』を実施します。

続きまして、事業説明書2-12ページをご覧ください。

43事業「地域間交流事業費」は、197万5千円であります。

財源内訳としてその他財源は、地域振興基金繰入金161万5千円、宮崎市交流事業

負担金 36 万円であります。

本事業は、友好交流都市協定を締結している神奈川県座間市及び有縁交流締結している宮崎県宮崎市（佐土原）との各分野における交流・連携の継続を図り、双方の地域活性化に資する取り組みを推進するもので、今後の方向性と 28 年度事業の概要について説明いたします。

座間市、宮崎市とも、今後もこれまで培ってきた交流を礎に、産業、経済、文化、教育、スポーツなど幅広い分野における交流を通じて、更なる発展と互いの理解と連携を深めることにより、持続的な友好交流が行われるように努めます。

具体的には、友好交流都市神奈川県座間市交流事業は、男女共同参画・交流推進課が主管となり、大仙市からは座間市へ大風まつりと座間市ふるさとまつりへの参加、そして座間市から青少年交流事業として冬季に大仙市を訪ずれて交流することとしています。また、今後、文化、経済交流の発展に寄与する事業について協議していくことにしています。

続いて、資料の訂正をお願いします。有縁都市宮崎県佐土原市とありますが宮崎市の誤りでしたので訂正してお詫びします。宮崎市との交流事業は、協和支所・市民サービス課が主管となり、一つには宮崎市・大仙市青少年交流事業として、平成 28 年 7 月 29 日(金)から 31 日(日)に宮崎市内で相互の中学生がサーフィン等を通じて交流を図ることとして、中学生 12 人、引率等大人 2 名を派遣します。

二つ目として、平成 28 年 10 月 28 日(金)から 30 日(日)に行われる宮崎市秋の宮崎神宮大祭に参加するとともに、宮崎市・大仙市有縁交流 15 周年記念行事が予定されており、協和地域の佐土原会や地元議員、市当局が参加する予定であります。

続いて 2-13 ページをご覧ください。

4.4 事業「国際交流事業費」は、予算額 112 万 2 千円であります。財源内訳その他は地域振興基金繰入金によるものであります。

本事業は韓国唐津市との交流事業についてであり、これまでの実績と成果について説明いたします。

4 の今後の方向性と 28 年度事業の概要として、一つには、これまで継続している韓国唐津市青少年交流（派遣）事業として、大仙市の中学生を唐津市へ派遣し、ホームステイ等を通じた異文化体験等を実施いたします。派遣予定は 8 月の夏休み期間として市内中学生 8 名、引率者 2 名を予定しています。

もう一つには、韓国唐津市経済交流（派遣）事業についてであります。現在、大曲商工会議所や市商工会、JAを含めた会議を行っています。まずは唐津市を見ていただき、今後どのような経済交流に結び付けることができるか確かめていただきたいと思います。是非派遣できるよう協議を進めてまいりたいと思います。

続きまして事業説明書2-14ページをご覧ください。

45事業「国際交流員招致事業費」467万5千円についてであります。新規事業としています。

事業の目的及び目標としましては、2行目からになりますが、韓国唐津市との交流が継続的に活性化し拡大していることから韓国国際交流員を配置し、唐津市との連絡調整、通訳及び翻訳等を行ってもらうことにより、友好関係を更に深めることを目的としています。

これまでの実績と成果としましては、平成21年度より韓国の国際交流員を招致し、表に掲げる通り、地域における国際理解の促進のため、講座等の企画・実施、友好交流都市韓国唐津市との交流事業により国際交流の実現と友好関係を継続できているものでありましたが、2代目の国際交流員が、勤務条件等に対する考えの相違から26年度契約途中での退職、帰国という状況になっています。

問題と課題では、27年度においては、韓国国際交流員の必要性を検証するため、配置していませんでしたが、新しい唐津市長となってから交流が加速して、27年度は綱引きの相互交流やスポーツ交流、大曲の花火への唐津市長招待など5回の交流があり、その間の連絡調整、通訳、翻訳業務に苦慮いたしました。

今後も、青少年・スポーツ・経済・綱引きと多岐にわたる分野での交流について相互で合意しており、事業の推進において韓国国際交流員の再配置が必要であり、自治体国際化協会へ配置を要望しているところであります。

今後の方向性と28年度事業の概要については、韓国唐津市と持続的な友好交流が行われるように、青少年交流派遣事業に伴う韓国唐津市担当者との連絡・事務調整、事業への随行・通訳等、そして、経済交流の連絡調整及び随行予定のほか、地域における国際理解を促進するため、教育機関や市民グループなどを対象に初年度10件程度を目標に講座企画・実施をしていただきたいと思います。

続きまして事業説明書2-15ページをご覧ください。

46事業「国際教養大学交流事業費」についてであります。大変申し訳ありませんが、

訂正をお願いします。予算額 80 万 6 千円ですが、財源内訳が一般財源の欄に記載となっております。地域振興基金繰入金によるもので、その他財源へ訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

事業の目的及び目標は、異文化理解を深め、国際社会に対応できる次代を担う青少年を育成することを目的として、国際教養大学留学生との交流を実施します。

今後の方向性と 28 年度事業の概要については、引き続き国際教養大学へ事業委託し、留学生の参加を呼び掛けていただき、市内の各幼稚園・保育園・小・中学校において本事業を積極的に活用していただくよう教育委員会と連携した周知・広報活動を実施していきます。

教養大学委託費内訳としては、参加留学生が大仙市内で交流した場合 1 回 2,000 円、国際教養大学を訪問しての交流は 1 回 1,000 円の謝金を支払います。また、留学生の送迎は業務の効率化のため引き続きシルバー人材センターへ委託し対応していきます。

次に、事業説明書 2-16 ページをご覧ください。

47 事業「健康文化活動拠点センター管理費」は、予算額 857 万 8 千円であります。その他財源は、自動販売機設置行政財産使用料です。

事業の目的及び目標は、健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の施設維持管理を行いながら、目標利用人数は、フリー利用者人数として 16,900 人、受講者延べ人数 48,300 人として管理運営を行っていただきます。

これまでの実績と成果と問題と課題については、管理費という点から説明を省略します。

今後の方向性と 28 年度事業の概要については、2 行目からになりますが、少数受講講座の見直しや人気講座の増設、新規講座の開設等、講座内容を工夫して管理運営にあたるよう指定管理者 TMO 大曲に指導し、事業を継続していきます。また、計画的に施設の修繕や機器の更新を行います。

予算は、指定管理料 757 万 8 千円、自動ドア装置交換等修繕 100 万円となっております。

次に、事業説明書 2-17 ページをご覧ください。

48 事業「市民活動交流拠点施設運営管理費」は、予算額 1,459 万 6 千円であります。財源内訳のその他は市民活動交流拠点センター使用料ほか 631 万円ですが、主

な項目として、センター裏手の駐車場使用料としてJAや薬局から月額5,000円、年間42万円を、また、市が羽後交通から借りてJAへ転貸しているショートステイやすらぎの転貸使用料350万円、2階レストラン「光風舎」の受託金207万4千円等となっています。

事業の目的及び目標は、市民活動や交流のサポートをすることを目的として行政サービスの提供や市民活動の拠点となるコーナーやオープンスペースを設け、市民の交流・活動の機会を創出する新しい感覚の拠点施設として利活用を図ります。

また、ボランティアやNPO、地域活動団体を支援するため、市民活動支援の機能として会議室や印刷機等の器機を提供しながら情報交換の場として充実させていきます。

目標として、センター年間利用人数3万人以上としています。

2のこれまでの実績と成果としまして、市民の認知度も高まり、それぞれの目的に合わせて自由に施設利用がされてきていると感じており、昨年度は利用目標人数25,000人を上回る30,426人の利用となっています。今年度は1月末現在で28,711人の利用がありますが2月末で32,652人の利用があり、昨年を上回る利用人数になっています。また、FMはなびの開局に伴い、オープンスペースでラジオを流したり、テレビの市議会中継を行うなど、市民に向けての情報提供も行っているほか、無料で利用出来る印刷機やパソコン等は、多くの市民や市民活動団体より好評を得ているところであります。表は、前年度と比較するため26年度と27年度の1月末利用者について記載しています。

問題と課題については、休憩等での利用件数は増えてきていますが、イベント等で利用する件数は増加がみられないため、中心市街地のにぎわいを十分に発揮できる機能をもつ施設であることから、周知やより活用しやすい環境を整える必要があるものと思っています。

今後の方向性と28年度事業の概要については、中心市街地活性化の核となる施設としてくつろぎスペースを提供するにとどまらず、市民の作品展示やイベントの開催なども含めた管理運営を行うほか、市民活動支援センターとしては、NPO組織や地域活動団体の活動が更に活発化するよう情報を提供し、より市民に利活用してもらえるように努めていきます。

予算概要としてはAnbee大曲管理組合費や羽後交通への土地借上げ料を含む市民活動交流拠点センター維持管理費として、1,417万円、市民活動支援分42万6千円と

なっています。

最後に、A 4 版横の平成 2 8 年度当初予算概要 企画部の 5 ページをお開き願います。

男女共同参画・交流推進課所管の全事業ですが、ただいま事業説明書でご説明申し上げました事業を除く当課事業概要について、説明申し上げます。

No. 1、2 款 1 項 1 0 目 1 事業、男女共同参画審議会委員報酬 1 4 万 7 千円です。

審議会開催にともなう委員報償費（2 回）を計上しております。

最後の No. 1 1、5 0 事業、企画費負担金は 7 8 万 4 千円を計上しております。

秋田空港利用促進協議会負担金、他 3 件の負担金であります。

以上、男女共同参画・交流推進課所管の平成 2 8 年度当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、武田委員。

○2 3 番（武田 隆） 2 つお願いします。

男女共同参画って、目標というか、このこれまでやればどがっていうやづってあるもんだが。例えば、こういう状況なれば男女共同参画の推進というのは大体いいどごまできてるよどがっていう、そういうレベルっていうが、そういうのって、あるもんだ。どごまでも上、上、上、目指していくものなの、ちょっとそのあたりの、目標って言えばおがしいども、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 当然国でもそういう計画、目標数値、県でも自治体でも定めております。例えば 2 - 9 ページに掲げている丸 3 つがありますけれども、例えば共働きしている 3 3. 9 % の方、どちらも同じように、例えば家事に入ったりとか、育児に入ったりとか、そういうところ目標にしています。そうするとまた次に共働きの世帯が 7 割とか 8 割とか入ってきたときに、今報道で待機児童とかありますけれども、それがまず男性女性問わず家庭に入っていくということだとか、仕事と家庭を両立している割合だとか、審議会における女性の割合、これが 3 5 をクリアしていくと 4 0 になります。ただ、逆転するということまでいくのかとなれば、またそれは別問題だと思いますけれども、ある程度の目標数値をクリアすると、また 1 段高いステップを目指すことになると思います。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

- 23番（武田 隆） 結びサポート事業の中で、これって当然少子化対策と連動してることなんだけど、例えば結婚支援どが、出産支援どがっていうのは、別にあるんだっけ。
- 委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。
- 男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 男女共同参画で行ってる部分につきましては、結婚支援としては、前はお節介おぼさんどがいで、その方に仲人料どがというごどあったんですけども、それをまず自治体の方で少額ですけども払っていくと、あと児童家庭課の方で産まれると児童手当と医療費の無料化とか、そういうことで対応しているところであります。
- 委員長（後藤 健） はい、武田委員。
- 23番（武田 隆） 例えば、結婚成立したといった場合にハネムーン経費を出すどが、出産したら出産おめでとうございます、祝い金出すどが、100歳なれば祝い金出してるっしね、俺あれど同じパターンのごどあれば、もっと若い人方も結婚どが、出産どがというものに対して、もうちょっと意識違ってくるのがな。要するに今の若い人方が結婚中々出来ないというかしないというか、それってひとつはお金の問題もあるんだっしよ、要するに生活していけるかどうか、例えば結婚して本当にこれ生活していげるがどが、そういうものがあると思うんで、ただ出会いがねえがら結婚しないじゃなくて、俺今の若い人方って、ちゃんとそういう将来設計を考えてみた上の、要するに離婚どがということだと思うんで、そこら辺もうちょっと突っ込んだ結びサポートにした方が、もっと実績というか、そういうものが上がってくるんでないかというふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。
- 委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。
- 男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 今の事業説明書の方で婚姻数、27年度は表に掲げたとおりの1件、1件です。例えば、ドンと恋で成婚した方で、当然支援する会もですけども、世話した人にお金をあげるの、どこまでマッチングが出来ているかというのは常時その方たちは分かってるんですけども、途中で支援する会の人たちを邪魔になってるようなかたちで、あと入ってこねでけれというようなことがあって、はずかしいところが結構あるんです。本当はこれまで24年度から27年度まで10件ですけど、もっともっというふうな話は聞いているので、今成婚された場合、例えばハネムーンの資金を提供するよとか、本当に結婚式挙げた場合なんぼかお金はやるよと

というのは全国でもあるように聞いてますので、あと仲人さんにもっともっと高額な報奨金を払ってやっていると自治体もあるようですので、それを参考にしながら検討してみたいと思います。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 要するに、結びサポート事業というごどだから、例えば中に入って、この2人をくっつけるというのが目的だと思うけれども、要するにこの人がいねたって、くっつぐ人方もいるわけよな。そういう人方を含めて、そういうハネムーンどが、結婚式の応援費用どが、そういうのを市として補助するどが、そういうパターンを作れないかというごどなんだっしょ。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） もしかすれば議員の皆さんもご承知のことと思いますけれども、大仙市の婚姻件数というのがありまして、例えば25年度の婚姻件数307件になっております。ずっと20年から大体3百数十件の範囲でずうっと来ておりますので、その300件すべてにそういう報奨金とか手当できるのかということ、また額が小さくなればその意味も成さないでしょうし、検討してまいりたいと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 今の結びサポートの関係なんだけども、市内の団体で主催するイベントに助成するということだけれども、どういう団体で、どういった内容でやってるのか。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 基本的に大仙市は「ドンと恋」という大型イベントをやってます。この交付金が要綱の中に小中規模のイベントということで掲げております。今年3件交付したというのは、大仙市商工会、それから大曲商工会議所南部地区協議会、あと県に登録しておりますリアライズという会社がありますけれども、そこで12名程度の男女の出会いイベントを行っております。ちょっと前後しますけれども商工会では男性18名、女性が17名。さきほど言いました商工会議所南部地区協議会というのは角間川をエリアに活動している団体でありまして男性14名、女性10名、その時にカップルというのは4組、3組、2組というふうに誕生している事業であります。

きっちり事業の計画書、報告書、収支予算決算を出してもらって交付しております。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 世話しなくても、ちゃんと結婚できる人もいるども、世話してもらわねば駄目だ人もいるごどなので、大いにこれからもチャンスをいっぺ作ってやるように。

ドンと恋って、あの中身どが、計画どがってというのは、どっかで、誰が。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 当然プロジェクトというのを組んでおりまして、JCとか商工会議所の青年部と、あと大曲社交飲食業連合会、お店屋さんの組合とか、あと当然商工会議所も入ってますし、市も入ってます。そのプロジェクトで、メインは商工と青年会議所が中心となって企画していただいています。

○14番（金谷道男） あるどぎよ、当事者、該当するだろうと思われる人がやっぱり、ちょっとずれてるどがっていう感覚で言われたごどあったがら、若い人方、市役所にもいっぺいるね。そういう人方がこれやれば集まるんでねがっていうのやれば、もっと集まるんでねがっていうごど、ちょっと言われたどぎあったがら、ポスターも含めで、これ男女の参加者の差ってあんまりねえもんだが。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 1回目は100人ずつ集まってくれば良いのかなっていうことでやったら150対150。徐々に2回目、3回目になると男性は面の皮厚くしてくるんだけど、女性はなかなか、まだ来てらっけみだんた感じのごどがちょっとあるのかなっていうことで、この2月にやった時も、先月の2月の時は、50対40ということ、約10人前後少なくなってます。

○14番（金谷道男） 募集は50、50。

○男女共同参画交流推進課長（佐々木繁隆） 募集は50、50で、男性はすぐ満杯なるんですけれども、女性はジワジワジワと来て40で止まるというかたちです。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これで、議案第102号にかかる企画部所管の質疑は終結いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（後藤 健） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日 11 日午前 10 時より審査を再開いたします。

長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

午後 5 時 33 分 散 会

平成 2 8 年 3 月 1 1 日 (金曜日)

(第 2 日)

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 平成28年3月11日（金曜日） 午前10時00分 ～ 午後5時20分

会 場 大仙市役所 3階 互助会館第1会議室

出席議員（7人）

2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛	5番 後藤健
12番 橋村誠	14番 金谷道男	19番 渡邊秀俊
23番 武田隆		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

農林商工部長 今野功成	次長兼農林振興課長 田中盛耕
農林振興課参事 渡辺重美	農林振興課主幹 斎藤秋彦
農林振興課主幹 田畑睦子	農林振興課副主幹 渡邊一光
次長兼商工観光課長 五十嵐秀美	商工観光課参事 今善雄
商工観光課主幹 大沼利樹	商工観光課副主幹 佐々木満智子
花火産業構想推進室主幹 伊藤敬	次長兼企業対策課長 小野地洋
企業対策課主席主幹 佐藤正規	企業対策課主査 三浦徹
農業委員会事務局長 加賀谷光秋	農業委員会事務局参事 佐藤司
農業委員会事務局参事 工藤明良	

議会事務局職員出席者

主 査 佐藤和人

審査案件

- 1 議案第 55号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 議案第 56号 大仙市宮放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第 57号 大仙市太田農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第 58号 大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第 59号 大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第 60号 大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第 75号 大仙市観光情報センター条例の制定について
 - 8 議案第 90号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）
 - 9 議案第102号 平成28年度大仙市一般会計予算
 - 10 議案第125号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第8号）
 - 11 請願第 9号 TPP交渉に関する請願
 - 12 陳情第 42号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情
 - 13 陳情第 43号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
 - 14 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開 会

○委員長（後藤 健） おはようございます。

本日もご参集いただきまして、ありがとうございます。

昨日、この委員会始まる前に雪が少なくてなんていう話をして、今朝起きたらちょっと雪景色でちょっとビックリしたんですけれども、ちょうど5年前の今日もなんだか春めいてきたなというところに寒い日であったなというふうに記憶をしております。いまだに仮設暮らしやらなにやら不自由な生活をされている方もたくさんいるわけがございますけれども、我々としてもこの震災を忘れないということが我々にできる一つのことなのではないのかなというふうに思っております。後ほど発生時刻に委員の皆様、そして当局の皆様にも黙祷をお願いいたしますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。

本日、審査ということでボリュームもありますけれども、慎重なる審査を皆様をお願いしたいと思います。

それでは、只今より、企画産業常任委員会を開会いたします。

本日の審査は、農林商工部・農業委員会事務局所管の議案審査を行い、最後に予算案の討論・表決を行います。

○委員長（後藤 健） それでは、日程表に従って順次審査してまいります。

はじめに、今野農林商工部長よりごあいさつがあります。今野農林商工部長。

○農林商工部長（今野功成） 皆様おはようございます。

審査をお願いいたします前に、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様には、農林商工部が所管致します各事務事業に関しまして、日ごろからご指導、ご助言を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会には農林商工部関連では、条例案が7件、当初予算案、27年度の補正予算案2件を提案させていただいております。

条例案に関しましては、これまでの指定管理者が行っておりました施設の維持管理を平成28年度から直営で管理するための条例改正案及び条例案が3件でございます。

また、農林振興課関係では、肉用牛特別導入事業基金につきまして、貸付金の一部を不納欠損処理したことに伴いまして、基金の額を改めるための条例改正案及び市営放牧場につきまして、大曲地域の松倉放牧場と南外地域の大畑深山牧場を廃止し、笹倉放牧場、黒森山放牧場、協和放牧場の3放牧場に集約するための条例改正案を提案させていただいております。

企業対策課関係では、過疎自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例につきまして、基となる法律であります過疎地域自立促進特別措置法の期間が5年間延長されたことに伴い、その条例も同様に期間を延長しようとするものであります。

工業等振興条例につきましては、地域産業の振興を目的に市内に工場等の新設、または増設をした際の固定資産税の免除に関する規定の対象に、木質バイオマス発電、及びコールセンターの進出を想定した改正案を提案させていただいております。

当初予算案、及び補正予算案2件については、この後詳細に説明させていただきますが、特に追加提案させていただきました一般会計補正予算案(第8号)につきましては、12月定例会において、ご審議、ご決定いただきました大豆栽培モデル対策事業費につ

きまして、2月末に平成27年産大豆の乾燥調製及び検査が終了したことを受けまして、結果を取りまとめ致しましたところ、見込んでおりました収量及び品質が大きく向上いたしましたしまして、その結果、再度の補正をお願いするものでございます。私どもの見込みの甘さにより、ご迷惑をおかけすることになりますますが、大変申し訳ございません、どうかよろしくお願い申し上げます。

この後、それぞれの条例案、予算案の詳細について、担当課長が説明を申し上げますので、よろしくご審査の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、加えまして委員会終了後にお時間をいただいて、第3次農業振興計画と第2次観光振興計画について説明させていただきたいと思っております。あわせて、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

○委員長（後藤 健） それでは、議案審議に入ります。

議案第55号「大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田中農林振興課長。

○農林振興課長（田中盛耕） ご説明申し上げます。議案書の43ページをご覧ください。

議案第55号「大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

大仙市肉用牛特別導入事業基金より、貸付金として貸付してあります長期滞納者のうち、時効をすでに経過した大曲地域1名の方は、すでに死亡しており、相続人、この方は息子が75歳で、生活保護認定者で視覚障害2級の認定者でございまして、現在仙北地域の施設に入所している方でございます。相続人より、時効の援用通知を提出したことにより債権が消滅し、回収が不能となり不納欠損処分を行ったものでございます。

また、同じく長期滞納者で、時効をすでに経過した西仙北地域1名の方で、本人死亡の上、相続者所在不明のために回収の見込みがなくなり、不納欠損処分を行ったものでございます。

よって、大仙市肉用牛特別導入事業基金において、2名分の貸付金51万8,610円の不納欠損処分に伴い、基金の額を改めるものでございます。

議案書の44ページをご覧ください。

条文の改正内容は、議案書の44ページになりますが、第3条第1項中「4, 385万4千円」を「4, 333万6千円」に改めるものでございます。

附則として、施行期日ですが、この条例は「平成28年4月1日から施行する」ものでございます。

以上、議案第55号「大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 特別導入基金の基金額、今欠損で減らすという話でしたけれども、これは今現在基金っていうか、お金になってる分と、牛になってる分、多分あるじゃないかと思いますが、その比率なんとなってるかということと、この基金って最終的に国の出資、拠出分返せどがっていう基金ですよ。最後なんとするもんだが。要するに、このまま続けていって、お金戻ってきた時に国に返す分だけ返して、基金としてずっとこの事業続けていくという考えなのか、そこちょっと、その2つ教えてください。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 基金の内容ですけれども、26年度末ですけれども、現金が3,768万2,771円となっております。それに貸付牛といたしまして20頭分でございますが、617万2,020円となっております。ですから、合計しますと26年度末では、4,385万4,791円となっております。

それと基金の内訳でございますけれども、国庫償還金につきましては、既に23年度で返還してございます。ですから現在は、県からの基金と市町村の基金ということで、内容はそうなってございます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） そうすれば、国の分は、もうあと返したので、これはこのまま基金として、この後も続けていかれるということだったな。

○農林振興課長（田中盛耕） そのとおりです。

○14番（金谷道牛） あの、今非常にその、価格が良いもんだがら、農家の人方自力だけで買うということが非常に厳しい状況なってるようだども、この先どごまでそれがいぐのがということもあるんだけども、やっぱり基金として残して是非農家の人方さ使わ

せで、崩して無くしてほしくないなという意味で、ちょっと質問しました。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） このまま引き続き、基金として導入させていただきたいと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第56号「大仙市営放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。田中農林振興課長。

○農林振興課長（田中盛耕） ご説明申し上げます。議案書の45ページをご覧ください。

議案第56号「大仙市営放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

大曲地域の松倉牧場については、平成22年を最後に放牧は行われておらず、また、平成23年度から大仙市の放牧場を3箇所を集約したことにより、この3箇所につきましては、笹倉、黒森山、協和牧場でございます。集約したことによりまして、草地管理を行うことが困難な状況であることや今後も利用見込みがないことから、当牧場を廃止するため、改正をお願いするものでございます。

また、南外地域の大畑深山牧場につきましては、南外スキー場の廃止とともに、平成18年を最後に放牧は行われておらず、また、平成23年度から大仙市の放牧場を3箇所（笹倉、黒森山、協和）を集約したことにより、草地管理を行うことが困難な状況であること、それに、今後も利用見込みがないことや土地貸借契約終了に伴う地権者との

話し合いがついたことなどから、当牧場を廃止するため、改正をお願いするものがございます。

条文の改正内容につきましては、議案書の46ページになりますが、内容の説明にあたりましては、本日、お配りしました、議案56号「大仙市営放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の企画産業常任委員会資料を合わせて、ご覧いただきたいと存じます。

第2条の放牧場の名称及び位置としまして、「大仙市営松倉牧場、大仙市営笹倉放牧場、大仙市営黒森山放牧場、大仙市営協和放牧場、大仙市営大畑深山牧場」を、大仙市営松倉牧場の項及び大仙市営大畑深山牧場の項を削り、「大仙市営笹倉放牧場、大仙市営黒森山放牧場、大仙市営協和放牧場」に改めるものがございます。

附則として、施行期日ですが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものがございます。

以上、議案第56号「大仙市営放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 残った3つのここって、土地は借地と市有地、どちらですか。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 協和放牧場は借地と市有地、借地が一部ございます。あと、笹倉と黒森放牧場につきましては、すべて市有地となっております。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第57号「大仙市太田農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田中農林振興課長。

○農林振興課長（田中盛耕） ご説明申し上げます。議案書の47ページをご覧ください。

議案第57号「大仙市太田農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

太田地域の太田農産物処理加工施設の管理は、現在、指定管理者が行うものとして条例規定してございますが、平成28年度から市の直営で管理するため、所要の改正を行うものでございます。

条文の改正内容については、議案書の48ページとなりますが、内容につきましては、本日、お配りしました、新旧対照表を合わせて、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、第1条中「設置」の前に、「大仙市太田町横沢字堀ノ内46番地に」を加えるものでございます。

次に、第2条の（名称及び位置）を（実施業務）に改め、「第2条 加工所の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。（1）名称、大仙市太田農産物処理加工施設、（2）位置 大仙市太田町横沢字堀ノ内46番地」を「第2条 市は、加工所において、次に掲げる業務を実施するものとする。（1）施設利用の許可に関する業務、（2）施設及び設備の維持管理に関する業務、（3）前2号に掲げるもののほか、加工所の管理に関し市長が必要と認める業務」に、それぞれ、改めるものでございます。

次に、第3条から第7条までを削り、第8条中「規則で」を「別に」に改め、同条を第3条にするものでございます。

附則として、施行期日でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

処分、手続、その他の行為に関する経過措置として、この条例の施行前による改正前の大仙市太田農産物処理加工施設条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例による改正後の大仙市太田農産物処理加工施設条例の相当規定によりなされたものとみなす、をそれぞれ加えて、改めるものでございます。

以上、議案第57号「大仙市太田農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制

定について」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、
お願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決ま
した。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第58号「大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例
の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田中農林振興課長。

○農林振興課長（田中盛耕） ご説明申し上げます。議案書の49ページをご覧ください。

議案第58号「大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例の一部を改正する条例の制定
について」をご説明申し上げます。

西仙北地域の「大仙市西仙北地域産物加工販売施設（大綱の里）」の管理は、現在、指定
管理者が行うものとして条例規定してございますが、平成28年度から市の直営で管理
するため、所要の改正を行うものでございます。

条文の改正内容につきましては、議案書の50ページとなりますが、内容の説明につ
きましては、本日、お配りいたしました新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと存じ
ます。

はじめに、設置の第1条中、「設置」の前に、「大仙市刈和野字大佐沢53番地3に」
を加えるものでございます。

次に、第2条の（位置）を（実施業務）に改め、「第2条 大綱の里の位置は、大仙
市刈和野字大佐沢53番地3とする。」を「第2条 市は、大綱の里において、次に掲

げる業務を行うものとする。(1) 施設及び設備等の維持管理に関する業務、(2) 地域農林産物及び特産品の販売促進に関する業務、(3) 前2号に掲げるもののほか、大綱の里の管理に関し市長が必要と認める業務」に、それぞれ改めるものでございます。

次に、第3条から第5条までを削り、第6条中「規則で」を「別に」に改め、同条を第3条にするものでございます。

附則として、施行期日ですが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

処分、手続その他の行為に関する経過措置として、この条例の施行前による改正前の大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例による改正後の大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例の相当規定によりなされたものとみなすを、それぞれ加えて、改めるものでございます。

以上、議案第58号「大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） この条例の内容については別に問題ないんですけども、あそこの大綱の里の場所の周辺、田と建ってるところと段差すごいあるっしね。あそこら辺、すんげ生えるどごろで、毎年大綱の里の会長どが副会長どが、刈ってけれどって苦情くる場所なんだっしよ。今までは、JAが草刈りしてけだりしてらったども、崖みたいになってるもんだが危ねくて、女性の組合員多いもんだが自分方では出来ねというごどで、毎年JAの人方がやってけでらったども、必ずそういう話くると思うんで、そこらへんあらかじめ心積りしてもらいたいということで、お願いします。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 新年度に入りましたら、いずれ現場を見させてもらいますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤 健) つぎに、議案第59号「大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地企業対策課長。

○企業対策課長(小野地洋) 議案第59号「大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の51, 52ページをお願いします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして、同法の失効期限が5年間延長され、平成28年3月31日から平成33年3月31日とされたことに伴い、第2条第1項中に規定されている固定資産税の課税免除期間を同様に延長するものであります。

なお、附則といたしまして、公布の日から施行するとしております。

以上で、大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(後藤 健) 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第60号「大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 議案第60号「大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の53ページ、54ページをお願いします。

地域産業の振興を目的に、市内に工場等を新設し、又は増設した際の固定資産税の免除について定めた本条例において、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、第2条第1号に次の施設を対象業種に加えようとするものであります。

1つめは、カとして産業分類表に定める電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業に關しまして、木質バイオマス発電に限るを加えようとするものであります。

現在、電力自由化の影響により再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度等の優遇策が講じられていることから企業による発電事業への進出の動きが活発化してきております。

特に、木質バイオマス発電につきましては、本市の「大仙市木材利用促進基本方針」の目的としております、木材の利用拡大が見込まれるため、本条例の対象に加えようとするものであります。

2つ目は、キとして電気通信設備を用いて専任のオペレータが集約的に顧客サービス等の業務を行う施設、いわゆるコールセンターやデータセンター等であります。

コールセンターやデータセンターは、電気通信設備を活用できる地域であればどこでも運営可能なため、地方への立地が進められております。

企業からの求人数が少ない事務職を希望する求職者の受け皿としても期待できることから本条例の対象に加えるものであります。

以上で、大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 事業が追加なるので大変いいことだと思うんですが、電気の内、木質バイオだけだようですけれども、もしかして他の、例えば水力どがっていった場合、それから太陽光、工業なのかどうかそういうのあるかもしれませんが、そこら辺は制度としてはどんなもんですか。

○委員長（後藤 健） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） ただ今説明申し上げました木質バイオマスに限るということとは、木材利用の促進というのが第1点であります。他の再生可能エネルギーと比較しまして、絞り込んだというのはやっぱり雇用の効果というものが多く見込まれるということで絞らせていただきました。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 考え方によっては、水力も考えられるということになるのかな。太陽光、水力、風力どがっていうものも、考えようによっては、この対象に、っていうのは、固定資産税の免除ということがメインだと思うので、そこら辺は考えようによっては対象にも出来る可能性はあるっていうこと。

例えば、最初からそういうの対象にしないよっていうものがどっかにあって、ちょっと条文全部見てないのでわがんねけども、そこらへんは。

○委員長（後藤 健） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） 全国的な、あるいは県内の例、当地域で再生可能エネルギーの可能性のあるものが、具体的な例として、今木質バイオマスが進出されようとしています。この後、状況を見まして、地域への活性化といいますか、効果の高いものと認められれば加えていくということを検討してまいりたいと思います。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） いろんな業種が、やっぱり可能性あるもの入ってくる時に、前もなんかの時言ったと思うけども、最初に準備しておかないとやっぱり時間掛かってくるということと、進出しようという人の判断の要素って、こういうの非常に入ってると思うので、早く門扉を開いておいだ方が、ただそのことによって非常に地域にマイナスだという恐れがあるとすれば、それはまた考えねば駄目だべども。多分、ある程度設備投資して事を起こすということになれば、経済効果はあることだと思うので、当然雇用がそ

れさ伴ってきてくれればいいべども、経済効果という側面がられば、あるのではないかなと思われる。

○委員長（後藤 健） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） もともと私達、我々の担当する業務が産業振興ということですので、そこに資する施策ということで検討していきたいと思います。

○14番（金谷道男） そのような方向で、検討をお願いします。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第75号「大仙市観光情報センター条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案書94ページをお願いします。

議案第75号「大仙市観光情報センター条例の制定について」ご説明申し上げます。

大仙市観光情報センター設置及び管理に関する条例の全部を改正するものであります。

改正理由といたしましては、大仙市観光情報センターの管理は、指定管理者が行うものとして条例規定しておりましたが、この施設は使用料によって運営する施設でないことや、観光案内や市内の情報提供等が主な業務であり、指定管理制度を導入するよりも、管理業務の一部を委託の方が望ましい施設であることから、平成28年度から市の直営による管理とするため、本条例の所要の改正を行うものであります。

次の95ページをお願いします。

設置の第1条から事業の第3条までは、改正をしておりません。

第4条から第9条までは、指定管理者による運営を前提とした条文を、市直営による管理に改めております。

97ページには、附則として施行期日を記載しておりますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第75号「大仙市観光情報センター条例」の改正を、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、橋村委員。

○12番（橋村 誠） この観光情報センターってあれだっけが、駅にあるやつ。んだよな。あそこって、今まで指定管理だべ、今まで。で今、直営でやるどっていえば、あそこの職員っていえばいいんだが、働いてる人はどういうふうになる。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 28年度から、例えば光熱費を、市の直営ですので市が払うようになります。それと人的には、観光物産協会の方に、同じ業務ですので委託をするという考え方で進めたいと考えております。

○委員長（後藤 健） はい、橋村委員。

○12番（橋村 誠） だとすれば、あそこの運営方針、管理、市でやるっていうこと。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 今までどおり、観光物産協会が担うところなんです、業務そのものからの収益がないという、情報センター機能としては収益がないという、後ろ側の方には、待合室とかそういったもので、収益につながらないというところで、今回直営にするというだけで、管理自体は観光物産協会に委託しますので、内容についてはまったく変わらない、先ほど申し上げました光熱費等を市で払うという内容で進めたいと考えております。

○委員長（後藤 健） はい、橋村委員。

○12番（橋村 誠） というのは、昨日もちょっと話でだったども、去年がな、7時四十何分のこまちで出張する時に、ちょっとあそこによってなんかお土産買っていごうがなと思って入ったば、やってねっけおんな。やっぱりああいうところって、汽車が出る時間にはやるようにしておがねば、結局お客さんって来ねべし、最終がくるまではやっておがねば、何時にオープンして、何時に閉めるか、ちょっとわがねけども、あの時、

フツと思ったっけんだっしよな。

これから市の方では、そういう方針的なことをきちんと出しにいいとせば、言ってもらいでくてだった。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 特に我々も朝の9時から6時までの営業で帰省客の時には大変苦情が来てるのは承知しております。そういったもの、時間の繰り上げ、繰り下げ含めて検討することとしておりますので、物産協会とそのあたりは詰めていきたいなと、それが人的配置ができるのか、そういったものを、時差出勤させたり、今の言葉でいけばフレックスになるかと思えますけれども、そういった組み方でやることとして今検討しております。

○12番（橋村 誠） わかりました。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） これもんだども、さっきの農産物加工処理施設のごどもんだども、指定管理っていうことの意味合いをいろんな施設に思うんだけど、ちょっと方向が違うんでねが。要は、なんで指定管理にするがっていえば、市が直営するよりもそのものの事業が上手くいぐ、より効果でるような方法やれる、そういうところに頼む。だから、今の話しもまったくおなじだよな。直営でやれば、それが外さ出すよりも上手くいぐんであれば直営にすればいいし、直営でやるにはやっぱり無理があるがら、その道のプロに頼むと、維持管理というかそこの経営をプロに頼むという話になる。だから、指定管理だごどなんだよな。指定管理効果が出るがでねがは、そこからじえんこが入ってくるが入ってこねがでなくて、受けた人方がお金を、例えば今のあっこだって、売上揚げることも一つの方法だごどがよな。せば、時間長くしてっていう話になる。どうも受ける方と出す方が、指定管理の意味合いをはき違えている気がするんだっし。加工施設は、最終的には営利さいぐごどなんだよな。全部JAさまがへできたがら、戻してきたのも分がるども、ちょっと指定管理する時と、直営やった時と、だから指定管理よりも直営の方が上手くいぐという判断だがら、こうきたことだべがら、それをきちっとやらないと、なんも意味合いねえでな。もしかせば民間ど、必ずしもどっかの団体さでねば指定管理出さいねもんだなんて発想が大体やめねばだめだくて、その建物を活かすためには、イベント会社さ頼んだ方がいいかもしれねんだよな。そういったことが指定管理だと思うので、この後本当指定管理って、単なる業務委託と、じえんこ安くするどって、

して使う人今度ブラックみたいにして使うってことなればもっとひどいながら、そのところやっぱり指定管理っていう意味合いをもうちょっと当局も検討した方良いと思う。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 先ほどの橋村委員、金谷委員、同じような意見に捉えまされども、我々も時間についてはそういったところで検討していきたいというところで、委託料の中でやればいいし、この指定管理やった時に、例えば時間の延長した時に電気料とか光熱費が掛かってきて、ものすごく施設は掛かりますので、それを市で補うので、その時間帯とかそういったものは、今までの指定管理者イコール受託した観光物産協会なりが自由にできるように、我々も予算の方も若干上乘せしておりますので、そういったところ、直営でやった方がいいのではないかというところになりましたので、指定管理を外したというところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 親方日の丸ならないように、意味合いが全然反対の方に行くことの無いように、お願いしたいと思います。

○委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 橋村議員と誠に同じで、そういうごど感じでらひとりだっしでも、やっぱりこれがらの、それこそ花火構想どうのとかって一生懸命やるとき、その窓口の中も俺すこし陰気臭せなと思ってみで、してなんぼぐれくるもんだなんて実際聞いだりもしてるんだっし。これでいいのがなど思ってらったがら、出張の時、中さ入って、今出てきたがらわがったでも、もう少しあそこのところはやっぱり、そればりでね、時間もあるし、もう一つはなんていうかな、取り組み方はそうとういぐこう、お客くるようにどが、時間ももちろんで、少しこう、これから本当に花火構想でいぐごどだがらよ、あそこであんまりもの、花火のグッズじっぱり売ってるったって、なんぼぐれ売れでもんだがって統計取ってるが取ってねがわがらねどもっしよ、あえて聞がねでもよ、そうとう頑張ってもらいと、同じごどでくどいごどだでも、一言言い度くってだっし。私もそれ見でらもんだったがら。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 同じような意見の中で、数字的な話出てきましたけれども、平成26年度と27年度では130%くらいの売り込みを、やっぱり花火産業構想というところで協会もグッズを販売したおかげで、今の見込みでは130%以上の売り

上げを確保するという内容になっております。そういったところも含めて、今後、時間、内容等検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

はじめに、農林振興課所管の説明を求めます。田中農林振興課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、農林振興課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.2、大仙市補正予算（3月補正①）と、資料No.2-1、主な事業の説明書にて、ご説明させていただきます。

なお、歳入予算につきましては、関連する歳出予算の説明の際に、合わせて、ご説明させていただきます。

また、歳出補正と関連する繰越明許費につきましても、歳出予算の説明に合わせて、ご説明させていただきます。

資料No.2、補正予算書の21ページをご覧ください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、61事業「青年就農給付金事業費」につきましては、補正前の額9,150万円から補正額5,062万5千円の減額をお願いし、補正後の額を4,087万5千円とするものでございます。

27年度当初予算で既に、27年度分の給付金をご決定いただいておりますが、国の26年度補正予算により、継続受給者の平成27年度支給予定の大部分が前倒し支給

されたため、減額補正をお願いするものでございます。

給付額は、一人当たり年間150万円、夫婦の場合は225万円を半年ごとに給付することを基本としてございます。

27年度当初予算では、給付対象者65人分、給付額9,150万円を予定しておりましたが、そのうち、26年度補正額で継続受給者に前倒し分を支給したため、27年度実績見込みでは41人分、4,087万5千円を支給予定であるため、5,062万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

財源内訳でございますが、国県支出金5,062万5千円の減となっております。

歳入予算としましては、補正予算書の13ページをお願いします。

15款 県支出金、1項 県負担金、4目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、青年就農給付金5,062万5千円の減額補正を合わせてお願いするものでございます。

次に、資料No.2、補正予算書の21ページをご覧ください。

同じく、63事業「未来農業のフロンティア育成研修費補助金」につきましては、補正前の額270万円から、補正額180万円の減額をお願いし、補正後の額を90万円とするものでございます。

未来農業のフロンティア育成研修費補助金は、県試験場において研修する研修生に対して、月額7万5千円、県負担が10分の7の52,500円、それから市負担が10分の3の22,500円を補助するものでございまして、4名の方が研修中ですが、肉用牛コース1名を除いた3名分について、補助金を予定していましたが、1年目生2名が青年就農給付金（準備型）に該当になったため、2名分、180万円の減額補正をお願いするものでございます。

財源内訳でございますが、国県支出金が126万円の減、一般財源が54万円の減となっております。

歳入予算としましては、補正予算書の13ページをご覧ください。

15款 県支出金、1項 県負担金、4目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、新規就農総合対策事業費補助金126万円の減額補正を合わせてお願いするものでございます。

次に、資料No.2、補正予算書の21ページをご覧ください。また、事業説明書は、20ページをご覧ください。

同じく、64事業「担い手への農地集積推進事業費」につきましては、補正前の額1億444万円に、1億7,792万4千円の補正をお願いしまして、補正後の額を2億8,236万4千円とするものでございます。

事業の概要ですが、農地中間管理機構への農地の出し手に対して支援を行うもので、その内訳として、(1)地域集積協力金は、7,520万2千円の補正をお願いするものでございます。

外縁が明確である「区域」内の全農地面積のうち、機構に貸し付けた農地面積の割合に応じ、協力金を交付するものであり、(4)の内訳に記載のとおり、貸し付け面積が8割超の方が2人の計画に対して、6人の実績見込み、交付金額が1億364万2千円となり、交付対象農家が増加したことにより、補正をお願いするものでございます。

(2)経営転換協力金は、9,090万円の補正をお願いするものであります。機構に農地を貸し付けし、経営転換や離農する農家に対し、面積に応じて協力金を交付するものでありまして、(4)の内訳に記載のとおり、0.5ha以下の方が、50人の計画に対して、98人の実績見込み、0.5haから2.0haまでの方が、50人から182人、2.0ha以上の方が50人から65人に、それぞれ増加しており、交付金額が4,550万円となり、予算の補正をお願いするものでございます。

(3)の耕作者集積協力金は、1,182万2千円の補正をお願いするものであります。機構が借り受けた農地に隣接する農地を機構に貸し付けた場合10a当たり、2万円を交付するもので、(4)の内訳に記載のとおり、当初計画では500aを見込んでいましたが、実績は6,419aとなる見込みであり、交付金額が1,282万2千円となることから、補正をお願いするものであります。

全体の交付金額が2億8,236万4千円となり、補正額として、1億7,792万4千円の補正をお願いするものでございます。

財源内訳ですが、全額、国県支出金、担い手への農地集積推進事業費補助金として計上してございます。

なお、歳入予算としましては、補正予算書の13ページをお願いします。

15款 県支出金、1項 県負担金、4目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、担い手への農地集積推進事業費補助金、1億7,792万4千円を本事業の財源として歳入補正を、合わせてお願いするものでございます。

次に、資料No.2、補正予算書の21ページと事業説明書は21ページをお願いします。

同じく、82事業「経営体育成支援事業費」につきましては、補正前の額4,348万円に、1億4,806万5千円の補正をお願いしまして、補正後の額を1億9,154万5千円とするものでございます。

人・農地プランに位置づけられた中心経営体が、融資を主体として農業用機械を導入する場合、融資残の自己負担部分について、補助金を交付するものでありまして、今般の国の補正予算により、平成28年度事業に挙げていた要望を前倒しするよう、国の指導があったものでございます。

前倒しで導入する件数は34経営体の62件で、トラクター・田植機・コンバイン等の農業用機械であり、事業費が税込み3億1,985万9千円、補助金が税抜き事業費の2分の1の、1億4,806万5千円でございます。

なお、補正額の全額を翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費の中でございますが、6款 農林水産業費、1項 農業費、経営体育成支援事業費の上限額1億4,806万5千円につきましては、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

財源内訳でございますが、全額、国県支出金、経営体育成支援事業費補助金として計上してございます。

なお、歳入予算としましては、補正予算書の13ページをご覧ください。

15款 県支出金、1項 県負担金、4目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、経営体育成支援事業費補助金1億4,806万5千円の歳入補正を合わせてお願いするものでございます。

次に、資料No.2、補正予算書の21ページをご覧ください。

6目、51事業 県営土地改良事業費負担金につきましては、補正前の額4億6,572万4千円から、補正額5,669万2千円の減額をお願いしまして、補正後の額を4億903万2千円とするものでございます。

県営土地改良事業の実施に伴い、その事業費を精査した結果により、減額補正をお願いするものでございまして、内容としましては、事業地区が36地区で、それに伴う事業負担金額が4億903万2千円となり、5,669万2千円の減額をお願いするものでございます。

財源内訳ですが、地方債が3,920万円の減額、一般財源が1,749万2千円の減額となっております。

なお、補正後の額4億903万2千円のうち、3地区分、581万1千円につきましては、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定をお願いするものでございまして、補正予算書の6ページをご覧ください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、県営土地改良事業費負担金の上限額581万1千円につきまして、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

次に、資料No.2、補正予算書の21ページと事業説明書は22ページをお願いします。

同じく、52事業 県営土地改良事業費負担金（国補正予算分）につきましては、3億1,350万1千円の補正額をお願いするものでございます。

事業の概要ですが、国の27年度補正予算（第1号）による事業量及び地区の追加に伴う増額により、補正をお願いするものであり、平成28年度へ繰り越して事業実施するものでございます。

事業内容につきましては、農地集積加速化基盤整備事業の8地区、事業費、31億3,501万円の10%の負担金、3億1,350万1千円の補正をお願いするものでございます。

財源内訳につきましては、市債、県営土地改良事業債3億1,160万円、一般財源190万1千円となっております。

歳入予算として、補正予算書の16ページをご覧ください。

21款 市債、1項 市債、5目 農林水産業債、1節 農業債、県営土地改良事業債については、27年度分3,920万円の減、国補正分3億1,160万円の増となっており、合わせて、2億7,240万円の歳入補正をお願いするものでございます。

なお、翌年度に繰り越して事業実施するため、それに伴う市の負担金も翌年度へ繰り越しをお願いするものでございまして、補正予算書の6ページをご覧ください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、県営土地改良事業費負担金（国補正予算分）でございしますが、上限額3億1,350万1千円につきましては、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

次に、資料No.2、補正予算書の21ページをご覧ください。

同じく、6目 土地改良事業費、57事業 農業体質強化基盤整備促進事業費につきましては、4,994万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

農家が実施する水田の区画拡大や暗渠排水への取り組みに対して定額で助成するものですが、平成27年度から、農地中間管理事業の連携が図られている地区を優先するとのことであり、本市では、管内の土地改良区区域外の農地を事業要望しましたが、優先順位が低く、国から事業採択がなされなかったため、事業実施できなかったことにより、減額するものでございます。

財源内訳ですが、補正減額の全額、国県支出金の減額となっております。

なお、歳入予算として、補正予算書の12ページをご覧ください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 農林水産業費国庫補助金、1節 農業費補助金、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金につきましては、4,994万2千円の減額補正を合わせてお願いするものでございます。

次に、資料No.2、補正予算書の21ページをご覧ください。

6款 農林水産業費、2項 林業費、6目 県営林道事業費、10事業 県営林道事業費につきましては、補正前の額2,750万円から、補正額800万円の減額をお願いし、補正後の額を1,950万円とするものでございます。

県営林道事業として、国の補助を受けて開設事業を実施しています、協和地域の林道前沢線ですが、国からの事業費配分が当初計画を下回ったことから、これに関連して事業費の25%を負担する市の負担金額を減額補正するものでございます。

財源内訳ですが、地方債800万円の減額となっております。

なお、歳入予算としましては、補正予算書の16ページをご覧ください。

21款 市債、1項 市債、5目 農林水産業債、2節 林業債、県営林道整備事業債、800万円の歳入減額補正を合わせてお願いするものでございます。

次に、補正予算書の6ページをご覧ください。

第3表 繰越明許費ですが、12項目目の、11款 災害復旧費、2項 農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業費（補助分）は、上限額300万円の繰越をお願いするものでございます。

西仙北地域の鬼頭地区農業用施設災害復旧事業につきましては、今年の7月の豪雨で、ため池の堤体が崩壊し、国の補助を受けて実施します農地農業用施設災害復旧事業として採択を受けましたが、現地の査定及び事業費の決定までに時間を要し、降雪期に入り、資材運搬や工事の施工に支障をきたすことから、県とも協議しまして、翌年度に繰り越して工事を実施するため、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、13項目目の、11款 災害復旧費、2項 農林水産施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業費（補助分）は、3路線分、合わせて、上限額1,552万5千円の繰り越しをお願いするものでございます。

西仙北地域の林道諏訪山線、中仙地域の林道小滝支線、それに、協和地域の林道諏訪山線の3路線につきましては、昨年の7月の豪雨で、路肩が決壊し、国に補助を受けて実施します林業施設災害復旧事業として採択を受けましたが、現地査定及び国からの事業費の決定までに時間を要し、降雪期に入り、資材運搬や工事の施工に支障をきたすことから、県とも協議しまして、翌年度に繰り越し工事を実施するため、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

以上、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）のうち、農林振興課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 20ページ、担い手への農地集積推進事業の関係ですけれども、地域集積協力金どが、経営転換協力金どが、耕作者集積協力金ってあるんですが、これは農地を出した農家さ全部いぐものなのか、それとも地域って名前付いてるがら、なんか地域の受け皿さいぐものなのか、教えてください。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 農家の方に全部。そうです。

ですから、例えば地域集積協力金は出し手の方にいくわけなんですけれども、この表にございますけれども6農家、それから転換協力金は345農家、それから耕作者集積協力金は44農家ということでございます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 同じ人さ重なっていくっていう、こういう条件に合ったものについてであれば、重ねていくという話。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 地域集積協力金につきましては、各地域で8割超集積して貸した場合、その農家にいくことになりまして、その方がそれを貸したことによって離農した場合は、ですからダブってもらえる場合も出てくると思います。

先ほど、地域集積協力金については、27年度は6人ということでございますけれども、6法人となつてございます。経営転換協力金につきましては、345人ということでございます。

○14番（金谷道男） 法人と集積協力金ということは、出したのは法人側。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） いずれこの地域集積協力金につきましては、6地域の法人ということでございます。

○14番（金谷道男） 一定のエリアの中の8割以上貸付すればという話だが。それを出した人さ払うという話。

○農林振興課長（田中盛耕） 出した人というよりも、その地域に、個人個人で分けるんでなくて、集積した地域に来るわけなんです。

○14番（金谷道男） それ今聞いてらったんだよ。

ある一定の地域の中、個々の耕作者いる、その人が中間管理機構に出す、それが8割超えだごについては、その8割超えた分のこの協力金を、個々の出した耕作者さいぐというごどだなつていうこと。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） それにつきましては、個々でなくて、地域に来る集積金です。

○14番（金谷道男） その地域つていうのは、営農集団どがつていう意味合い。

○農林振興課長（田中盛耕） そうです。

○14番（金谷道男） せばその分、営農集団がら耕作者に対してねぐなるごどだべ。

○農林振興課長（田中盛耕） それで、地域の中で使い道というか、それは地域の中で決めてくださいということになっています。

○委員長（後藤 健） 金谷委員、よろしいですか。

○14番（金谷道男） イメージとして、エリアあるべつた、個々の人持つてるべつた、みんなで出すつてやった結果、そのエリアの8割の農地が出てきたという話だべつた。それが5町歩だら5町歩でもいい。せば、それを交付する時には、そのエリアにある農業法人どが、法人ねえどごはせば駄目なんだ、もらえねんだ。

あの、人・農地プランの計画出してねば駄目だつていう話だが。そういうごどでもねえべ。そういう手もあるよな。せば、どつか組織ねば駄目だごどだべがら。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） この地域集積協力金は、地域の話し合いに基づいて、まとまったかたちで機構に貸し付けた場合、まず貰えるということをございまして。

ただ、あの。

○14番（金谷道男） 集落でもいいっていうごどだべ。

○農林振興課長（田中盛耕） そうです。地域です、あくまでも。

○14番（金谷道男） だがら、集落でもいいど。そごで払ったどぎ、俺きぎでの、団体さ配分される、本人さ多分、所有者さいぐんだべった。

○農林振興課長（田中盛耕） 離農の場合は当然、個々の農家にいくわけなんですけれども。

○14番（金谷道男） これで出したときには、あどなんとやって分けるかわがんねけれども、それをまどめてけだ組織さいぐという話なもんだが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） その経費につきましては、ここに書いてますけれども、一応その地域の中で配分というか、を決めることができるんですけども、例えばその法人で、一法人が集積する場合は法人にもらうこともできるし、それ以外にあっては、いろいろ地域の推進協議会みたいなもの作ってるところにも配分できるということで、それはまず決め方によるんですけども。

○委員長（後藤 健） はい、今野部長。

○農林商工部長（今野功成） 補足で、この地域集積協力金は、金谷委員おっしゃるように、農地の出し手に補助金を出す制度で、何年か前の受け手中心の施策よりは、もう出し手だすための制度です。

この地域集積協力金、今回の6という地域は、これは原則的にはほ場整備を実施した地区になってます。でないと、地域一体のまとまりのある地域で8割以上どが、2割以上、1年間農地中間管理機構に出すということは事実上不可能なので、ほ場整備をやった地域に対してお金を差し上げて、それについては先ほど次長申し上げましたとおり、なんと使うかというのは、その地域の方々のご判断でやるということです。ただ、普通であれば全部出し手の方々への補助金だけれども、この地域集積協力金だけは、地域の中で、これは例えばその地域で法人を立ち上げようとする場合であれば、そのパターンが多いんですけども、法人の立ち上げ資金に使いましようやと、そういう話是可以

ものです。

ちなみに、経営転換協力金は、委員おっしゃるように、離農した方に、離農と言いますか経営転換した方に面積に応じて出すものです。

○14番（金谷道男） 直接、農地の保有者さ、出した人さいぐのが、この経営転換協力金という部分と考えればいいごどだな。

○農林商工部長（今野功成） そういうことです。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑ある方。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 我々中山間地の場合は、要するに経営転換協力金しか当然もらえね、これって単年度完結型で、毎年出るやつではねえっしよな。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 制度ですけれども、地域集積協力金につきましては、28年度以降もございますけれども、ちょっと単価が。

経営転換協力金は1回限りですけれども、ただ次年度に、別の場所につき増える場合は、また次年度にはもらえる場合がございます。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 例えば、これやった場合は、一銭も、米1俵どがってもこねという、そういう制度だっしよな。要するに中間管理機構さ、もうやっちゃったということで、私はもう農業やめますと言った場合は、このお金であどもう終わりだよと、要するに例えば今言ったごどがなにがやってる場合は、例えば毎年2俵もらったり、そういったごどはやってるんだけれども、中間管理機構に出した場合は、そういったいじってあどねえよと。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 小作料はあります。

それは受け手との、出し手との、相対。それは別に小作料はあります。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開時刻を11時30分といたします。

午前11時19分 休 憩

午前 11 時 23 分 再 開

○委員長（後藤 健） それでは、審査を再開いたします。

つぎに、商工観光課所管の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案第 90 号「平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、商工観光課所管分について、ご説明申し上げます。

説明資料は資料 No. 2、大仙市補正予算（3 月補正①）により説明させていただきます。

最初に、22 ページをお願いします。

7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工振興費、32 事業は事業説明書で説明させていただきますので、次の 4 目、57 事業の県立自然公園管理費を説明いたします。

1、131 万 9 千円の減額補正であります。

この事業は昨年 11 月末の完成を目指して進めて参りました真木溪谷袖川園地休憩所整備事業につきましては、昨年 7 月 24 日から 25 日の豪雨により、真木溪谷で土石流等が多発し、市道真木線の通行が不可能となり、事業実施について関係機関と協議した結果、平成 27 年度中の市道復旧が難しいほか、県木造公共施設等整備費補助金の予算繰越も不可能と判断され、事業を中止することとなったことから、整備費の減額をお願いするものであります。

次の 93 事業は、全国花火競技大会振興基金積立金 2 千円の補正であります。基金利息 2 千円を積み立てるものであります。

次からは、資料 No. 2 - 1、平成 27 年度補正予算（案）の 3 月補正（一般会計第 7 号ほか）で、ご説明させていただきます。

23 ページをお願いいたします。

7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工振興費、32 事業 花火産業構想アクションプラン推進事業費（加速化交付金分）につきましては、補正額 1 億 1,892 万 3 千円であります。

この花火産業構想アクションプラン推進事業については、花火を活かした内発型産業の育成と絡め、花火の文化的価値の継承と花火のまちならではの情報発信等を行いながら、観光・商業・農業等様々な分野における「大曲の花火」ブランドの戦略的活用を図るものであります。平成 28 年度は、国内外に向けた販路開拓、通年観光、産業の振興を総合的に推進することとしており、27 年度の実施事業を継続しつつ、国の地方創生「加速化交付金」の活用を図りながら事業を実施するものであります。また、この交付

金を活用するにあたって、先駆性の事業、いわゆる交流人口拡大、波及効果や生産額の向上に資する事業が採択要件となり、新たな事業も取り入れております。

事業内容は事業の概要で説明致します。

@最初に①番の「市内の花火大会等を巡るスタンプラリーの開催と花火大会等の開催支援」であります。昨年から商工会が実施している各地域の花火大会を巡るスタンプラリー経費116万6千円のほか、420万円は各地域で開催しているイベントに花火を打ち上げる経費となっており、合計536万6千円となっております。

次の②番は「首都圏等における観光PRとFMはなびによる情報発信」であります。毎年、開催している「ふるさとフェア有楽町」実施経費281万円、「大宮産直市」出展費用134万4千円のほか、横浜八景島、その他首都圏PRキャンペーン、エージェント売り込み、ガイドブック作成、JALホームページ上で大仙市の観光PR、大曲駅まつり実施に伴う経費となっております。

また、花火地域情報発信は、コミュニティFMを活用して情報発信するための委託料250万6千円となっており、合計1,295万5千円となっております。

次の③番は「花火を素材とした映像とアプリによる参加型コンテンツとロゴの制作」であります。この取り組みにつきましては、新規事業であり、WEBサイトを制作するものであります。内容は、VR（バーチャルリアリティ）と呼ばれる立体的な花火映像、細かい設定をしなくても、花火をキレイに撮れるカメラの機能、さらに、花火師へのインタビュー映像や花火工場の映像、花火暦のような各花火大会の日程やコンセプトなどを紹介する特設サイトを想定しております。最終的な目的は、大曲の花火へ訪れる70万人の観光客に市内の各花火大会等を紹介し、次のイベント及び市内の観光地に誘導することにあります。事業費は委託料となりますが、内訳として企画管理費500万円、アプリ制作費800万円、花火映像制作費1,000万円、花火師・花火工場紹介映像制作費300万円、スマートフォン用WEBサイト制作費400万円、コンテンツ制作費300万円、合計3,000万円となっております。また、ロゴの制作については、花火ブランド力向上を図るため、各種市内事業者等から花火のロゴ統一が求められており、その制作を行うための委託料300万円、合計3,300万円となっております。

次の④番は「お土産品・特産品開発とネットショップ・カタログ通販による売込」であります。この事業は大きく三つで構成されており、継続事業となっております。

一つ目は、ひとくちお土産の開発を行うもので、専門家による品評会、開発指導等で

300万円、開発費補助金150万円は、市内の事業者等へ交付を予定しております。

二つ目は「大曲の花・美ダリア」開発事業であります。平成28年度は、2品種の新種開発委託料215万円、昨年選定した4品種を増殖するための委託料162万円のほか、アンケートを行うための旅費、花・美ダリアポスター、パンフレット作成経費で、92万6千円であります。

三つ目はネットショップ・カタログ通販であります。ネットカタログ通販業務の委託費875万5千円のほか、市内事業者が新規にインターネットショップに出店する場合の補助60万円であり、合計1,855万1千円となっております。

次の⑤番は「観光商品と特産品の海外販路開拓並びに人材育成」であります。秋田食彩プロデュースの海外事務所台湾に人材を派遣し、市内の観光商品及び特産品の販路開拓と人材育成、インバウンドの観光振興を図るための経費として、委託料456万1千円であります。

次の⑥番は「花火の担い手育成講座と花火ファンの獲得に向けた学習プログラムの実施」であります。花火の振興を支える人材の育成を図るため、足利工業大学と連携協定のもと、各種講座等開催する経費91万1千円と「全国花火競技大会」及び「秋の章」の当日に、学習プログラムを展開し、花火を学び、親しむ機会を提供するほか、首都圏での一般講習会を開催する経費50万円であります。また、この事業については、大曲花火倶楽部へ委託するものであり、合計141万1千円となっております。

次の⑦番は「新作花火と大仙市産原料炭・エコ玉皮の開発普及」であります。足利工業大学との連携により新作花火の研究・開発を行うもので217万円、平成28年度は、薄ももいろの開発を予定しております。

次は、地場産木材を使用した花火玉原料、松・杉の炭の開発であり、今年はコスト調査等を含め561万6千円の委託であります。

次のエコ玉皮購入事業者に対する補助やエコ玉皮製造事業者の販促経費に対する補助は、181万8千円であり、合計960万4千円となっております。

次の⑧番は「県との連携によるクルーズ客船誘致とインバウンドの推進」であります。この事業につきましては、県からの要望もあり新規に行う事業であります。内容については、平成28年度に秋田港にクルーズ船が寄港するタイミングにあわせ、大曲の花火や市の観光素材をPRしながら、今年の夏以降や平成29年度実施される第16回国際花火シンポジウムに誘致を図るものであります。

なお、県では、大曲の花火を打ち上げる経費や大仙市を含めた物販ブース等の経費を計上したと伺っております。経費の主な内容は、秋田港で実施される観光PR、特産品販売ブースに係わる通訳関係経費12万円、パンフレット・DVDの作成経費300万円、PR用テント、モニター、半纏の購入、併せて162万円、知事が中国にトップセールスを行う時の同行費120万円、そのほか外国人を受け入れるための事業者用講習会28万2千円であり、合計622万2千円となっております。なお、クルーズ船誘致事業について、県からいただいた情報によりますと、平成29年4月に開催される国際花火シンポジウム時に大型クルーズ船、2,000人規模の寄港が有力であるとのほか、中型船700人規模の会社も桜と花火に興味を示していると伺っております。これにより、大仙市内で夕食等の提供等を含めて、現在、飲食施設等と協議しているところであります。そのほか県からは、各地域で開催している花火大会の情報や受け入れ可能な人数等も確認されております。

次の⑨番は「インバウンドを見据えた外国人嘱託職員の雇用と語学研修会の開催」であります。カナダの国際花火シンポジウム協会事務局との連絡調整においては、英語によるメールや現地視察時には通訳が必要であり、現在、教育委員会に配属されているCIRやALTの協力を得ながら対応しております。今後も、地元実行委員会事務局との英語による会話等の頻度が高まることが予想され、外国人を受け入れるための市・商工団体職員等の語学指導も強化することから、外国人を雇用することといたしました。なお、この雇用については、大仙市で4年間ALTとして勤務及び通訳などを現在までこなしている方を予定しており、雇用する経費541万6千円のほか、市民向け語学力向上講座開催経費120万円を予算計上しております。市民向けについては、ペアーレ大仙へ委託を予定しており、合計661万7千円となっております。

次の⑩番は「国際花火シンポジウムに備えたWi-Fi環境整備」であります。平成29年開催される国際花火シンポジウムのメイン会場は、現在、市民会館や交流センターを予定しておりますが、その周辺や施設内のWi-Fi整備を実施するための経費777万円、また、市内宿泊施設がWi-Fiを整備する場合25万円の補助、4施設100万円を予定しており、合計877万円となっております。

次の⑪番は「花火創造企業の設備導入に対する支援」であります。花火創造企業が設備投資する機械設備に補助するものであります。導入機械は、のり練り機、のり貼り機、玉貼り機、粉碎機の合計2,960万円に3分の1の補助986万6千円であります。

また、この事業と次の⑫番は、地方創成交付金で求められている大仙市内での交流人口拡大、産業振興、生産力向上や販路拡大といった事業の取り組みが採択条件の一つにもなっております。

次の⑫番は「小型花火玉のマーケット需要創出に向けたマーケティング調査」であります。小型花火のマーケティング開拓及びシェア拡大調査業務委託であります。現在、国内で消費している小型花火は輸入品が多いと言われております。国内でどのくらいの需要があるのか、全国の花火製造を行っている会社への調査や煙火協会で把握している内容等を調査する委託料200万円であります。

以上の合計が、1億1,892万3千円ありますが、財源内訳欄の国庫支出金が地方創生の加速化交付金へ申請した額となっております。また、一般財源194万3千円は、事業内容に先駆性がなかったり、給付や旅費は国から対象外とする旨を指導され、一般財源としたところであります。

なお、この補正予算は、再度、資料No.2、大仙市補正予算（3月補正①）6ページ中段、商工費で繰越明許費の設定をお願いしているものであります。

以上、商工観光課所管の3月補正予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 国際花火シンポジウムというのがあることから、日本語が分からない人たちが来た時の対応って、すごく大事だと思います。その上でインバウンドの推進というの、こういうふうに取り組まれてますけど、例えばこれの他にも市の中を歩いていくときに外国人の人たちが分かり易いような標識だとか、すごく細かい部分ってあるんですけど、そういう部分の整備もあちこち必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。確か今日の魁だったと思うんですけど、仙北市のトイレの表示もなんて、なんかそういうの書かれてたんですけど、やっぱり自分達の見線じゃなくて、来る人たちの見線っていうのがすごく大事だと思うので、そういう人たちの意見というの聞く場を設けて取り入れていけばいいんじゃないかなって思います。とりあえず、今はその目の前にある花火シンポジウムがメインになると思うんですけど、この後、10年、20年って長く見た時に、この花火で盛り上げていこうっていう中で考えていった時に、あちこちの人たちが来た時に快適に過ごせるような、誰が来ても良く分かるような体制

というの、しっかり整えていかなきゃならないなって思いますので、長期的に見たかたちでこの後推進していければなっていうふうに思いますので、そこを今後ご検討していただきたいというのと、それからWi-Fi設備の4施設って、どこどこなのか教えてください。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

これは事業ですので、3月補正で国の加速化交付金でやってる事業なので、案内とか、先ほど申しあげました販路開拓とか、そういった交流人口の拡大というところの事業だけを3月補正で28年度繰り越しております。

それで、シンポジウム関連については、当初予算の方で、そういった案内、体制をしていかなければいけないものと、シンポジウムにかかる本体の経費がまだ見えておりません。当初予算の方でも、ご説明申し上げますけれども、本体の方がどういった場所で決定するのか、先ほども予定というところでありますので、28年度中の補正で対応していかなければできないという考え方でおります。案内とかそういったもの長期的に考えたところは、28年度の補正で見ていきたいなというところで、当初予算の方でも同じく説明したいと思っております。

それと4施設については、市内の宿泊施設、例えばWi-Fiが入っていても、エントランスとか、そういったところは入っていても、2階にどうしても必要な宿泊所によって、そういったところも対象にするというところで、今回は特定されたものではなくて、27年度でもWi-Fi同じく補助申請しておりますので、例えば大曲であれば川端さんであったり、山の手さんであったり、西仙の樫峰苑さんであったり、そういった宿泊施設等と、もう27年度からやっていますので、27年度実施できなかった方は28年、これ繰り越されますので、28年という考え方で4施設を予算の方に計上させていただいたという内容でございます。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 今のは、目の前にあるものに対する、いろいろなもの、要求内容だと思いますけど、今話したように、これはこれとして、その後の、今お話あったんで、いろいろま、私が言うまでもなくいろいろ考えてらっしゃるとは思うんですけど、その辺私としても同年代の方たちからいろいろな意見いただくもんで、ちょっとその辺頭にあったので、お話させていただいたんですけど、やはりそのWi-Fi、どこでも使える

ように普及して欲しいっていう声、すごく多いんです。私よりも若い世代の方が多いのかなって思うんですけど、これ別にここに関したことじゃなくて、全国的にも言えることだと思うんですけど、それでまず今、国の方で通信費の削減ということで携帯をもっと安くということで今取り組んでいるっていう部分もそれにあるんですけど、Wi-Fiの普及ってそれに直結することだしおんな。無料で全部使えるがら、通信が。今ここで開けば全部有料になるんだけど、無料のところを開けば全部ゼロ円で使えるので、やっぱりそれ求められでるので、特に外国人が観光で来たときには、日本って本当にそれが少ないというふうにいわれでるので、だがらその部分、この先考慮して推進していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 我々、東北インバウンドを進める中で、来場者数が少ないというところで、こういったWi-Fiの整備なんか遅れているという指摘もありますので、東北の道の駅の協議会なんかは、道の駅の方に直接補助金を出す、設置するという考え方で進めているようです。そこに入らない部分をできるだけやっていきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 自然公園の休憩所の話ですけど、そういう事情で絶対作られない状態になってしまったんだけど、この後の見通しとしては今どういう具合になってるのか。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 今年度、道路なり、ある程度人が行けるようになったというところでありましてけれども、県の方からは木造公共が今のところ、一旦取り下げしておりますので、今後新たに市役所全体でその事業を必要とする時期に再度要望するなり、お願ひするということは可能かなというところで考えております。最初から木造公共でいってしまったので、来年度開通したから、いきなり自前でやるというのではなくて、また、もし出来るものであれば木造公共を活用しながらやりたいんですけども、市の総枠も、木造公共の考え方もありますので、それも含めて、来年度、28年度に再度検討しなければいけないと思っておりますので、県と協議しながら、解体経費は県の方でやるという、そういったこともありますので、今なくなるということはできないので、制度を活かしながら28年度中に再度検討させていただきたいと思ひます。

- 委員長（後藤 健） はい、金谷委員。
- 14番（金谷道男） こちらの事情で補助金やめだ話でないのは明確な事実だと思う。そこら辺やっぱり、県の方としても、そういう事情だというのはなんも感じ取っていただけじゃないような状況にあることなんだな。
- 委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） そのようなことはないので、こういった事実が、天災というところで県の方でも分かっておりますので、出来るだけ早めに、また再度同じような事業を盛り込むということで、我々も要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 委員長（後藤 健） はい、金谷委員。
- 14番（金谷道男） はい、まず分かりました。今のことも含めて、私も考えねば駄目だ。
- 委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） ちょっとズレるがもしれねっしども、一昨年がその前だでも、花火の経済効果って、金でなんぼぐれみでらもんだっしべ。
- 委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） 我々の方で、例えば大曲の花火で、産業連関表というものの県のそのものを使っていけば出てきますけれども、今のところそういったものが本当に、我々1回80万人の時に積算しておりますけれども、市の方では特にそれと違って確固たる数字は出してないです。
- 委員長（後藤 健） 佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） これやればなんぼぐれ上がるべがな。ということは、3年前だが、4年前に新聞では150億って出てきた。それは全国の、全国だがいろいろ、JRどが、北どがこうでってやったのが確か百五十なんぼがし、というの新聞さ出だった。それは、前の農林商工の佐々木さんの時に新聞見させてもらった。そうすれば、大仙市の効果はなんぼだったのか、それを捉えておるかということだっし。さらにこれをやるとすれば、この1億をかけてやれば、なんぼぐれ増えてくるどが、いろいろ、これから世界の花火をやっていぐどせば経済効果なんぼになるのかなという、ある程度の目安でもあればなど思って、やっぱりそれは必要だど思うよ。
- 委員長（後藤 健） 五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 27年度アクションプランというところ、この業務の前の段階設定した時に、9万6千人の増加を見ております。この事業をやるために全体で9万6千人増加するという、その時に産業連関表を、9万6千人として見込んでおりますけれども、今手持ちないんですけれども、実際に今のところ平成27年、26年対比で1万6,926人増になってるんですよ。例えば、大曲の花火が1万人減れば、単純に何億減るという計算されますので、そういったところで減ってきたものが、花火大会やって、各地の花火大会で全体的には増になっております。やっぱり大曲の花火ウィークでも雨だったり、そういったところで平成27年度には1万6,926人伸びておりますので、それに今まだ掛けてないんですけれども、持ってなくて全体の数字はここでは申し上げること出来ないんですけど、その産業連関表というものに入れば波及効果額というのは1万6千人伸びたとすれば、そういったところで算出は可能になっております。我々、そういった計画の基に、何億が波及効果あるということで計画しております。今実際に15日やる会議の資料をまとめる途中で、今日現在まだ出来てないんですけれども、波及効果額25億1,400万の、平成31年度にはそれを目標に設定してるというところなんです。この後もお話しますけれども、国際花火シンポジウムが11万8千人増加を見込んでおります。1週間ですので。それをやっても次の年は下がる見込みと東京オリンピックがありますので、ある一定の11万8千人を横ばい状態にしたいというところで、東京オリンピック、パラリンピックの時にある程度、そういったものを確保したいというところで、また春の章、秋の章という、そういったものもありますので、3万、4万ぐらいは、秋の章も3万5千人、今年の春の章でいくらの数字を確保できるか分かりませんが、そういった25億ぐらいの波及効果額の増を見込んでいます。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑。はい、渡邊委員。

○19番（渡邊秀俊） あど1年しかねっしべ。対人なんだっしよな。大丈夫なもんだが。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） まさに今年も1億の事業をこなしてきました。正直申し上げまして大変1年間苦勞してきましたけれども、契約なりしてくれば入札差額が出てきたり、相手との交渉でかなり延期、そういったものもでてきております。この事業、ソフトですので、ハードで1億、例えば補助するとかであれば事務的に1回で済むんですけれども、契約先が花火会社であったり、県立大学であったり、物産協会であったり、

足利工大、本当に補助金申請にしても各種の市民の皆様も含めて事務を執っておりますので、ものすごく大変でありますけれども、やっぱり国の地方創生交付金の先ほど申し上げました交流人口の拡大、販路拡大、そういった産業生産の向上、そういったことを網羅すれば、こういった補助金、交付金がもらえるという制度ですので、我々もこれくらい多岐に渡る事業を実施したくないんですけれども、やっぱり地方創生っていうソフト的な事業だけですので、このようになりました。まず、来年度も増員ということは見込めないと思いますが、なんとかこの事業をクリアしながら、先ほど話ありました交流人口拡大だったり、生産力向上、例えば新商品の拡大等を図って、大仙市民にいくらかでも還元できるような事業にしたいと思っているところであります。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑は。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） ちょっと勉強不足で申し訳ねっしども、これ関連で、前の企画部長いってらいじはこれだけだ。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 小松政策監、今政策監ですけども、それは花火シンポジウム事務局ですので、この構想そのものの事業主体は今我々の課の方です。また、会議所と商工会、大仙市と3者で組んでる部分は、特化した花火シンポジウムの事務局という。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 要するに来年の4月29日用の要員として前部長がいてるという、そういうごどだな。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） そのとおりでございます。それについては、当初予算の方で、若干今年のプレ大会と含めて計上しておりますので、そういったところが小松政策監の方で企画、提案された内容を我々の方で予算化していくという、実行委員会もありますので、そういったところで審議されております。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） その人件費、当然タダでやっているわけでねべがら、この中さは入ってねんだな。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 人件費については、例えば再任用とか、そういうところ

で、市の職員も行っていますので、この予算には入ってないです。総務費の方で人件費は支払われております。会議所も2人出しておりますけれども、その事務局自体はまったく人件費はなくて、例えば印刷製本費とか、電話料とか、そういったところで、当初予算の方で説明したいと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、企業対策課所管の説明を求めます。小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」の内、当課に関わる事業について、ご説明申し上げます。

資料No.2、（3月補正①）5ページをお願いします。

はじめに、第2表継続費の補正であります。

補正後の総額を9,169万5千円、年割額を27年度876万3千円、28年度8,293万2千円とするものであります。

次に歳出であります。資料の22ページをお願いいたします。

7款1項2目、30事業、花火産業構想推進事業費、補正額23万7千円の減、補正後の額1,353万7千円であります。

補正前の予算額1,377万4千円の内訳は、昨年4月27日の市議会臨時会で補正いただきました造成に係る実施設計費477万4千円と同じく7月27日の市議会臨時会で補正いただきました造成工事費900万円であります。

この内、造成工事費につきましては、2カ年の継続事業としており、9月に着工しております。

工事に入りまして、試掘したところ、地山地質に当初見込みと相違が見られ、法面勾配及び植生について見直しを行うということになりました。また、消防との協議により、防火水槽1基を増設するなどの変更が生じたため、平成28年1月25日に契約変更を行いました。

この契約変更によりまして、2カ年継続事業の平成27年度分の金額が確定したため23万7千円の減額補正をお願いするものであります。

平成28年度は残り9割の造成工事を予定しておりまして、契約額から平成27年度分を除いた8,293万2千円を当初予算に計上し、今年の7月の完成に向けて事業を

進めてまいります。

以上で、平成27年度一般会計補正予算（第7号）の企業対策課関係の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

これで農林商工部所管分、議案第90号についての質疑は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前12時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つぎの審査に入る前に、先ほどの佐藤隆盛委員の質疑の件で、五十嵐課長から説明がありますので、お願いいたします。

○商工観光課長（五十嵐秀美） お手元の2枚の資料となりますけれども、総括表、それと最終需要額の推計というところであります。

2枚目の一番上の方に、「本構想の推進により増加を目指す交流人口」というところで、カッコ観光入込客数、11万6千人求めています。

これが、我々求めた数字で、一番下の方に、平成26年度の数値、263万1千人とあります。それでアクションプランの目標が平成30年で272万人を見た場合に11万6千人が増えるという話になっております。

先ほど話しました国際花火シンポジウム、今観光入込客数はヨコバイですので、それに単純に十何万人が増えた場合に272万人になるというところで、その差引が11万6千人というところあります。

それで総括表のところでは、下の3の分析結果のところなんですが、生産誘発額のところで、総合効果の欄に25億1,400万円というところがあります。11万6千人に対して、25億1,400万が波及効果額といわれる部分でありますので、それを備考の方で割り返してみました。一人当たりが、経済波及効果額としては、大仙市に来る

ことによって2万1,600円の効果があると、この263万人の質問をよくされますけれども、我々、大曲の花火このうち3分の1、八十万、七十万という数字が求められておりますので、さっき雑談で「その数字どっから来たのよ」というところでは、実行委員会の数字がやっぱりかなり大きくものをいってますけれども、あとはその他の施設であったり、そういったものは横倍状態にあります。この11万6千人には花火関係の増を見ておるといところで、こういった数値になりますという説明をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

つぎに、議案第125号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。田中農林振興課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 議案第125号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」のうち、農林振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.5、大仙市補正予算（3月補正②）と、資料No.5-1、事業説明書にて、ご説明いたします。

資料No.5、補正予算書の7ページをご覧ください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、11事業、大豆栽培モデル対策事業費につきましては、補正前の額4,127万3千円に、2,323万9千円の追加補正をお願いし、補正後の額を6,451万2千円にするものでございます。

補正の内容につきましては、資料No.5-1の「事業説明書」にて説明させていただきますので、1ページをご覧ください。

大豆栽培モデル対策事業費につきましては、当初予算額が2,260万円、12月補正額が1,867万3千円、3月追加補正額が2,323万9千円となっておりまして、最終予算額としましては、6,451万2千円となるものでございます。

事業の目的でございますが、新たな米政策へ対応していくために、土地利用型作物である大豆生産の振興を図っていくうえで、国機関等と連携し、技術対策の徹底と生産者の栽培技術の平準化を図ることで、大豆生産における収量増及び品質向上に資することを目的としてございます。

事業の概要ですが、補正理由としまして、平成27年産の大豆栽培面積及び団地形成

面積が、当初見込みより大幅に増加したことにより、但し、「品質・収量」は過去の実績を考慮して、見込額を計上してございます。12月定例会で増額補正を行ったところでありましたが、大豆の乾燥調製及び全量検査の結果、本事業の助成金交付要件となる「品質・収量」が、12月補正時よりも、大幅に上昇したことから、再度、増額補正をお願いするものでございます。

また、12月の企画産業常任委員会時に、委員の皆様から、ご意見がありました、最終的な数値が確定しましたので、表としてお示しさせていただいておりますので、ご覧願います。

作付面積ですが、4ha以上の団地面積が548.9haとなっておりまして、前年度より193.9ha増えてございます。団地化率は全体面積の54.3%となっており、前年度より12.4%増えております。

団地構成別作付面積ですが、12ha団地で427.6haとなっており、前年度より倍近くの201.7ha増えておりまして、これは、ほ場整備区画工事の完成によるものでございます。また、8ha団地が、43.9ha、4ha団地が77.4ha、4ha未満が461.4haとなっており、作付面積の計として、1,010.3haとなっており、前年度より、163.2haの増となっており、水田面積による割合は、5.7%となっております。

次に、収穫量でございますが、27年産は10a当たり、190kgとなっており、前年度より36kgの増で、率にして23%の増となっております。

1・2等出荷数量は、746,490kgであり、前年度より415,470kg増えており、また、1・2等比率は、39%となっており、前年度比、14%の増であり、前年度までの実績を大きく上回っております。

また、全体的出荷数量でございますが、1,914,668kgとなっており、前年より、609,278kgの増となっております。

次に、助成内容でございますが、①の集積・収量・品質の総合評価に基づく助成単価による助成の大豆栽培モデル経営体育成支援助成ですが、対象面積及び助成額は、当初では67経営体32,032aの1,198万4千円、12月補正後では121経営体56,493aの2,060万1千円、今般補正後では100経営体52,975aの2,880万800円となっております。

12月補正時には、対象経営体121組織、対象面積56,493aを見込んでいま

したが、実績では、100組織、対象面積が52,975aとなっており、減となった21組織については、品質・収量とも悪く、対象ポイントの30ポイントに届かず、補助金の対象外となったものであり、それで、12月補正時よりも、経営体及び対象面積の減となったものでございます。

なお、21経営体を除く、100経営体につきましては、大幅に収量・品質が向上し、そのためポイントが急上昇したために、全体の助成額が大幅に増となったものでございます。

②の、品質1等・2等の割合が全出荷量の50%以上を占める経営体に助成する、高品質大豆出荷奨励金助成につきましては、当初では、21経営体の167,340kgで、助成額が836万7千円、12月補正時には、45経営体の369,165kgで、助成額が1,845万9千円でありましたが、実績では、収量・品質の大幅な向上により、84経営体、対象数量668,400kg、助成額が3,339万8千円となり、助成額の大幅な増額となっております。

③の、大豆団地形成へ協力した経営体に対する助成の大規模団地連担協力助成につきましては、当初では10経営体、対象面積1,130aで、助成額が33万9千円、12月補正時には8経営体、対象面積1,010a、助成額が30万3千円を見込んでいましたけれども、実績では15経営体、対象面積が1,344a、助成額としまして40万3,200円となっております。

全体実績額で6,260万2千円となりますが、平成27年産においては、気象条件に大きく恵まれたことに加えまして、生産者の高収量・高品質な大豆を生産する意識の努力の結果もあったのではないかと考えてございます。

財源内訳でございますが、全額、一般財源となっております。

以上、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、農林振興課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 当初で聞いてもよかったけども、大豆の生産支援さねばだめなのは、これずっと必要なことだと思うので、その中で、助成内容の区分の最後の大規模団地連担協力助成って、これってどういうケースの話した。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 例えば団地が1haあるとすれば、その隣接に協力した人に対して、1反歩3千円ということで交付される事業です。

○委員長（後藤 健） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。

はじめに、農林振興課所管分について、当局の説明を求めます。田中農林振興課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」のうち、農林振興課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、概要を申し上げ、そのあとに、個々の事業につきまして、「主な事業の説明書」に基づき、ご説明申し上げます。

それでは、はじめに、本日、お配りしました資料「平成28年度当初予算概要 農林商工部農林振興課所管分」をご覧願います。

平成28年度当初予算のうち、農林振興課所管分は、廃事業を除いた89事業でございまして、当初予算額は25億3,690万6千円でございます。平成27年度に比べまして、3億2,065万円の増で、率にしまして、14%の増となっております。

主な増加又は減少の事業につきまして、ご説明申し上げます。

新規事業でございますが、No.42の「農山漁村振興交付金事業費」として、当初予算額3億3,167万円を新規に計上しており、JA秋田おばこが実施するファーマーズ

マーケット等複合型施設整備事業を支援するものであります。

次に、増額した事業でございますが、No.6の「大豆栽培モデル対策事業費」は、当初予算額4,637万6千円であり、27年度より、2,377万6千円の増となっております。大豆の対象面積の増によるものでございます。

次に、No.32の「青年就農給付金事業費」は、当初予算額1億1,175万円であり、27年度より2,025万円の増となっております。給付対象者数の増によるものでございます。

No.34の「担い手への農地集積推進事業費」は、当初予算額4億7,895万1千円であり、27年度より3億7,451万1千円の増となっております。農地中間管理機構利用者の増加によるものでございます。

No.65の「多面的機能支払交付金事業費」は、当初予算額7億8,808万7千円であり、27年度より4,327万1千円の増となっております。長寿命化活動の増によるものでございます。

No.66の「ほ場整備関連調査計画事業費」は、当初予算額3,007万7千円であり、27年度より、2,877万7千円の増となっております。対象地区数の増によるものでございます。

次に、減少した事業でございますが、No.8の「意欲ある稲作経営体応援事業費」は、当初予算額500万円であり、27年度より、2,080万8千円の減となっております。ナラシ対策の見直しによるものでございます。

No.35の「農業夢プラン事業費」は、当初予算額1億8,956万円であり、27年度より、2,266万1千円の減となっております。補助率の見直しによるものでございます。

No.68の「県営土地改良事業費負担金」は、当初予算額2億1,617万9千円であり、27年度より、2億4,954万5千円の減となっております。27年度補正による、事業の前倒しがあったために、当初予算では減額となっております。

No.88の「秋田県水と緑の森づくり税関連事業費」は、当初予算額623万1千円であり、27年度より、3,493万1千円の減となっております。27年度で、ふれあいの森整備事業3地区の完成によるものでございます。

それでは、個々の事業内容につきまして、ご説明させていただきます。

資料は、No.3、平成28年度大仙市各会計予算、主な事業の説明書、及び平成28年

度当初予算概要・企画産業常任委員会資料でございます。

なお、本日の説明に当たりましては、農林振興課が所管する８９事業のうち、主な継続事業や新規事業、拡充、見直しした事業等を中心に編成しております「主な事業の説明書」の１７事業につきまして、ご説明させていただきます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の中の財源説明の際に合わせて、ご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

資料№３の予算書は、８１ページからでございます。

当初予算概要は、１ページからとなります。

それでは、「主な事業の説明書」の、５－２ページから順に説明させていただきますので、５－２ページをご覧ください。

６款 農林水産業費、１項 農業費、３目 農業振興費、１０事業 担い手支援事業費は、当初予算額１，０８０万２千円であり、２７年度に比べ、１４９万６千円の減となっております。

財源内訳ですが、県支出金として、農業法人確保・育成事業費補助金２５０万円を歳入予算として計上して、本事業の財源に充当してございます。また、８３０万２千円につきましては、一般財源としてございます。

事業の目的及び目標ですが、大仙市の基幹産業である農業の維持と発展のため、認定農業者、農業法人、集落営農組織を一定数確保することを目標とし、担い手通信や各種研修会を通じて、有効な情報を提供し、安定した農業経営ができるよう支援するものでございます。

数値目標としては、認定農業者１，５００人、うち農業法人８５法人、集落営農組織５０組織を、それぞれ、目標値を設けて取り組んでまいります。

これまでの実績と成果ですが、国の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の要件確保のため、平成２６年度末から２７年度にかけて認定農業者が大幅に増加しており、また、農業法人についても順調に増加しており、経営規模の拡大も行われてございます。

今後の方向性ですが、認定農業者は、経営の維持・発展のため、後継者の確保・育成に努める必要があります。農業法人については、６次化産業化に取り組む法人も増加していることから、これらの活動を支援していく必要があります。また、集落営農・法人化支援センターを中心として、集落営農組織からの法人化やほ場整備を契機とした農業法人設立の支援に加え、法人化後の経営安定・改善についても支援を行うものであります。また、

集落営農組織については、農業経営の法人化を重点的に推進し、雇用の受け皿としての体制づくりや組織経営の発展を支援してまいります。

事業の概要ですが、（１）の担い手の支援として、担い手通信の発行による支援制度等の情報提供を行ってまいります。

（２）の集落営農・法人化支援センターの運営として、専門指導員より農業経営の法人化、集落営農組織の経理指導を行ってまいります。

（３）の新設農業法人の経営安定支援として、設立して間もない農業法人の経営安定を支援するため、経営のシミュレーションや経営改善に係わる指導を行ってまいります。

（４）の大仙市認定農業者組織補助金交付事業の実施として、大仙市認定農業者会議連絡協議会及び地域認定農業者組織が行う事業に係る経費に支援し、認定農業者自身が行う経営改善の助長を図ってまいります。

（５）の新規に農業法人確保・育成支援事業費を県１００％補助で実施してまいります。この補助金は、設立して間もない集落型農業法人を対象として、農業経営の複合化や多角化に係わる活動費用について支援するもので、税理士会計業務委託費やパソコン等財務管理機器整備費などが対象経費となっております。２８年度では、５法人を予定しております。

次に、５－３ページをご覧ください。

同じく、３目、１１事業 大豆栽培モデル対策事業費は、当初予算額４，６３７万６千円であり、２７年度に比べ、２，３７７万６千円の増となっており、これは、大豆栽培面積の増によるものでございます。

財源内訳ですが、全額、地域振興基金繰入金を歳入として、本事業の財源に充当してございます。

事業の目的及び目標ですが、広範な水田面積を有する本市においては、土地利用型作物である大豆の収量・品質向上を新たな米政策の転換に対応していく観点からも重要であることから、国機関等との連携のもと、生産技術対策の徹底と栽培者の生産技術の平準化による収量・品質の向上を図り、農業者の経営安定に資することを目的としています。

目標としましては、収量１０アール当たり２００ｋｇ、品質２等級以上、３０％を目指してございます。

これまでの実績と成果ですが、この事業は２６年度から実施しており、単収・品質と

も向上が図られてございます。

今後の方向性ですが、大豆の高品質化や収量向上を目指すため、市内4箇所の実証ほ場で技術実証をし、その情報を基に生産者の栽培技術の向上を図り、土地利用型の転作作物として確立を目指すものでございます。

事業の概要ですが、(1)の生産技術向上のための実証ほ場設置等に関する経費として、昨年に引き続き、市内4箇所に実証ほを設置するための経費83万2千円、(2)の大豆栽培モデル経営体育成支援助成金として、集積・収量・品質の各項目の総合評価に基づき10aあたり、1千円から6千円以内を助成するための経費2,385万5千円、(3)の高品質大豆出荷奨励助成金として、品質区分が1等または2等で、その割合が50%以上を占める経営体に対して、60kgあたり3千円以内を助成するための経費が2,136万5千円、(4)の大規模団地連単協力助成金として、団地集積に協力した経営体に対して、10aあたり3千円以内を助成するための経費32万4千円を計上してございます。

次に、5-4ページをご覧ください。

同じく、3目、12事業産地づくり推進事業費は、当初予算額1,157万7千円であり、27年度に比べ987万3千円の減となっております。ほ場整備後に地力増進作物を作付けする面積の減によるものであります。

財源内訳でございますが、地域振興基金繰入金352万7千円を歳入予算に計上し、残りの805万円を一般財源としてございます。

事業の目的及び目標ですが、国が目指している新たな米政策に対応しながら、特色ある米づくりや生産基盤の整備を推進するため、酒造好適米・古代米等の生産振興、大区画ほ場整備事業に伴う地力増進作物の作付けに助成し、米や大豆の生産基盤整備を支援するとともに、自給率が低い、なたねの生産拡大を図っていくことを目的としています。目標としては、前年度作付け面積比率3%以上の作付けを目指してまいります。

これまでの実績と成果ですが、地域の特色ある米づくりに寄与しており、大区画ほ場において、作業体系が効率化されることで、大豆を中心とした水稻以外の土地利用型作物の作付け拡大が期待され、油糧なたねについては、生産拡大が進んでございます。

今後の方向性ですが、酒米、地域特産品開発米及び特別栽培米の産地化を加速させるとともに、土地利用型作物の生産条件の整理等を通じて農家所得の向上を図ってまいります。

事業の概要ですが、(1)の酒造好適米生産性向上推進事業は、酒造好適米の生産に対して、10a当たり1千円を助成、地域特産品開発米等助成事業として、特産品開発用米の生産に対し、10a当たり1千円の助成、高品質米作付応援事業として、県特別栽培農産物及びJGAPの認証を受けた特別栽培米の生産に、10a当たり1千円を助成するものでございます。

(2)の土づく支援事業費は、ほ場整備後に地力増進作物を作付けした農業者に対し奨励金を交付するもので、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス等の地力増進作物の作付けに対して、平成25年度までに、ほ場整備事業が採択された地区に対して10a当たり1万円を交付するものでございます。

(3)の菜種油生産拡大奨励支援事業費は、油糧なたねの4ha以上の連単団地に、10a当たり3千円を交付するものでございます。

次に、5-5ページをご覧ください。

同じく、3目、38事業 新規就農者研修施設運営費は当初予算額4,023万1千円で、27年度に比べ128万5千円の減となっております。

財源内訳ですが、県支出金427万5千円、市債2,460万円、その他として、施設の生産物売り払い収入及び新規就農者研修費負担金で527万円をそれぞれ、歳入予算に計上し、残りの608万6千円を一般財源としてございます。

事業の目的及び目標ですが、市内での就農を希望する意欲ある若者に対し、複合経営に取り組むための栽培技術の習得や就農に必要な知識に関する研修を行い、大仙市農業の将来の担い手の確保・育成と定着を図ることを目的としてございます。

目標としては、研修生受け入れ人数を東部新規就農者研修施設で10人、西部新規就農者研修施設で5人の、計15人を目標としてございます。

これまでの実績と成果ですが、これまで延べ100人の研修生を受け入れ、担い手の確保・育成と定着が図られてございます。また、27年度からは、市外(仙北市・美郷町)の研修生の受け入れを可能としてございます。

事業の概要ですが、新規就農者研修施設概要のうち、③の農業専門技術員を27年度から、東部2名、西部2名の体制としてございます。

④の受け入れ予定人数ですが、通年研修生が15人、そのうち、美郷町3人、仙北市1人となっており、冬期研修生が3人となっております。

⑤の研修奨励金ですが、通年、冬期とも月7万5千円となっており、その内訳ですが、

県負担が2分の1，市負担が2分の1となっております。

次に、5－6ページをご覧ください。

同じく、3目 農業振興費、56事業 農業振興費負担金（秋の稔りフェア推進協議会負担金）は、当初予算額800万円で、27年度に比べ576万4千円の増となっておりますが、主会場の変更に伴い事業費が増えるものでございます。

財源内訳でございますが、全額、地域振興基金繰入金として、歳入予算に計上し、本事業の財源に充当してございます。

事業の目的ですが、各地域における農産物直売所を一同に会して、秋の稔りの感謝と農業への理解を求めながら、本市農業の飛躍のために、秋の稔りフェアを開催し、併せて市内商業者の出店や団体展示、芸術文化団体の参加により、産業と文化にふれあうことを目的として開催するものでございます。

これまでの実績と成果ですが、平成27年度には全体で31，200人と多くの市民に来場いただき、市外からの誘客にも取り組んできたところでございます。

事業の概要ですが、「秋の稔りフェア」は、これまで市役所本庁舎敷地内を主会場として実施してきましたが、農商工観連携と強化とにぎわいの創出を勘案し、主会場を「大曲ヒカリオ」周辺に変更し実施するものであります。

開催にあたっては、花火通り商店街と連携しながら、大仙市の産業・文化情報を市内外へ発信するPRイベントとして位置付けてまいりたいと考えてございます。

各会場計画ですが、大曲ヒカリオ周辺に展示販売・イベント・飲食コーナーを会場に設置するテント内で開催し、花火通り商店街道路で、農産物を軽トラ市として販売し、テント内での実施が困難なイベントは、周辺の建物内で開催することとしてございます。また、各会場及び駐車場間の往來のための、シャトルバスの運行も検討してございます。

次に、5－7ページをご覧ください。

同じく、3目、61事業 青年就農給付金事業費は、当初予算額1億1，175万円で、27年度に比べ2，025万円の増となっております。青年就農給付金の給付対象者の増によるものでございます。

財源内訳ですが、全額、県支出金、青年就農給付金として、歳入予算に計上し、本事業の財源に充当してございます。

事業の目的及び目標ですが、意欲ある担い手を確保・育成する必要があることから、市内での就農を希望する若者に対して、就農後に給付金を給付することを目的としてご

ございます。

目標としては、平成28年度で新規就農者を20人を目標としてございます。

これまでの実績と成果ですが、国の平成23年度4次補正予算で創設され、平成20年4月以降に経営開始した新規就農者を対象に、最長5年間、年最大150万円を支給する事業であり、青年の就農意欲の喚起と定着が図られてございます。

事業の概要ですが、青年就農給付金の経営開始型で、給付対象者は、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている方で、就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を有していることとしてございます。給付期間は、経営開始後5年以内で、給付額は、年間最大150万円、夫婦の場合は要件を満たせば、年間225万円となっております。

平成28年度では、全期分・半期分合わせて、81人を見込んでおり、給付金額は、1億1,175万円の予定でございます。

次に、5－8ページをご覧ください。

同じく、3目 農業振興費、64事業 担い手への農地集積推進事業費は、当初予算額4億7,895万1千円で、27年度に比べ3億7,451万1千円の増となっております。農地管理機構を通じた地域集積協力金及び経営転換協力金の大幅増によるものでございます。

財源内訳ですが、全額、県支出金、担い手への農地集積推進事業費補助金として、歳入予算に計上し、本事業の財源に充当してございます。

事業の目的ですが、農地中間管理機構が行う農地集積・集約化に協力する出し手を支援し、担い手の経営規模拡大や農地集積を進め、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を支援するものでございます。

目標としては、地域集積協力金9地域、経営転換協力金300戸、耕作者集積協力金50戸を目標としてございます。

これまでの実績と成果ですが、大仙市における平成26年度の機構借り受け面積は、388.5haとなっております。県下最大となっております。

今後の方向性ですが、農地中間管理機構が行う農地集積・集約化に結びつけるため、本制度をさらに周知を図ってまいります。

事業の概要ですが、農地中間管理機構への農地の出し手などに対する支援として、(1)の地域集積協力金は、外縁が明確である地域内の全農地面積のうち、機構へ貸し付けた

農地割合に応じて協力金を交付するもので、貸し付け割合が8割を超える場合には、交付単価は10a当たり2万7千円で、平成28年度では9地域、面積にして1,181.3aを見込んでおります。

(2)の経営転換協力金は、機構に貸し付ける、経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人に対して貸し付け面積に応じて、30万円、50万円、70万円が交付されるものでありまして、平成28年度では、300戸分の予算を計上してございます。

(3)の耕作者集積協力金は、機構が借り受けた農地に隣接する農地を、農地の集積を進めるために、機構に貸し付けた場合、10a当たり2万円を交付するもので、対象予定面積は、500aを見込んでおります。

次に、5-9ページをご覧ください。

同じく、3目、67事業 農業夢プラン事業費は、当初予算額1億8,956万円で、27年度に比べ2,266万1千円の減となっております。これは、事業量の減及び補助率の見直しによるものでございます。

財源内訳ですが、県支出金、農業夢プラン事業費補助金1億5,898万4千円を歳入予算に計上し、残りの3,057万6千円を一般財源としてございます。

事業の目的及び目標ですが、経営の複合化に必要な機械・施設等の導入を支援し、戦略作物の生産拡大を推進し、担い手の経営発展を図るものでございます。

目標としては、120経営体を予定してございます。

これまでの実績と成果ですが、農業夢プラン事業等を実施することにより、稲作以外の作物振興を図り、複合経営による農家個々の所得向上と経営の安定化が図られております。

今後の方向性ですが、複合部門にかかる機械や施設等の初期導入経費の軽減を図るために、引き続き支援してまいります。

事業の概要ですが、「未来にアタック農業夢プラン応援事業」は、認定農業者を対象に、県補助率12分の4で、市補助率が12分の1～12分の3までの補助で、県指定戦略作物、畜産、果樹、花き、葉たばこ等に係わる機械・施設の導入を支援するものでございます。

「新規就農者経営開始支援事業」につきましては、認定就農者、青年就農給付金対象者を対象に、県補助率12分の4、市補助率12分の2の補助で、県指定戦略作物、畜

産、果樹、花き、葉たばこ等に係わる機械・施設の導入を支援するものでございます。

「活気あふれる果樹産地育成事業」については、果樹を販売する農業者を対象に、県補助率12分の4、市補助率12分の1～12分の3までの補助で、りんご・おうとう・ぶどうなどの苗や機械・施設に対する支援を行うものでございます。

「周年園芸普及拡大対策事業」については、認定農業者、認定就農者を対象に、県補助率12分の6、市補助率12分の1の補助で、ハウレンソウ・ダリア・イチゴ・アスパラガスなどを支援するものであります。

「元気な中山間地域農業応援事業」については、市内の中山間地などの農業者・農業法人等を対象に、県補助率12分の6、市補助率12分の1の補助で、地域特産物の生産を支援してまいります。

「農業経営発展加速化支援事業」については、認定農業者、集落型農業法人を対象に、県補助率12分の6、市補助率12分の1の補助で、野菜等園芸作物、土地利用型作物、畜産、加工機械・施設、稲作関連機械施設などに対して助成してまいります。

なお、県補助率12分の4の事業は、市の嵩上げを通常が12分の1、認定就農者・青年就農給付金（経営開始型）の対象者及び市新規就農者研修施設研修生が研修終了後5年間で取得する場合は12分の2、大仙市農業元気賞受賞者は12分の3を嵩上げし、県補助率12分の6の事業は、市の嵩上げを大仙市農業元気賞受賞者のみとし、補助率12分の1を嵩上げします。稲作関連の場合は10分の3とし、平成27年1月以降に設立された集落型農業法人であることとしてございます。

次に、5－10ページをご覧ください。

同じく、3目、83事業 農山漁村振興交付金事業は、当初予算額3億3,167万円を計上しておりまして、新規事業でございます。

財源内訳ですが、全額、国庫支出金、農山漁村振興交付金を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当してございます。

事業の目的ですが、J A秋田おばこでは、園芸メガ団地を中心とした産地増強により、生産量が増加するトマト等の規格外品の有効活用と、地産地消を推進するため、直売所・農家レストラン・農産物加工所を一体的に整備し、地域活性化の拠点施設となることを目指すものであります。

事業の概要ですが、J A秋田おばこが実施する、ファーマーズマーケット等複合型施設整備事業を支援し、J A秋田おばこ本店が所在する本市が代表して市予算を経由する

ものでございます。

仮名称は、ファーマーズマーケット等複合型施設となっており、事業実施主体は、秋田おばこ農業協同組合、総事業費として、税込みで7億1,640万7千円、補助額は税抜きの2分の1の3億3,167万円となっております。また、整備予定地は、大仙市花館字常保地97-1番地の旧大曲仙北地方卸売市場跡地でございます。

工事着工は28年9月、工事完了は29年3月を予定しており、オープンは29年6月を予定してございます。

施設の面積は、直売施設が750㎡、レストラン、60席で375㎡、加工室300㎡を計画してございます。

なお、計画図につきましては、本日お配りしました、図面をご参照願います。

1ページ目には平面図をお示ししてございます。青色部分は補助対象範囲でございまして、面積にして、6,550㎡でございます。建物は斜線でお示ししてございます。約1,500㎡の面積でございます。駐車台数は、122台。優先スペースとして4台。それから大型バス3台分ということで、そのスペースを設けることとなっております。この全体の面積につきましては、1万2,977.64haとなっております。

つぎに、2ページをお願いいたします。

図面の右側部分は、農家レストランということでございますが、60席ほどを予定してございます。ここではJAの重点推進品目のエダマメ、トマト、ブルーベリー、それから米、金のいぶきですか、を用いて、農家レストランのメニューの提供を行うこととしてございます。中央の部分は売り場スペースで地域農産物や惣菜、加工品を販売することとしてございます。その売り場の上の部分につきましては、惣菜の加工室、菓子加工室があり、ここには主にトマト、エダマメ、ブルーベリーの加工や機械、地域特産品の商品開発を行うスペースとなっております。左下の部分の食育ルームということでございますが、ここでは食育講座や野菜ソムリエによる地元野菜の調理講座を行うこととしてございます。その上には、荷捌き室ということで、搬入しました荷物を取り扱う場所となっております。全部でこのスペースは、先ほど申しました1,500㎡ほどを予定してございます。

つぎに、3ページ目には立面図ということでお示ししてございます。

南東立面図ということで、これは国道から見た図面でございます。それから下の左側は、北東立面図ということで、四ツ屋の方から見た図面でございます。右側は大曲方向

から見た図面となっております。

続きまして、事業説明書の5-11ページをご覧ください。

ここからは、土地改良事業に係わる予算でございます。

5目 農地費、24事業 快適居住環境整備事業費は、当初予算額741万3千円で、27年度に比べ、123万8千円の増となっております。

財源内訳ですが、全額、一般財源でございます。

事業の目的及び目標ですが、水路や農業用排水路の汚濁が進行しており、このため、水質保全、施設の機能維持、生活環境の改善を図り、快適な居住環境の整備を図ることを目的としてございます。

これまでの実績と成果ですが、本事業により、水質向上や保全、施設の機能維持、生活環境の改善が図れてございます。

事業の概要ですが、大曲地域では2地区で215万7千円、西仙北地域では1地区で44万8千円、南外地域では1地区で50万円、仙北地域では1地区で339万2千円、太田地域では2地区で91万6千円、合計7地区で排水路の整備を実施してまいります。

次に、5-12ページをご覧ください。

6目 土地改良事業費、17事業 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業費は、当初予算額687万3千円で、27年度に比べ、75万2千円の減となっております。

財源内訳ですが、市債として、670万円、一般財源が17万3千円となっております。

事業の目的ですが、中山間地域が必要とする土地改良事業を実施することで、条件不利地域での農業経営の持続及び安定向上を推進し、担い手の定着によるコミュニティの向上、再生を農業基盤整備から支援するものでございます。

これまでの実績と成果ですが、ほ場整備事業等の計画が出来ない条件不利地域での、用排水路等整備により、機能の向上と維持管理の軽減が図られてございます。

事業の概要ですが、中山間地域の条件不利地域において、国・県の補助事業の要件にとられない地域が必要とする基盤整備を実施するものであり、事業の範囲は20ha以下、補助率は総事業費から人件費相当を除いた金額の92.5%、補助金交付対象者は、事業範囲内の受益農家で設立した共同施行組合となっております。

28年度では、西仙北地域の布又地区、南外地域の大畑地区、太田地域の長田地区の3地区を予定してございます。

次に、5-13ページをご覧ください。

同じく、18事業「未来へつなぐ」農村地域サポート事業費は、当初予算額330万円で、27年度に比べ、210万円の減となっております、補助制度の見直しによるものでございます。

財源内訳ですが、全額、市債を計上してございます。

事業の目的及び目標ですが、中山間地域での多面的機能支払交付金事業を拡充し、さらに非農業者が環境保全の活動に参画し、農村地域コミュニティを守り、耕作放棄地の解消や農村環境を保全することを目的としています。目標としては、中山間地域における多面的機能支払交付金事業の実施組織（79組織）が取り組むことを目標としています。

これまでの実績と成果ですが、集落施設の除雪作業等の活動により、集落内での交流の機会が生まれ、コミュニティ維持につながってございます。

事業の概要ですが、多面的機能支払活動に参加した非農業者割合により、補助金の基本額、加算額を定め活動組織に交付し、農村集落コミュニティ向上のために事業を実施するものでありますが、(1)の事業内容では、農村資源保全のための活動として、里山保全活動、農作業サポート事業等の活動に支援してまいります。また、集落コミュニティのための活動として、除雪、防犯安全、伝承文化、若者定住等の活動に支援してまいります。

(2)の補助単価ですが、基本額は1組織、5万円で、それに加算額として多面的機能支払交付金事業の活動に参画した非農業者が3割を超える場合は、1組織3万円を上乗せするものでございます。

(3)の実施内容ですが、基本額として、中山間地域の57組織数に285万円、それに、非農業者が3割を超える組織15組織に45万円を、合わせて330万円を予定してございます。

次に、5-14ページをご覧ください。

同じく、27事業 多面的機能支払交付金事業費は、当初予算額7億8,808万7千円で、27年度に比べ、4,327万1千円の増となっております、長寿命化取り組み組織の増によるものでございます。

財源内訳ですが、県支出金、農地・水保全管理支払推進交付金5億9,406万1千円を歳入予算に計上し、残りの1億9,402万6千円を一般財源としてございます。

事業の目的及び目標ですが、地域に存在する農地・農業用水等の資源や農村環境を農業者だけでなく、地域住民など多様な主体の参画により、地域全体でこのような資源の保全活動を実施することを目的としております。

目標としては、事業参加率を80%から85%を目指すものでございます。

これまでの実績と成果ですが、農地・水・環境保全向上対策は、農業情勢の変化に合わせて、事業の推進とPRの結果、活動組織数と活動面積が増加しています。

事業の概要ですが、本事業は、農業及び農村が持つ多面的機能を農業者だけでなく、地域住民など多様な主体が参画し、農村環境の保全を目的とした事業であり、組織の活動に対して支援するものでございます。

組織数は154組織で、支援交付金単価として、農地維持支払については、10a当たり3千円、資源向上支払として、継続組織には、10a当たり1,800円、新規組織には、10a当たり2,400円、施設の長寿命化には、10a当たり4,400円を支援するものでございます。

次に、5-15ページをご覧ください。

誠に、申し訳ございませんが、記載の誤りがありますので、訂正をお願いいたします。財源内訳の中で、市債の額を1億3,160万円に、一般財源の額を8,382万9千円に訂正をお願いします。誠に、申し訳ございませんでした。

それでは、説明させていただきます。

同じく、51事業 県営土地改良事業費負担金は、当初予算額2億1,617万9千円で、27年度に比べ、2億4,954万5千円の減となっており、27年度補正による、事業の前倒しがあったために、当初予算では減額となっております。

財源内訳ですが、市債が1億3,160万円、その他として土地改良事業費分担金として75万円、一般財源が8,382万9千円となっております。

事業目的及び目標ですが、認定農業者や集落営農組織、農業法人等の担い手の育成や経営体の設立を進め、望ましい農業経営への転換を目指すには、ほ場整備等の農業生産基盤の整備が重要であることから、農業生産基盤の強化と生産性の向上を推進することを目的としてございます。

目標としては、平成32年度末までに、ほ場整備率80.1%を目指すものでございます。

これまでの実績と成果ですが、ガイドラインに沿って、事業費の一部を負担すること

により、受益農家の負担軽減が図られ、経営の安定化につながっておるところでございます。

事業の概要でございますが、28年度では農地集積加速化基盤整備事業が16地区、県営調査事業が8地区、県営かんがい排水事業が1地区、基幹水利施設ストックマネジメント事業が1地区、地域用水機能増進事業が1地区、中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業が1地区、元気な中山間地域農業応援事業が6地区、戦略作物生産拡大基盤整備促進事業8地区の計42地区を計画しております。また、県営土地改良事業受益者分担金として南外中央地区の1地区を計上してございます。なお、農地集積加速化基盤整備事業8地区については、27年度補正予算でお願いしたところでございます。

次に、林業関係予算ですが、5-16ページをご覧ください。

2項 林業費、1目 林業総務費、17事業 秋田県水と緑の森づくり税関連事業費は、当初予算額623万1千円で、27年度に比べ、3,493万1千円の減となっており、27年度で、ふれあいの森整備事業3地区の完成によるものでございます。

財源内訳ですが、全額、県支出金として、マツ林健全化整備事業費補助金、ふれあいの森整備事業費補助金を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当してございます。

事業の目的及び目標ですが、秋田県水と緑の森づくり税を財源として、松くい虫被害により枯れたマツ林を伐倒処理し、森林環境の健全化を図るとともに、また、市民が身近で気軽に森林にふれあえる森林環境を整備し、森にふれあえる憩いの場・癒しの場を提供するものでございます。

目標としては、中仙地域の公園整備1地区、大曲地域のマツ林伐倒処理1.51haを目標としてございます。

これまでの実績と成果ですが、ふれあいの森整備事業や、枯れたマツを伐倒処理し、景観向上や森林環境の健全化などを図る事業が行われ、市民が率先して行う森づくり活動の支援として効果があがってございます。

事業の概要ですが、秋田県水と緑の森づくり税の活用により、補助率100%以内の事業で実施しており、森林の恩恵を受けている森林資源を市民全体で支えるという視点にたち、環境や公益性を重視した森づくりを推進するため、28年度では、マツ林等健全化整備事業として、大曲地域内小友の枯れたアカマツ、1.51haを伐倒処理して、景観向上を図ります。また、ふれあいの森整備事業として、新たに中仙地域の十六沢城址緑地公園の整備を計画しておりますが、28年度では、全体計画調査を予定してござ

います。

次に、5－17ページをご覧ください。

同じく、6目、10事業 県営林道事業費は、当初予算額2,900万円で、27年度に比べ、250万円の減となっております。

財源内訳ですが、全額、市債を充当してございます。

事業の目的及び目標ですが、林業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いていることから、骨格的な林道及び林業専用道を整備し、高性能林業機械や森林管理による効率的な林業経営の確立を図り、低コスト生産体制を図るものでございます。

目標としては、県営林道前沢線、林業専用道北田山田ヶ沢線について、平成30年度までに事業完了を目指すものでございます。

これまでの実績と成果ですが、本林道を開設することにより、未利用資源の利用はもとより、広域基幹林道との接続が可能となり、広域的な森林の総合利用の推進が図られてございます。

事業の概要ですが、県営林道前沢線の事業量として、28年度では延長260m（法面緑化560m）、事業費1億円で市負担金25%の2,500万円となっております。

また、林業専用道北田山田ヶ沢線につきましては、事業量として、延長500m、事業費2,400万円で市負担金が6分の1の400万円となっております。

次に、水産関係予算ですが、5－18ページをご覧ください。

3項 水産業費、1目 水産業振興費、12事業 鮭資源等確保活用事業費は、当初予算額1,523万1千円で、27年度に比べ、122万5千円の増となっております。

財源内訳ですが、その他として、稚魚売り払い収入449万5千円、水産資源回復対策事業受託収入68万9千円を歳入予算として、残りの1,004万7千円を一般財源としてございます。

事業の目的及び目標ですが、歴史ある雄物川・玉川の鮭採捕事業及びふ化放流事業を通じて、鮭資源の増殖及び振興を図るとともに、鮭資源の保護・河川環境の整備、鮭遡上の保護活動に奇与するものでございます。

目標としましては、サケの放流数240万尾、サクラマス放流数8万尾を目指すものでございます。

これまでの実績と成果ですが、鮭資源の維持・確保に大きく寄与しており、27年度

には、鮭ふ化放流事業120年を迎えて記念事業を開催し、大仙市鮭ふ化放流事業を広く周知したところでございます。

事業の概要ですが、鮭資源等確保活用事業として、内訳は、ふ化放流業務・採捕業務委託料、さけ・ます種苗放流改良調査事業、玉川河川除雪経費、秋田県さけ・ます増殖協議会買い上げ事業負担金、その他経費、さけ・ます種苗放流改良調査事業稚魚買い上げ負担金となっております。

以上、農林振興課所管の平成28年度予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了しました。

これより質疑を行う前に、5分ほど休憩しましょう。暫時休憩いたします。

午後 2時 8分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○委員長（後藤 健） それでは、審査を再開いたします。

さきほど、農業振興課所管分について説明を受けました。質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 5-2の担い手支援事業で、前にも1回言ったごどあるんだけど、認定農業者の、認定農業者って経営改善計画出すごどだすよな。認定農業者の経営改善計画の達成度というか、達成したのか、達成していないのか、どごが達成していないのか、そういったやぶのチェックどがって、5年に1回しかやっていないことだがや。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 1回目につきましては、今の国の経営システムということであるんですけども、3年目に経営診断ということを出しています。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 事業として、やることなので、農家のためにも、それから行政の担当している人方の立場がらも、やってる事業ど評価、ここさもPDCA書いてらども、そういうの使わねとCならねべったな。改善計画書を達成した人が、例えば100人の認定農業者の内なんぼいだどが、いねどせば何が悪いのか、せばそれさ次は何を支援せば100%なるのがという、そういうものの全ての根拠なるような気がするんだよな。なんか、一般質問で言ったような気がするども、そのことはきちんとやった方がいいと思う

んだな。本当だば、1年目、2年目ってやるべきだど思うども、人数いっぺだが大変だというども、そもそもせば目的はなによという話になるわけよな。だからやっぱり、支援事業の中で、認定することが目的でなくて、達成させることが目的だど思うんだな。その人によって、いろんた達成目標あるはずだがら、必ずしも売上ばかりでねえはずだがらな。絶対それをやるべきだど思うな。それを前提にやっぱり、次の政策、こういう大豆どが、いろんた政策あるども、その人方の方、もっとメインだべった。まず、みでれば。せば、その人方さの支援、本当にあだってらのがというごどの確認にもなるど思うがら、ぜひそれをやって、これからの農業のためにぜひそれやった方がいいど思うもんだがら、真剣にやる方向で検討した方がいいど思う。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 指導センターの書類も含めまして、この後、そのように検討してまいりたいと思います。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 農家のためにも、行政の評価するためにも、非常に農政にとっては一番良い手口だというが、そういうことだど思うがら、是非やってお互いのために、やりっぱなしだつたらまずいと思うんだな。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） いずれこの後、制度等もございますので、検討していききたいと思います。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 5-6の秋の稔りフェア、今までこの駐車場、ここからも見えるっしけど、その建物、あと武道館を使ってやってきたんですけど、今回場所を移動することによって、なんとなく今までよりも場所が狭くなるんじゃないかなって、イメージ的にあるんですけど、その辺はなんとだっすか。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） ヒカリオ周辺には展示、それからテントを建てまして展示コーナー等、あと中通の道路沿いありますよね、花火通り、あそこに軽トラ市ということで、今まで役所の東駐車場で直売していた方たちを花火通りの道路に軽トラ市ということで、おそらく二、三百mくらいなると思いますけれども、そこに配置しまして、全体的には、広さはおそらく若干少ないと思いますけど、あと周辺の建物の方にテントで

出来ない展示等につきましては、建物を利用していくという計画でございます。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 場所は出来るのであればどこでもいいと思うんだけど、要はなんで場所を変更したのか。今までここで出来てたんだけど、なんとなくだけど、今建てた建物の利用率を上げなきゃならないというのが根拠にあるような感じも受けてんですけど、別にそれ駄目だという訳じゃなくて、このシャトルバス運行を検討ということは、今までその駐車場に停めて歩いてここに来ていたわけですけど、あっちに移ることによって、今までそうすればここにどれくらいの車が停まっていたがどが、その辺は、路上にもかなり出てたので、把握してないといえは把握してないのかもしれないんですけど、あっちに会場移したことによって、近くに立体も出来たから大丈夫だということなのかもしれないけど、その辺はどのように考えているのか。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 27年度までは駐車場、主に魁の後ろの駐車場、それから小学校の周辺、あと路上にはあんまり最近では停めてませんが、いずれ近くの駐車場に停めながら来客するというところでございまして、いろいろなところに停めて来ているのが現状でございます。28年度では、駐車場スペースとしまして、立体駐車場も利用させていただくことと、河川敷の公園でございますけれども、そこをお借りして、そこについても駐車場スペースとして考えてございます。いずれそこは石川さんと所有地の方ですけども、舗装はしてませんが、そこら辺も駐車場スペースとしてお願いしていきたいと。ただ、場所が移動したことによって、どれくらいの集客ができるかということも予想つかないので、それにシャトルバス、例えば市民会館の駐車場とか、停めてくる場合もございまして、プールのあそこに停めてくるお客さんもいると思いますので、そういうお客さんに対しては、シャトルバスで対応していきたいということでございます。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 今までよりも増えるだろうという想定でやってるということですか。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 増えることを期待して、そういう体制で望みたいと思います。

- 委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。
- 副委員長（秩父博樹） 要は場所替えるということは、そっちにした方がいいってことが前提にあると思うので、例えば簡単に言えば、何が良くなると思ってそっちに今変更するのか。あとそれに加えて、例えば悪くなるんじゃないかなという何かも想定されてるかもしれないですけど、その辺何が今までよりもそっちに替えることによって良くなるって想定されているのか。
- 委員長（後藤 健） はい、田中課長。
- 農林振興課長（田中盛耕） 先ほども申しましたけれども、大曲商店街の皆様といろいろ連携しながら開催していくということでございまして、大曲ヒカリオ周辺のにぎわいの創出、それから商店街のにぎわいの創出ですか、そういうことを踏まえまして、開催場所を変更したところでございます。
- 委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） おへでもらいでございども、4つだども、さきた金谷議員言ったけれども、これのいじで、ちょっとおがしんた聞き方すども、集落営農組織とか、法人さかだつて、俺ちょっと聞いただども、脱退する人いだ、辞めだ人いるだだだつていうっけども、そんな話は聞いてねっしか。
- 委員長（後藤 健） はい、田中課長。
- 農林振興課長（田中盛耕） 私は直接は聞いてございません。
- 委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） それから資料のNo.3の89ページの有害駆除の対策事業、250万、この内容って、俺カラスは有害さ入るが入らねが分がんねっしども。
- 委員長（後藤 健） はい、田中課長。
- 農林振興課長（田中盛耕） カラスとか、ウソどが、よく桜に付くウソどが、あと市民の方から要望されるのは、当然クマとか、有害鳥獣。その駆除に関する経費でございまして、今大仙市では、被害対策防止計画という計画を作ってございまして、国からの補助を得て実施する事業でございまして、それに対して実施体という組織、設立。例えば、どこかにクマ出た時、その組織を組んで、そういう駆除に向った場合は当然日当も出ますし、そういう事業が今国からの補助事業として認められているところでございまして。
- 4番（佐藤隆盛） 大体分がるども、カラス、カラスをなんと、これさ入るが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） カラスも入っています。

○4番（佐藤隆盛） 入ってるっしか。あ、んだが。それだけでいいし。

あど、82ページ、6-1-3目の地域農産物消費活動事業費、これ地域ブランドのごどだもんだが。この予算減ってらでも、教えでもらえねっしべが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） この地域農産物消費活動事業費というのは、各地域にある直売所の支援等でございます。

○委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） それさちょっと関連して、今も地域ブランド、例えば仙北ではハトムギだどが、西仙ではジュンサイだどがの予算項目はこれさ載ってらっしか。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 28年度からは、ちょっとすいません。

○4番（佐藤隆盛） なに言いでがっていえば、せっかく地域ブランドっていうもので、何年か前に予算持って、俺もみだんだけれども、見つけねんだがもしれねども、どうなってらべがなということ、なんでねぐなったべがなということだども。もしねぐなったらなんでだど。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 27年度までは、未来へ残せ地域特産野菜等応援事業費ということで計上してございましたけれども、28年度につきましては、この18事業畑作園芸振興事業費の方に含まれてございます。目的が保存ということで、28年度からは保存していくということで、保存に対して支援していくということで、予算を計上してございます。まったく無くなったわけではございません。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） あの、大上段に構えるがら、多分返答せねど思うんだっしども、担い手支援でも、なんでもいいんだけれども、これもしかせば、第3次大仙市農業振興計画の表題みたいな感じになるものかもしれませんけれども、大仙市の農業を将来どういう姿にもっていくがということは、大仙市役所としてあるもんだが。例えば、要するに、今までは米でずっと来てらった。それでまま食いにいがった、農家は。だけれどもこれからは米だけではまま食べねと、せばそのために米プラスアルファでいぐというの

はわがるんだけれども、要するにそれだったって、地域ごとにすごい差があると思うんで、そういった面で、例えば大仙市の、地域ごどもいいんだけれども、将来像、農業の将来、どういうかたちにしていくんだ。そういうのがなければ、この担い手支援どが、これからやる事業というのが、これがあるからこういう事業やっていくんだよということになっていくと思うんだっしよな。こういう一つの大目標があって、大仙市はこういう農業のスタイルさ向かっていくんだよというのがなければ、こういう様々な施策ぶっても、これがねばいつまで経っても、なんだ政策ぶっても上手ぐいがねんた感じするんだっしよ。それで、大仙市の農業が、スタイルっていうが、将来像っていうが、どういう姿に持っていきたいっていう、大仙市としての考え方あるもんだげ。

○委員長（後藤 健） はい、今野部長。

○農林商工部長（今野功成） お答えいたします。

まずこの後、5年ごとの農業振興計画というのは、これは作成して今年度で一区切りしましたので、28年度から5年間、5年間が長いのか短いのか、余り長い期間ではないと思いますが、その間に向けての考え方は記載しております。武田委員おっしゃるように、基本は水稻から園芸の方向に持っていくというのは、これはJA秋田おぼこもその方向ですけれども、基本はその方向だと思います。あと、平場地域と中山間地域の分けて考えないといけないということがまずありまして、今その平場の方は大分1ヘクタール区画、ほ場整備、それから暗渠排水等も整備してきましたので、そこを水稻、これゼロにはならないので、水稻と今進めているのは大豆栽培です。ただ農家によっては、大豆で行く方とどうしてもやっぱり米で転作を処理したいという方は、今年は飼料用米増えるかもしれません。一時期やっぱり加工用米が大分増えましたので、そういう一つのスタイルになると思います。あと、中山間地域においては、どうしても単に水稻だけでは今後勝ち目がないので、今やっぱり園芸の方に相当シフトさせるような、向かせているつもりです。今年度であれば、ブドウに向う人がいたり、それから農協の方でも西部で園芸のブロックを作って、地域にあわせた園芸振興をやろうということで、この前西部の4カ町村で園芸の協議会作りしました。これは東部、北部と土地条件違うので、それにあった取り組みをしようということで良い取り組みだと思ってます。今後、中央ということで大曲と仙北地域を一つにしたもの、それから東部ということで中仙と太田を一つにしたもの。それぞれで園芸の取組み違いますので、そういう取組み方をしていって、それからある程度の量を出さないと市場に相手されないと思いますので、品質プラ

ス量ということで、私はそれなりに良い取組みだなと思ってます。ですから、園芸に向うことは一つですけれども、そういう地域の特性を活かした地域単位の取組み、もちろん作目も変わってくるかもしれませんが、そういう取組みは進めていきたいと思います。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 要するに、今部長も言ったったっしども、例えば西部地区、東部地区、中央地区、こういう流れが、流れというよりも地域性が、その中で大仙市として、例えば西部地区については、例えば米とかそういうのが食味が良いのだが、だがら米6割やって、残りは園芸でというような農業スタイルにして、農家が採算採れるような農業経営やらへるのだが、例えば東部はすごい条件的にも良いごどだべし、そういうところに対しては、水稻3割、あどは園芸でいげる地域だど思うので、そういうパターン、そういうなにがかにがそういう将来の大仙市、例えば10年経って農業やってる人方の姿を想像した時にどういうスタイルになってるがということが、一つねば、この担い手の人方もなかなか農業さ向かう気にならねんでねがという、将来は大仙市というのは、農業というのはこういうスタイルでいぐんだよ。例えば西部はこういうスタイルでいぐんだよ。東部はこういうスタイルでいぐんだよ。そういう一つの方向性というが、ルールっていうが、そういうものがなければ、俺は担い手支援どがいろいろ策ぶっても、目標っていうが、こういう方向さ向かうんだよという、それがねば、なかなか担い手も現れでこねんでねがというふうに思うんで、まずそういう、これ農業振興計画の中さ、そういうものも謳ってもらいたいし、それに基づいて、担い手どが、例えばいろんな施策が、農業の施策というのが、俺地域別でもいいがら出てくるべきでねがなというふうに思うんだっしよ。これ大仙市一律の施策というのは、今言ったように、西部は西部、東部は東部、中央は中央のそれなりの地域性なり、従来昔から営んできた農業というのがあるもんだがら、国さも言いでんだけれども、大仙市の中で出来るんだどすれば、それなりの地域に応じたやり方を工夫していくべきでねが。これから特に、今までは米さ胡坐かいでればまま食いにいがったけれども、そういう一つのスタイルというが、それをやっぱり各地域さ打ち上げていって農業を振興していくという、そういうパターンにした方がおれはいいでないかなと、大仙市の施策が出てくる、同じものがあるかもしれねども、地域によっていろんな施策の仕方が違ってくるというような方向さ向かっていげば、俺もっと担い手の人方だって、もっとせばこういう方向さいぐんだな、せばこれとこれ組み合わせでこれやってみようかなというパターンのものが出てくる可能性もあるし、

ただこうなんでもこういぐっていうパターンでなくて、だからまず今、例えば米プラス大豆という、それが大仙市、市長もよぐ大豆だどってしゃべるけれども、実際的に大豆やれる地域というのは限られて、大豆できねどごもあるわけっしよな。せば、そういうところに対して何やらへるがと、米プラスアルファで、もしかすれば米、それこそか良い米ばり作って、おめがた米でままけというような地域ももしかすれば出てくる可能性もあるし、そういうことをある程度、将来、例えば今それこそか職員の人も2年も3年もっていえばいねくなるんだけども、やっぱり10年後どがっていう姿を描がねば、なかなかこの農業振興というのは出来ねでな。いきあたりばったりの施策でいぐんだば簡単だけれども、ただその時にあどジタジタと行き止まりになってしまうような感じするもんだがら、非常に俺の言ってるごどって、大上段の農業に対する考え方なんだけれども、それがなければ中々難しいんでねがという感じがするんで、これ答弁いらねっし。だがらそういうものも一つ農業振興計画なり、大仙市の将来像を、農業将来像を決めていく上で、一つやってみだ方いぐねがべが。

○委員長（後藤 健） ほかに。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 青年就農給付金事業費について、ちょっと聞いた話なんだけど、経営していで、ある一定の所得ができれば、この給付金が9割どが6割どがという話聞いたんだども、そういうふうになってる制度だか。

○委員長（後藤 健） 暫時休憩いたします。

午後 2時44分 休 憩

.....
午後 2時47分 再 開

○委員長（後藤 健） それでは、審査を再開いたします。

答弁を求めます。田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 給付金の停止でございますが、平成27年度以前から給付を受けている方につきましては、前年度総所得が250万以上あった場合は給付が停止となります。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 総所得。所得な。国の制度だがら、しょうがねと言えはしょうがねんだども、農業の一番の弱いところって資本金がねえごどだど思うんだな。だがらスタートするこの若い人方にも、250万、ずっと250万の所得あった、どうせ5年過

ぎればねぐなる補助金だがら、なんかの機会あったらそういうことでストップさせておがねば次の経営さ響くという話になるわけよな。所得制限するということは、もらってる人、せば、例えば200万プラプラだったら、もう出さねと、要は働かないというような逆の作用もしないわけではないというが、本当本末転倒だよな。頑張って指定管理して経営いぐせば、次の指定管理料下げるとがっていう話せば、誰もうんって言わねべ。やっぱりインセンティブの出し方というのはあると思うんだな。機会があったらぜひ、私も機会があればそのこと言うんだども、5年間だもんな。期限が明確になってら補助金だがら、なんかそういうことで制限するというのは非常に、一生懸命稼いで、その分ストップだと考えれば、なんかちょっと変だなと思って、ちょっと確認だった。やっぱりそうなってるんだ。でも、所得の250万な。よっぽどいがねばだな。わかりました。

それからですね、夢プランのことなんですけれども、夢プランって結構隣接町村でもやってるんだっしよな。その時に、例えば美郷だばこうだ、仙北ではこうだという話聞いたわけ。大仙が高いやづは良いんだども、大仙が低ぐがったりするどぎもまれにありそうなんだよな。確かによ、財政の問題だといえ、確かにそうなんだけど、やってる人がらしてみれば、隣で出せるのに、なんで大仙で出せねべという話来たりするわけよ。別に隣と連携せっていうわけでねども、あまり割合の低い補助の出し方というのは、がんばって出すように、農業さ力入れるって言ってるんだがら、そこのところをおが遜色のねえようにしてほしいと思うんだども。現実にそういうケースっていっぱいあるが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 実は、平成28年度から補助率の変更ということで、してございます。この事業説明書にも書いてございますけれども、同じ事業、未来にアタック農業プランから農業経営発展加速化支援事業ということで、6項目の支援事業ございますけれども、県が12分の6の補助事業につきましては、昨年度までは12分の1から12分の3までを補助してきましたけれども、市の一般的な補助の体制としまして2分の1が上限だということで、それに合わせた感じで、ただし元気賞の受賞者だけにつきましては、地域のリーダーシップとか、担い手として活躍しているということで、その方につきましては、12分の1の嵩上げをしているということで、28年度からそのような体制になっております。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） ということは、隣接よりは落ちだの。下がるという話になるのが

な。県の方では変わらねべった。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 県の補助は変わりございません。

○14番（金谷道男） それぞれの市町村によっては、大仙が下がってる場合もあるがもしれねっていうごど。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） この事業種目によっては、下がってる。12分の6につきましてですね。12分の4の補助につきましては、今までどおりと同じということでございます。

○14番（金谷道男） なんかせっかく農業で頑張ろうって言うてるどきに、この夢プランって結構使ってやってるし、これあるがら園芸が伸びでるといのは、園芸の販売見れば結構数字さ表れてるんだな。こういう施策といのはやっぱり、がんばってやっぱりよ、執るべきだと思ふんだども、予算書さ来て、今これ直せって言ったって、これ直らね話だがもしれねども、いずれそういう話まどくと思ふんだな。実際動きだせば。その時改めてまだ、どごがの場所と言わせてもらがもしれねんて、とりあえず今日ここでしゃべったってしょうがね話だと思ふので、ただやっぱり口で言うてるごどはやらねば駄目だと思ふんだな。市としても。まずそういうことです。

それから、ファーマーズマーケットの話あつたども、これってあれだが、国の内示どが、内々定どが、補助金の見込み。なんで俺それ聞ぐがっていえば、前回議決したあとで、いや実はんでねがつたんだとい話になつたケースがあつたもんだがら、もしんだどすれば、決まつた時にあげればいね、どうせトンネルだとすればとい話した経緯もあるもんだがら、今回はそこのところ確認してらんだが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 国については、計画書は提出してございます。ただ、内定につきましてはまだ確定はしてございませんけれども。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） せば、まだ前回みたいな話がないとは言えないとい予算だが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 今の状況をお話しますと、国からの方は補助対象は確実にできるとは、辞めませんけれども、補助対象に向けて頑張っていくといことは聞いて

ございます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 県ではなんて言ってるの。県通さねば通らねべった、まず。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 県と連携して、予算を組んでございます。

○14番（金谷道男） 県の方では、例えばほら、しつこいようだども、前回なんだが、議決した予算がそもそも執行できねがったというごどに結果的にはなってしまったごどなので、我々もやっぱり責任あるなという考えが当然あるごどなので、かなりの精度高い、国の予算通ってねえがら、それだば当然通知もなんも出さいねがもしれねども、せば約束ごどってねえごどだおんな。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 新年度になれば、事業採択の通知が来ると思いますけれども、今段階では内々示まで出ませんけれども、国からの情報では、先ほど申しましたけれども、補助採択にならないとは、国の方では言ってございませぬ。ただ、補助率につきましては、もしかすれば若干下がるとか、そういうふうには聞いてます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 確認だけさせてもらったんです。

最後、ちょっと戻って、産地づくりで、減ってる理由ってなんだ。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 土づくり支援事業費ということで、ほ場整備後の地力増進作物を作付した場合に交付する、1万円の交付の内容でございませぬけれども、27年度が185.7ha地力増進、ほ場整備後だっしな。その面積でございませぬけれども、28年度の予定としては、76haほどとなつてございまして、面積の減によることで予算が少なくなつてるといふことでございませぬ。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） これ見れば、26年度採択以降助成金なしといふことは、27年度採択のところからは、ほ場整備絡みで地力増進やっても、このお金は出ねつていふことだが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 地力増進につきましては、市単独の、これ1万円といふの

は市単独の補助金でございまして、ほ場整備後の地力増進した場合には、国からの産地交付金ということで2万円はそのままございます。その2万円に市単独の1万円というのが、25年度までの補助、採択の箇所につきまして1万円を嵩上げするというところでございます。

- 14番（金谷道男） そうすれば、それ以降のほ場整備やったところの地力増進さは、付けでねんだ。理由はなによ。
- 委員長（後藤 健） はい、田中課長。
- 農林振興課長（田中盛耕） 26年度以降の事業採択の箇所には1万円上乘せは無いということです。理由としては、財政的なこともあるんですけども、補助の見直しということで、その当時、26年度からということでございます。
- 委員長（後藤 健） はい、今野部長。
- 農林商工部長（今野功成） おっしゃる通り、25年採択までは3万円、26年度以降採択は2万円ということで、今25年採択のものがまだ面工事やってるので、残ってきてることです。そのなぜ減額したかということですが、確かに一番なのは、財政問題を含めた見直しですけども、他の他市他町の状況も調べまして、一番多くても1万5千円程度、美郷、仙北市辺り、1万5千円から1万円程度でございました。当時の調べで。多分、3万円を超えるというのは県内でも多分当市ぐらいだったと思います。これ合併当初の擦り合わせで出てきたと認識してましたが、それで、当時一番高いところに合わせたはずです。10アール3万円、田んぼ休んだ分で実入りがないので、ほ場整備やってる方面にとっては非常にありがたい収入になるということは良く分かりますが、他の方を見ながら、一番高いところばかりでもっていくごどがということで、まず2万円までは引き下げさせていただいたんですが、ただ途中でやってる人の分については、これは同じ地区ではほ場整備をやらなきゃならないので、地区単位で、他のほ場整備の面積も大分まだあることもあって、そういう引下げ等補助金の見直しをしました。
- 14番（金谷道男） これから、面積の残ってる地域もあるごどだがら、こうゆう有利だったどが、不利なってるという話、必ず聞こえてきて出てくるがら。
- 農林商工部長（今野功成） 確かにおっしゃるとおり、ただあの、26年以降採択の方、ほ場整備については、この事情も事前にお知らせしてる上で取り組んでいるところでして、確かに不満はお持ちになるかもしれません。この部分はまず承知していただいております。

- 委員長（後藤 健） 金谷委員。
- 14番（金谷道男） 誘導策はあればあるほど良いので、まず分かりました。
- 委員長（後藤 健） 佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） 企画産業さ、ここさしばらくぶりに来て、項目いろいろ見て、わがらね分で、皆さんはわがってるがもしれねども、そういう意味で、確認の意味どが、教えてもらう意味で質問しますけれども、まずこのNo.3の83ページの6款1項3目47事業、この人・農地問題解決加速化支援事業、この中身、俺ちょっとわがらねごと、一つど。それがら、百万円なんぼ減額なったど、なってるようだったども、その理由ど、まず教えてもらいでと思います。
- 委員長（後藤 健） はい、田中課長。
- 農林振興課長（田中盛耕） 人・農地問題解決加速化支援事業につきましては、一つ目が、人・農地プラン見直し支援事業ということで、人・農地プランの見直し、その作成、更新に対する経費でございます。それから、二つ目が、農業経営の法人化等支援事業ということで、180万円ほど見込んでございますけれども、これにつきましては、集落営農及び複合経営の法人化、法人同士の統合等による新たな法人の立上げといった農業経営の法人化に必要となる定款作成や、司法書士等専門家に要する経費などを支援するというので、この事業には限度額40万円ということでございます。それで、28年度では、集落型農業法人設立にかかわる経費40万円と4法人、それから集落営農組織の設立にかかわる経費20万円、1組織、合わせて180万円を計上してございます。ですから、先ほど申しました人・農地プランの見直しの支援事業と今の法人化の支援事業をあわせて202万ほど、28年度は202万というふうになってございます。
- 委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。
- 4番（佐藤隆盛） それ書いだいじあれば、あとで渡してければいっし。それ知らねぐって、今こう聞いただけでは、ちょっと申し訳ねっしども、見せでもらえればいっし。
- それがら、先ほどカラスのごどいったがっていえば、この後商工もあるがもしれねども、すごく花火の方がしこた、すごく通ったど、これ市民がら除いてけれど、これ取った方がいいよど、あれって中々取れねもんだがらよ、それこそ花火の前の時にというようなことあったんだよ。それで、苦情というもの、カラスのことの苦情が、例えば必ず鉄砲でバガンとやって駆除するんでねぐ、ほかさも使うにいいがなどが、そういうことちょっとこう思って先ほどなんとだが聞いだいじだったがら、ちょっと付け加えて、

そういうごどだったし。

○委員長（後藤 健） ほかに。はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 大豆栽培モデル対策事業、その他もあるんだけど、これほとんど国、県の金を出しているというパターンで、それで、例えばさっきがらの話しでねけれども、大豆栽培を例えば大仙市として力を入れてやるんだよといった場合、市としてもじえんこ出して、もっと、その栽培農家さ嵩上げでざるような市独自、単独助成というやつあっても然るべきでねがと思うんだけど、他の事業でもいろいろあるんだけど、要するに、これさ力入れてやるんだよというやつに対して、国県から来たいじそのまま横流ししてやるだけで、市のじえんこってなんも使ってねがということだと思う。せばよ、市なば、大豆だどって力入れてる割に、なんもじえんこ使ってねど、市として、みんな国、県がらのじえんこばりただ横流ししてるだけだと、これでは当然市は財政的に楽だがもしれねけども、本当にやる気あるんだが、やる気ねんだが、さっきの金谷さんの話しでねけれども、そういうパターンになってくるんでねがなという感じするんだっしよな。だからやっぱり、思い切った事業やるじぎは、市もやっぱり身銭削って出すと、それでそれ軌道さ乗せで本当に産地化していくというようなパターンとれねもんだべが。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） 大豆栽培モデル対策事業費につきましては、27年度は全額市の単独ということで、一般財源で行ってございます。28年度につきましても、本来一般財源でございましたけれども、これにつきましては28年度は地域振興基金から繰入れということで、実際は市の単独事業ということで捉えていただければと思います。

○23番（武田 隆） 要するに、今年も、作業さかかろうとしている人方というのは、去年の補助事業なについていろいろ見てで、去年ど同じもの、同じ補助事業くるもんだべなということで、営農計画立ててると思うだっしよ。それが減らしたとなれば、それを補償するというか、やっぱり去年と同じ金額を補償するどが、それさプラスアルファして、もっと大仙市としては大豆をよげ植えるがらもうちょっとプラスして出すどがっていう、そういう生き甲斐を持った事業を計画組んでもらいでねなというごどだんし。

○委員長（後藤 健） はい、田中課長。

○農林振興課長（田中盛耕） まさにこの事業は大豆栽培モデル対策事業ということで、ご承知のとおり、品質、収量が多ければ、その分市も支援するという内容でございませ

て、27年度は先ほども申しましたけれども、我々の見込み以上大幅に収量、品質が向上したことにより補正をさせていただいたわけなんですけれども、28年度につきましては当然今4,637万6千円ということで計上されているわけなのでございますけれども、その年の天候に大きく左右されるということが第一の条件でございますので、実績がちょっと今の時点では、予算としては各年度の資料考慮しながら予算組んでいたわけなんですけれども、天候が大きく左右されると思いますので、支援としては今時点ではまず、即答はできませんけれども、ご意見として参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○委員長（後藤 健） はい、武田委員。

○23番（武田 隆） 天気どうのこうの、そういう意味じゃなくて、要するに大仙市として大豆に力入れるということを言ってるんだが、んだどすれば、大仙市としてもっとそれさじえんこ使うような方向でいけないかということなんだっしょ。まず、それをこれからの農林振興課のあれどして財源獲得、要するに11月から始まると思うんだけど、そなたじぎに市長でも副市長さでもこれねばなんも意味ねねがというようなパターンで財源獲得するような取組をしてもらいたいなということです。

それからもう1点、最後につきよ、さっき佐藤隆盛議員も言ったったども、これ図表にできねべがな。というごどは、担い手あるっしべ、担い手という一つの項目があるとす、担い手を確保しねばこれからの農業成りたたねよというひとつの項目あるどすれば、担い手に対していろんた補助金なり、例えば補助事業やらねば中々担い手育たねべへと、せばここさ補助事業とがというやつ来るはずなんだな。その他に、その横さこのためにこういう助成金あるよというやつあれば、例えば担い手という一つの大項目あるどすれば、担い手育成するためには大区画ほ場にしねばできね、要するにほ場事業が必要になってくるし、例えばなにがかにかのやるために勉強もさへねば出ぎねべしどがつて、なにがあるど思うっしおんな、これを、農林振興課の事業を図式化できねべがというごど思ったわけ、せば例えば前回佐々木部長の時に、補助金の全部一覧表ってわがりやすぐ出させたごどあるんだっしな。その補助金のやつど、今描いた図式化したやつの2枚持っていげば、誰もが農家さ説明できるおんな。担い手を育成するためには、これもよんだよ、これもよんだよという、そなたいじがあれば、その他にそれさ補助金のあれつけで、2枚にしていげば、例えば誰がに呼ばらいで農業の説明してけれど、大仙市の農業説明してけれと言われたどぎに、大仙市は担い手に対してこういうごどを考えて

いるど、だがらこういうやつき力を入れてるんだよと、補助金は次のページ見ればちゃんと補助事業についてはこういう補助金が出てるとがって、それを図式化すれば、さっき隆盛さんが言ったようなごどは、あまりにもこっちゃやったりしねくったって、でぎるんでねが。特に市役所のパソコンやれる貴方がたなば、こういうような図式化というようなやつ得意だっしべ。

○委員長（後藤 健） はい、今野部長。

○農林商工部長（今野功成） お答えいたします。

補助金の体系については、確かに作りまして、あれを今年度も補助金の入れ直しですか、修正はしますので、それは作ってお配りすることはできると思います。もうひとつその、担い手をはじめ、その一目で分かるフローチャートみたいな模式については、検討させていただきます。ただ、国県の制度をはじめ、中々様々複雑なものですから、いろいろな一枚ででぎるがということを含めて、ちょっと検討させて下さい。いずれ、去年は補助金の部分については、見づらいということでそれは直させてもらいましたけれども、今のこの部分についてはちょっと。

○23番（武田 隆） 要するに大仙市の農業の課題というやづ、それを解決するためには、それをせば今のこれでこういうやつをまとめればいい話だべ。

○委員長（後藤 健） はい、今野部長。

○農林商工部長（今野功成） どごらへんにポイントをおいで作るかによって大分違うと思いますが、例えば農家の規模別なり、個人・法人・集落営農別をもっていぐのが、そこらへん一番見やすいかもしれません。そこら辺に国の支援がどうあるのがというのを組立てしてみたいと思いますが、細かいところは農業振興計画等もありますので。

○23番（武田 隆） 農業振興計画を要は、例えば担い手の場合、担い手を育てていく場合は、やっぱり集積が必要だべし、集積が必要だっというごどは、基盤整備も必要だべし、こういうやつの図式化していげば、なるほど、おらほの部落もある程度集約していがねねなどが、そういった気持ちにさせるようなやつを検討してみてください。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

ここで5分ほど休憩いたします。再開は25分でお願いします。

午後 3時20分 休 憩

午後 3時24分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つぎに、商工観光課所管分について、当局の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」の内、商工観光課及び支所市民サービス課の商工観光に係る主な事業についての歳入予算・歳出予算について、ご説明申し上げます。

資料No.4 予算書の91ページから95ページが商工費となっておりますが、最初に「平成28年度当初予算概要 企画産業常任委員会 農林商工部」でご説明申し上げます。

ここでは簡単に概要等を説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

最初にNo.2 6款1項7目15事業 地域農業総合管理施設 1, 951万3千円につきましては、道の駅中仙の指定管理料、管理業務委託料のほか、厨房備品購入30万8千円であります。

次の11ページをお願いいたします。

No.23 7款1項4目12事業 大仙市観光情報センター管理運営費2, 948万円につきましては、大曲駅にある観光情報センターの施設管理委託料1,563万8千円、光熱水費650万円、修繕料70万4千円のほか、JRへの土地賃借料であります。

次の12ページをお願いいたします。

No.35 7款1項4目29事業 まほろば唐松管理費724万6千円につきましては、指定管理料、展示物借用謝礼のほか、一部トイレを洋式化するものと浄化槽の修繕とで122万9千円であります。

次の13ページをお願いいたします。

一番下のNo.50 7款1項4目69事業 フィルムコミッション推進事業費ですが、廃事業となっております。この事業は、大仙市観光物産協会と同じような業務を実施していることと、ホームページも一緒に纏めて協会に運営していただいたほうが効率的であるとの意見から、協会が引き継ぐことといたしました。

以上で予算概要の説明を終わらせていただき、平成28年度当初予算（案）主な事業説明書 農林商工部で説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

最初に5-19ページをお願いします。

7款1項2目12事業「中心市街地賑わい創出事業費」791万3千円につきましては、中心市街地の賑わい創出並びに商店街の活性化と商業振興をはかるため、各団体との協働による活性化に向けた取り組みや、昨年オープンした大曲ヒカリオ広場を活用し、イベント等を開催するものであります。

今後の方向性と28年度事業の概要欄に記載しておりますが、中心市街地賑わい創出事業費397万2千円については、中心市街地賑わい創出施設「花火庵」に、大曲の花火を紹介するスペースや市民団体の活動スペースを設置し、賑わいの創出と商業振興を図るものであります。

次の大曲ヒカリオ広場管理業務委託費17万1千円は、イベント受付や利用管理など、広場の管理業務を株式会社TMOに委託するものであります。

次の大曲ヒカリオイベント広場を活用したイベント開催事業費377万円は、駅前、中心市街地の活性化や賑わい創出に係わる広場を活用したイベントを開催するものであります。広場を活用するイベントは、祭り、食、芸などを披露する内容となっております。

また、この広場利用については、大曲地域のみならず各地域からも利用していただくよう周知等にも努めて参りたいと考えております。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-20ページをお願いします。

同じく18事業「特産品流通化事業費」147万7千円につきましては、大仙市の特産物の販路拡大を図り、地域経済の活性化、知名度向上を促進するものであります。

今後の方向性と28年度事業の概要についての、(1)大仙市特産品開発コンクール委託費であります。大仙市観光物産協会が委託を受け、市内に事業所を有する企業・組合・各種団体等や個人を対象にコンクールを実施、その入賞者には首都圏でのイベントの活動経費を支援することとしており、その委託費が35万円であります。

(2)の特産品PRは、座間市民ふるさとまつり及び大凧まつりをはじめ、宮古市産業祭り等で物産展を行う旅費101万9千円が主な内容となっております。

(3)の宮古産業祭りオープニング時に昼花火を打ち上げる経費は、宮古市との交流促進の一環であり、花火を打ち上げる経費10万8千円となっております。

(4)は、平成24年度からB1グランプリ出場者に対する交通費及び宿泊費補助を行ってりましたが、平成28年度において廃止したものであります。

財源については、全額その他欄、地域振興基金繰入金となっております。

次に、5-22ページをお願いします。

同じく28事業「中心市街地商業活性化対策推進事業費」200万円につきましては、大仙市中心市街地活性化基本計画に基づき、商業活性化事業を推進するため、市が事業者等に対し支援するものであり、だいせん「花火」と「食」のおもてなし事業で、花火ウィーク事業に補助するものであります。

なお、昨年まで実施していた、まちなか交流施設に係る駐車場の確保については、南街区の立体駐車場が完成したことに伴い廃止をしております。

財源については、全額その他欄、地域振興基金繰入金となっております。

次に、5-23ページをお願いします。

同じく29事業「買い物空白域解消対策事業費」120万円につきましては、昨年から実施しております南外地域外小友地区の買い物弱者の解消のため、移動販売車を運行委託する事業であります。

今後の方向性と平成28年度事業の概要に記載のとおり、実施期間は、28年4月から翌年の3月末までの1年間であり、実施場所は南外地域外小友地区の木曜日・土曜日の週2回の運行となっております。

委託料の内容は、人件費分のほか、燃料費と移動販売車の損料等が積算されております。

この事業は、利用者からは好評を得ており、今後とも利用者の買い物傾向を見ながら、事業内容の検討を重ね、事業を展開することとしております。

また、この事業においては、他の地域からも要望があれば、検討していくこととしております。

財源については、全額、買い物空白域解消事業債を充当しております。

次に、5-25ページをお願いします。

同じく33事業「国際花火シンポジウム関連事業費」5,000万円につきましては、平成29年4月に本市で開催する第16回国際花火シンポジウムを通じて、日本の花火文化と技術力を発信し、地域の観光に繋げるものであります。また、シンポジウム開催に向けた市全体の意識醸成を図るため、今年4月にフォーラムと基調講演、「世界の花火と日本の花火」を打ち上げる経費のほか、PR活動費、語学力向上や市内で開催している花火大会の内、集客力のある花火大会に支援をするものであります。

詳細についてご説明申し上げます。

(1) 国際花火シンポジウム、プレイベントの開催であります。フォーラム関係経費に184万4千円、「世界の花火と日本の花火」の打ち上げ経費に対する負担金1,900万円、合計2,088万4千円であります。また、どちらも地元の国際花火シンポジウム実行委員会が主体となり実施するものであります。フォーラムは、市が主体的に実施し、花火の打ち上げは、大曲商工会議所が主体となり、商工会、市がバックアップするような運営をイメージしております。なお、花火の打ち上げに係る経費総額は、約3,700万円規模になると伺っております。

(2) 国際花火シンポジウム実行委員会事務局への負担金であります。現在、市の職員3名、会議所の職員2名で事務をとっております。その職員の旅費、事務機器賃借料、電話代、消耗品等となっており、総額178万4千円あります。3団体で按分方式をとり、市が総額の10分の4、71万3千円の負担となっております。

(3) 語学研修の実施であります。外国人観光客へのガイドやホテル、商店等を対象とした英語研修であります。内容は5講座で4箇所を予定し、100万円となっております。

(4) 国内外の旅行会社に対するPR活動であります。国内・海外旅行エージェントへの商談、PR活動旅費240万3千円、招聘旅費200万円、他言語版ガイドブック470万円、観光PR映像及びホームページ他言語版作成委託経費280万円、合計1,190万3千円あります。

(5) 花火大会支援については、協和七夕花火、神岡南外花火大会、新作花火コレクションに各250万円の補助、大曲の花火 秋の章に800万円の補助で合計1,550万円、合計5,000万円の事業費となっております。

この事業につきましては、県から紹介があり、シンポジウムの誘致並びに花火が文化芸術に位置づけされていることから、文化庁の芸術文化振興費補助金を申請したところであり、また、国が4分の2、県が4分の1限度額1,000万円、市が4分の1の組み立てとなっております。市の予算計上時に、文化庁へ申請が殺到しているとの情報から、採択のハードルが高いとの情報もいただいております。

なお、不採択の場合は、国庫支出金で計上した額1,750万円を控除した額で事業を実施していくこととしております。

この事業説明書の一番下に「参考」として、第16回国際花火シンポジウム開催経費

について、積算中と記載しておりますが、5月に国際花火シンポジウム協会から公式視察団が会場視察や運営協議を行い、それによって地元実行委員会が実施すべき事業や経費、市が実施すべき事業や経費が協議されることから、場合によっては、平成28年度の補正予算の計上も視野に入れているところであります

次に、5-26ページをお願いします。

同じく62・63・68事業「中小企業振興融資あっせん制度保証料・融資利子補給金」9,548万4千円につきましては、市の融資制度に係る保証料の全額を秋田県信用保証協会に対して補給するものと、融資利子の一部補給により、市内中小企業者等の金利負担の軽減を図り、経営安定及び発展振興に資することを目的に実施しております。

3のチェック欄に記載しておりますが、平成21年1月にはリーマンショックにより、緊急経済対策として、融資限度額を1,500万円から一気に3,000万円に引き上げ、現在まで運用され、高水準の保証料補給金の負担の状況が続いており、融資限度額の引き下げの時期と方法が課題となっております。現在の景気動向や2,500万円から3,000万円までの融資を受ける利用者が全体に占める割合の7%と低いことから、融資限度額を2,500万円にするものであります。

今後の方向性と平成28年度事業の概要欄をお願いします。

融資あっせん制度、マル仙2,500万円及び小口1,250万円とも保証料を全額補給しております。

設備資金融資利子補給金ですが、設備は通常1.1%、特例が1.3%の補給率で、新事業展開や新商品開発の設備投資などが対象となります。また、緊急経営安定資金融資利子補給金は、平成26年度で終了しております。

次の表の予算に反映される部分を説明致します。2行目の保証料補給金額の見込みは6,474万5,220円と、あまり下がらない見通しとなっております。また、下から3段目の融資利子補給見込金額は3,073万7,401円、緊急経営安定資金の利子補給は26年度で終了していることから、下がる見込みとしておりますが、設備資金の利子補給は、補給額の拡大を図っており額は増となる見込みとしております。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-27ページをお願いします。

同じく64事業「商店街環境整備事業費補助金」118万6千円につきましては、今後の方向性と28年度事業の概要に記載しておりますが、(2)の①の電気料補助金は、

15団体、315基、92万6千円を予定しております。②は、照明設備の更新であります。近年LED化が進み、現在は要望等がないことから、積算しておりません。③は修繕で、10基、20万円を予定しております。④の撤去費は、1団体12基、6万円です。地域は大曲地区、栄町で撤去後は防犯灯を利用することとしております。財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-28ページをお願いします。

同じく67事業「新規開店等応援事業費」315万円につきましては、商店等の新規開店に対する支援を通じ、商店街等の空き店舗・空き地を解消し、地域の生活者の利便性を高めながら、併せて賑わい創出を図るものであります。

また、この制度については、平成26年度から要件を緩和し、対象区域の拡大を図っております。ただし、これまでの実績と成果の欄に記載しておりますが、社会資本整備総合計画の期間が終了となることから、中活地域も一律100万円の補助としたところであります。

今後の方向性と28年度事業の概要の(1)の対象区域は、市内各地域の指定街路となっております。

(2)の対象範囲は、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件に、定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、記載しております小売業からその他までの産業の店舗等を営む者としております。

②は、店舗概要を定めております。営業時間が概ね午前10時から午後6時まで、売り場面積が330平方メートル未満となっております。

③は、対象経費、空き店舗の賃借料、改装費、設備費、店舗新築費の創業のための経費となっております。

(3)の補助率及び上限額については、3分の1で指定している街路地域100万円となっております。

また、区域指定にあたっては、両商工団体の意見を踏まえ、指定したものであります。

(4)の助成実績等は、平成27年11月末現在4件となっておりますが、それ以降1件、追加となり5件となっております。

(5)の平成28年度補助申請見込みは、平成28年度申請者賃借料分2店舗15万円と新規3件分300万円で、合計315万円です。

財源についての、県支出金25万円は、街なか商業活性化市町村支援事業費補助金で

あり、残りがその他290万円、地域振興基金繰入金となっております。

次に、5-29ページをお願いします。

同じく70事業「がんばる商店等支援事業費補助金」280万円につきましては、各商店の魅力向上や購買力の底上げ、消費拡大を図るため、商店街並びに商店グループが実施するサービス提供事業及び商品券事業に対して、支援するものであります。また、この事業費にも社会資本整備総合計画により中活地域において、イベント開催等に伴う補助金の上限額を60万円と設定しておりましたが、計画の終了に伴い市内一律30万円としたところであります。

今後の方向性と28年度事業の概要（1）補助内容①イベント開催等に伴う事務的経費、サービス提供経費2分の1補助率で補助金限度額30万円であります。

（2）実績等欄①イベント事業のみ実施団体、28年度5団体150万円②のイベントと商品券事業を行う団体2団体130万円見込んでおり、合計280万円であります。財源については、全額その他、地域振興基金の繰入金となっております。

次に、5-30ページをお願いします。

同じく64事業「温泉入浴券発行支援事業費」191万2千円につきましては、市の温泉施設の利用者数の向上と、市民の健康維持及び交流の促進を図るため、温泉施設が共同で行う、温泉入浴券発行事業を支援するものであります。

今後の方向性と28年度事業の概要に記載しておりますが、今後、市が支援していくのは、秋に実施する事業としたところであります。現在この入浴券発行事業の実施期間は、年6.5ヶ月であり、施設側の負担増などが挙げられていることから、夏の発行事業は取りやめることとしております。

（3）支援率については、温泉入浴券1枚あたりの販売割引差額及びチケット印刷等の2分の1を限度としております。

財源内訳については、全額一般財源となっております。

次に、5-31ページをお願いします。

同じく66事業「大仙市首都圏PRイベント事業費」58万5千円につきましては、大仙市の特産品や観光PRのため、昨年に引き続き、大仙市の魅力を全国に発信し、知名度獲得を図ることを目的に実施するものであります。また、昨年まで実施していた東京有楽町でのイベントや大宮駅のイベントも予定しておりますが、できるだけ補助事業の活用を図りたく、3月補正、花火産業構想アクションプラン推進事業で取り組むこと

としており、66事業からは削除になっております。

今後の方向性と28年度事業の概要に記載しておりますとおり、世田谷ふるさと区民まつりに参加するための旅費、負担金等で58万5千円となっております。

財源については、全額その他、地域振興基金繰入金となっております。

次に、5-32ページをお願いします。

温泉管理費につきまして、本来各施設毎に事業番号が振られておりますが、温泉施設関係を纏めて説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

温泉施設関係予算8,735万1千円につきましては、今後の方向性と28年度事業の概要で、詳細を説明いたします。

嶽の湯温泉管理費778万8千円につきましては、温泉送水ポンプ交換修繕117万6千円、冷温水発生機取り替え工事638万6千円のほか、通常の保守点検であります。

ユメリアの1,852万4千円につきましては、指定管理料のほか、施設全体のコンピュータ設備を更新するもので、167万1千円であります。

さくら荘は、554万1千円、指定管理料となっております。

四季の湯関係は、689万円、協和地区の温泉管理費413万3千円、残りが四季の湯指定管理料275万7千円となっております。

南外ふるさと館管理費1,768万円につきましては、指定管理料のほか、玄関ホール冷暖房修繕と、ろ過ポンプ交換250万円、水中ポンプ購入53万8千円であります。

柵の湯は、123万4千円、土地の賃借料114万4千円、屋根修繕9万円となっております。

中里温泉管理費2,169万4千円につきましては、指定管理料のほか、暖房設備改修工事1,099万円、個室にエアコンの設置を予定しております。水位センサー117万9千円、温泉井戸に設置するものであります。

次の市所有温泉施設管理費800万円につきましては、平成28年度から予算に計上するものであります。昨年まで温泉管理費全体に小破等修繕に対する予算が無く、その都度予備費等で対応して参りましたが、ここに集約しながら対応していくものであります。

財源については、その他に温泉使用料576万6千円とありますが、協和地域の民間事業者からの温泉使用料571万2千円と行政財産使用料5万4千円、残りが一般財源となっております。

以上、商工観光課所管の歳入及び歳出予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 確認ですが、がんばる商店街の支援事業の補助金ですけども、現行の補助金の制度と補助額変わってませんよね。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 内容については変わってませんけども、中活のところは200万円から100万円になったりしておりますので、先ほど30万円と60万円の、地域の方は30万円で変わりないです。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 地域の商店街の支援って、これしかねんだっしよな。だから、もともと中心市街地だからと、なんか理解できねがったんだな。ほかの事業でも中心市街地ではいっぱい金入ってるのに、唯一これが。で、これプレミアム分10分の10になったんでねがったっけが。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 昨年は、プレミアム分を一応要項で、金谷委員の方からも要望があり、10分の10にしましたけれども、一旦はまた下げなければできないというところで、今回そういうふうにさせていただきました。

○14番（金谷道男） 私、非常にそれ疑問なんだな。市で何億どがってやるじぎは、全部そういうふうにしてやれるようにして、普段こうやって商店街が、がんばってる商店街やってるどきにそれ下げるっていうのは、市のその支援の仕方として本当私はいかかなものかと思うんだな。でっけぐやるどきは、事務費からなにがら全部やるんだな。逆でねがなと思うんだな。はっきりいって。やっぱり、これは10分の10に考えてもらいたいっしな。というごどは、これ結局消費者さいぐんだな、全部。でも、自分だ事務費やねねがら、事務費は自分だで出してるんだよ。そこも違うんだな。全体でやったどきど。これは地域の商店街うちの方だけでねえど思う。それぞれで使える唯一の補助事業だから、要項だべった。俺、絶対、要項だよ、考えてもらいたいと思うな。そのプレミアム分は、やっぱりみでほしいという。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 昨年は、要項改正する段階で、まず単年度という考え方で回答させていただきました。昨年はあのおりニコニコ商品券が、本来であれば皆さんの手元に渡るといふつもりが、多くの方が並んで買えなかったという反省も踏まえて、地域でやるこの事業に対して、10分の10というところで、まずとりあえずは10分の10でやらせていただきましたけれども、要望がありました金谷議員についての、これを持ち帰って検討させていただきたいと思います。できるできない含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 是非、出来る方向で考えて欲しいと思います。地方の疲弊は当然、商業さも及んでいることなので、俺自分で商業だから、わがってであえて言うんだっしども、別に太田に限った話でなくて、これがやっぱり一つの道具になっていって、それなりのお金が地元さ周るといふ話なので、やっぱり大仙市全体の部分をみていただいたときに、やっぱり支援の仕方というのはそれぞれによって違うと思うが、これは是非、多分あの他の協和どがもやってるので、その人がたも同じ考え方だど思うので、是非出来る方向で考えていただきたい。強く要望します。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

つぎに、企業対策課所管分についての当局の説明を求めます。小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」の内、当課に関わる事業について、新規事業及び歳出予算額300万円以上の事業を中心にご説明申し上げます。

歳入につきましては、各事業ごとにご説明致します。

それでは、始めに労政に関する主な事業予算について説明致します。

予算書の80ページ、A4ヨコの当初予算概要の14ページをご覧ください。

予算概要のNo.3、地域職業訓練センター費、予算額1,073万1千円、昨年と同額であります。特定財源として、土地貸付料397万円が充当されております。

事業の概要については、指定管理委託料760万円、駐車場除排雪委託料80万3千円、センター敷地及び駐車場敷地賃借料232万8千円であります。

今後の方向性として、平成4年の開館以来、平成28年1月末現在で71万人の利用があります。技能の向上と産業の振興が図られているものと思います。平成24年度から指定管理者制度に移行し、大曲仙北職業訓練協会に管理を委託しており、委託期間は27年度から31年度までの5年間となっております。

次に、No.4、資格取得応援事業費です。見直した内容をご説明致します。

資格取得応援事業費、予算額120万円、30万円の減であります。

特定財源として、地域振興基金繰入金120万円が充当されております。

内容については、27年度から行っている「若者求職者資格取得補助金」について、若者の求職支援と地元定着による地域産業の充実を図るため、対象者に「非正規雇用労働者」を追加、補助上限額を3万円から10万円へ増額し、対象資格に二種自動車免許、大型自動車等の運転免許資格を追加するなど、制度内容を拡充強化しております。

なお、予算は、職業訓練センターで行う在職者向けの予算との合算であり、求職者向けの申請状況を見ながら執行して参ります。

いずれ周知に努めて、若者の地元定着、就職支援を行い、雇用につなげて参りたいと考えております。

次に、予算概要のNo.7、シルバー人材センター補助金、予算額748万円、130万円の減であります。

大仙市シルバー人材センターの就業機会確保や就労訓練事業に対する補助金であり、センターからの要請に基づき、市も国の補助額相当を補助することとしております。

なお、国の補助基準額の内訳は、運営費558万1千円、高齢者活用・現役世代雇用のサポート事業189万9千円となっております。

シルバー人材センターは高年齢者の就労による社会参加や、生きがいを持った生活の促進に寄与しております。

また、市としてゼロ予算事業として行っている地域窓口業務については、各支所と企業対策課における、業務依頼仮受付及び会員の就業報告書の取り次ぎ業務など、引き続き協力してまいります。

次に、予算概要のNo.8、主な事業説明書の5-1ページを願います。

大仙市雇用助成金、予算額3,645万円、140万円の減であります。

特定財源として、雇用助成事業債3,620万円が充当されております。

事業の概要については、現在、地域の雇用状況は有効求人倍率が平成27年12月末

現在で、0.99と改善傾向であり、これを維持するためにも支援を継続いたします。

内容であります。雇用奨励助成金、地方創生助成金、若者定住促進雇用助成金、圏域雇用助成金の四つの制度を運用してまいります。

予算の大部分を占める「若者定住促進雇用助成金」については、これまでの「雇用促進助成金」から名称を改め、若者の定住促進を目標として運用してまいります。主な変更点は、雇用者の対象年齢を65歳未満から45歳未満に変更し、現状の雇用情勢に合わせた助成額に見直した他、あらたにAターン枠を新設しております。

また、花火産業構想アクションプランに基づき、花火創造企業に対する創業支援として、地方創生助成金を新設しております。雇用奨励助成金制度については助成額の変更はありませんが、Aターン枠を新設しております。

今後の方向性ですが、27年度の新規雇用からは、雇用奨励助成金制度と地方創生助成金を除いて対象年齢を引き下げ、また県外からのAターン枠を新設することで、定住人口の増加を目指した内容となっております。引き続き若年者雇用と継続雇用支援を充実させてまいります。

次に、予算概要のNo.9、勤労者福祉資金預託金、予算額5,000万円であります。

特定財源として、同預託金元金収入、現年度分が充当されております。

事業の概要については、東北労働金庫大曲支店へ5,000万円を預託し、労働金庫が労働者に対する通常融資のほか、勤労者生活支援特別融資制度、国の職業訓練受講者向けの支援融資などを行っております。

労働者に対する融資の一部資金として預託し、貸付環境を整備することにより、労働者の生活向上及び福祉増進に寄与しており、労働者に対する融資の円滑化のために継続してまいります。

次に、企業対策に関する主な事業の予算につきましてご説明致します。

予算概要のNo.10、企業誘致対策費、事業費376万1千円、18万3千円の減であります。特定財源として、採石業者登録移譲事務交付金1万8千円を見込んでおります。

事業の概要については、企業誘致活動に要する各種経費を計上しており、企業信用調査のための経費、当常任委員会の皆様からも出席頂いている首都圏企業懇話会の開催経費、また、秋田県企業立地事務所への職員派遣を行い、全県単位での企業動向の把握や県外の企業情報の取得、県合同による企業訪問など、県と連携を取りながら活動してまいります。

今後の方向性ですが、市町村合併以来、24件の新規操業、事業規模拡大があり、これらの設備投資で85億6,881万円、雇用面では延べ285人など、地域経済への効果があったものと思っております。

平成27年度の実績としては、新規操業は3件であります。1件目は西仙北地域土川のオリジナルテクノロジー株式会社で、東京クロージングの空き工場を活用し9月から主にオーダースーツのズボンを製造しています。2件目は、仙北地域大和田のアゼアス株式会社です。防護服の製造や研究を行う施設として大和田工業団地に「アゼアスデザインセンター秋田」を建設しており、現在操業準備を進めております。3件目は協和地域稲沢・台林の株式会社秋田バイオマスチップです。門脇木材の子会社として27年3月に設立しており、現在、木質バイオマス発電の燃料となるウッドチップを製造する工場を建設しており、平成30年から本格稼働する予定となっております。

この他、事業規模拡大の実績が3件（JUKI秋田精密、東電化工業、セイコーインスツル）あり、新規操業と併せて6件と市町村合併以来最多の実績となっております。

この他、工業団地や空き校舎等の市有財産を有効活用した操業を検討している3社と交渉中であり、今後も連絡を密に取りながら誘致実現、操業開始に向けて取り組んでまいります。

次に、予算概要のNo.11、企業雪対策支援事業費、予算額は、350万円、250万円の減であります。特定財源として、地域振興基金繰入金同額が充当されております。

事業の概要については、新規誘致企業や設備投資と雇用の増を行った企業に対し、除雪に係る経費を助成するもので、要件を満たす事業所の件数と想定請求額の試算により、予算額を減額しております。

この施策により、積雪地である本市における企業の円滑な操業を支援するとともに、事業のPRにより、更なる企業誘致の促進を図ってまいります。

次に、予算概要のNo.12、主な事業説明書は5-21ページ、企業新事業展開応援事業費補助金、予算額は、300万円、50万円の増であります。特定財源として、地域振興基金繰入金300万円が充当されております。

本事業は、あきた企業活性化センターの「あきた企業応援ファンド事業」の採択を受けた新製品開発や技術開発等を行う企業に対し、上乘せ補助を行うものです。これまで5件の実績があります。

本事業は企業誘致に対する支援にシフトするため、平成26年度採択分への補助金交

付をもって廃止することとしておりますが、対象案件である株式会社宮腰精機ですが、26年度第3期（27年3月）の採択、27年度の事業実施、県の審査交付の手続きが28年4月以降になるため、市の補助分を予算措置するものでございます。

なお、この交付をもって本事業は終了となります。

次に、予算概要のNo.13、主な事業説明書の5-24ページをお願いします。

花火産業構想推進事業費、予算額は、8,293万2千円、7,393万2千円の増であります。

本事業は、昨年7月に議決いただいた補正予算により中沢工業団地の造成工事を行っているもので、秋田振興建設株式会社に工事発注し、平成27年9月に着工、平成28年7月完了予定の2カ年継続事業となっております。予算は継続費の内、平成28年度分を計上するものであります。

造成後は(株)花火創造企業により花火工場を整備することとしており、年内に工場を完成させ、平成29年4月から本格操業する予定と伺っております。

以上で、平成28年度一般会計予算における企業対策課所管事業の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 新規に製品の開発どが、今のはもう、県の関係のやつはやらねっという話だども、市単独で前なんかその商品開発みたいなあの支援事業あったような気がするんだけど、今あるのかな。

○委員長（後藤 健） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） 商品開発というか、研究費の一部は、この上乗せ補助だと思います。市単独で補助してましたのは、製造業の分野が非常にこう、リーマンショックとかいろんなことで、落ち込んでいた時に従業員のスキルアップを図るための研修費、本当に額としては小さかったんですけども、それを市単独で応援していたということがございます。研究費の一部というのは、今の宮越精機の分、最後になりますけれども。

○14番（金谷道男） 県も止める。

○企業対策課長（小野地洋） いや、県は続けます。市の上乗せは、新規誘致が、案件が続いてますので、そちらの方に振り向けるという方針でおります。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） ソフト開発に取り組んでいる人が、支援事業がねえがというようなこと、ちょっと言われだっげがら、これかなど思ったども、それはもう終わるという話で、県との話しだけ残るということだな。

○委員長（後藤 健） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） 県の活性化センターなどで行っておりますけれども、その審査がやっぱり、大学の教授とか、いわゆる工業分野の専門家が審査を行い、その事業の妥当性とかですね、成果とか、きちんと見るということで、なかなか市単独では支援する気持ちはあっても中々、お金の面ももちろんですが、技術的な審査の方の専門性といえますか、そちらの方で中々公平性が取れないので、県の上乗せということで行っております。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

これで農林商工部所管分、議案第102号についての質疑は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（後藤 健） 次に、請願第9号「TPP交渉に関する請願」を議題といたします。本件に関して、意見や質疑はありませんか。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 私は、TPPの意見書提出することをお願い申し上げます。

一つは、私達この大仙市は基幹産業、農業ということに対して、反対する意図が無いと、それから今大筋合意だとかという中であるけれども、出来る限りこれについて並行していかなければ駄目だと思っております。もう一つは、私どもはこのTPPに対して議員一丸となって意見書も提出しておるし、そういうことからして、これは私個人ですけれども意見書を出すべきということで皆さんの賛同も得ながら意見を述べさせていただきます。

○委員長（後藤 健） ほかに意見ある方。橋村委員。

○12番（橋村 誠） 個人的には賛成だ。これからの農業というのは今までどおりのことやってでは、いつも同じようなことやってるがら、少し思い切ってTPPに参加して自分達でやれるものはやるという、それくらいの気概を持たなければ、これからの農業は段々駄目になっていくと思うんだよ。俺は採択でござねど思う。

○委員長（後藤 健） はい、秩父副委員長。

○副委員長（秩父博樹） 私自身も橋村さんに賛同します。

巨大な経済移転が出来る方向だと思います。なんでも変化する時というのはやっぱりいろんな問題があるわけで、ただ今までどおりやっていたら日本の農業はそれこそ悪い方向に向かって、自分はそう思います。補助金駄目だっただけはいわねけど、ただ補助金に頼りすぎるのも駄目だと思うし、そこを強くしていくためには、今までみたいな鎖国性みたいなやつじゃなくて、マーケットを広く考えると、その中で戦っていくべきだと思うので、自分はこれを出すのには反対です。

○委員長（後藤 健） 採択、不採択、ともに意見が出ておりますけれども、ほかに。

はい、金谷委員。

○14番（金谷道男） 請願の1については、まったくこの通りだと思います。だからといって、イコール2については、それはその内容によってだと思うので、私は、願意は部分的には認めるとも、意見書は出す必要ないと思います。

○委員長（後藤 健） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 暫時休憩いたします。

午後 4時21分 休 憩

.....
午後 4時24分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

それではお諮りいたします。

本件は挙手により採決します。本件に賛成の方は挙手願います。

（ 賛成少数 ）

○委員長（後藤 健） 賛成少数であります。よって本件は、不採択すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） 次に、陳情第42号「労働時間と解雇の規制強化を求める陳情」を議題といたします。本件に関して、意見や質疑はありませんか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 採択というご意見があります。ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) お諮りします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました請願第42号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思います。

(事務局が意見書案を配付)

○委員長(後藤 健) ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) 特にないようでございますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいま協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長(後藤 健) 次に、陳情第43号「全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑はございませんか。はい、渡邊委員。

○19番(渡邊秀俊) 地方創生云々と騒がれてる時に、首都圏と田舎の方の賃金の格差が開きっ放しというのはいかがかと思いますので、これについては採択。

○委員長(後藤 健) 採択という意見が出ましたが、ほかに発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) なければ、質疑等を終結いたします。

それでは、お諮りします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました請願第43号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思います。

（事務局が意見書案を配付）

○委員長（後藤 健） ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 特にないようでございますので、この意見書案のとおりいたします。

ただいま協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長（後藤 健） これで、農林商工部所管の議案審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後 4時41分 休 憩

.....

午後 4時46分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

審査に入る前に、本日の会議時間は、議事の都合により、午後6時まで延長いたします。ご協力をお願いします。

それでは、審査に入ります。

議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。加賀谷農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 農業委員会事務局の加賀谷でございます。

お疲れのところよろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、お詫び申し上げます。当初予算概要の記載に一部誤りがありました。お手元に訂正後の当初予算概要を差し上げておりますので、何卒、差し替えくださるようお願いいたします。

願い申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

今後、提出する際には再度チェックを重ね、このようなことがないようにいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日出席の職員をご紹介します。総務班班長佐藤参事でございます。農地班班長工藤参事でございます。

説明の前に、少し時間をいただき御礼申し上げます。

1月8日に開催されました、農業委員との新春懇談会の際には、委員長はじめ委員の皆様からご出席をいただき、誠にありがとうございました。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、私から、議案第102号「平成28年度一般会計当初予算」農業委員会事務局所管の予算についてご説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

平成28年度当初予算概要、訂正後の当初予算概要の農業委員会事務局をご覧くださいと思います。

ご存じのように農業委員会予算は、事務費や負担金でありますので、この当初予算概要にてご説明申し上げます。

はじめに、6款1項1目1事業、農業委員会委員報酬、西仙北選挙区が選挙定数5名に対して2名の欠員となっておりますので、選挙委員定数40名に対し38名と市長が選任した委員7名と合わせて45名の委員報酬2,691万6千円であります。

報酬の内訳といたしましては、会長が月額61,500円、会長職務代理者が月額53,000円、委員が月額49,500円の43名分となっております。

次に、6款1項1目10事業、農業委員会費事務費、農業委員会の一般事務に係る経費で、461万4千円であります。前年度より、133万5千円の減となっております。

減の理由といたしましては、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、委員の選挙制度が廃止となり、農業委員選挙人名簿登載申請事務を行わないこととなりました。

このことにより印刷費及び郵便料が減となったものが主なものであります。

旅費については、農業委員が総会や農地、農政及び広報専門委員会へ出席した際の費用弁償と職員旅費217万6千円であります。

その他需用費については、農業委員会だより年2回発行の印刷費及び消耗品費等が主なもので、243万8千円であります。

この事業には、県からの委託金であります権限移譲事務交付金 6 4 万 3 千円が充当されます。

次に、6 款 1 項 1 目 1 1 事業、会長交際費、予算額は、1 1 万 3 千円で、前年度と同額であります。主な支出は慶弔費であります。

次に、6 款 1 項 1 目 1 2 事業、農業者年金事務経費、予算額は、2 1 8 万円で前年度と同額となっております。農業者年金基金からの委託事業であります。

旅費については、年金加入推進にかかる委員の先進地研修費が主なもので、1 5 0 万 4 千円であります。

その他需用費等については、年金加入推進のリーフレット及び消耗品等の購入と郵便料等で 6 7 万 6 千円であります。

この事業には、財源として、農業者年金基金からの業務委託費 2 1 8 万円で充当されます。

次に、6 款 1 項 1 目 1 3 事業、機構集積支援事業費、この事業は、農地法に基づく事務の適正実施、農地の有効利用促進及び広域的農地利用調整の活動と、遊休農地の所有者の農地利用の意向確認などの事業で、国からの 1 0 0 % 補助事業であります。

予算額は、2 4 1 万 6 千円で前年度比較では、2 5 4 万 5 千円の大幅減となっております。予算減の理由といたしましては、農地の一筆毎の確認及びその農地の農家の意向調査について、1 0 a 以上の耕作者を対象に今年度実施したところであります。今年度実施できなかった、1 0 a 以下の耕作者、市外在住者及び法人の意向調査等を実施する予定としておりますが、調査件数が大幅に減ることにより減となるものであります。

内訳といたしましては、旅費については、農地法許可申請に係る調査及び農地利用状況調査等に関するもので、5 2 万 6 千円であります。

総会議事録作成業務委託料は、4 1 万 5 千円であります。

その他需用費等については、農地の利用についての意向調査に係る印刷費、各種消耗品費、郵便料及び農地台帳システム保守委託料 9 ヶ月分で 1 4 7 万 5 千円であります。

この事業には財源として、機構集積支援事業費補助金 2 4 1 万 6 千円が充当されます。

次に、6 款 1 項 1 目 1 6 事業、農地情報管理システム運用経費、農地台帳システムの保守業務委託料一般会計分の 3 ヶ月分と、南外地域の農地地図情報システムの保守業務委託料で 3 3 万 8 千円あります。

次に、6 款 1 項 1 目 1 7 事業、農地保有合理化促進事業費、予算額は、1 4 万 7 千円

で、前年度同額であります。

この事業は、秋田県農業公社と農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の効率的及び計画的な集積を図るため、利用調整会議出席者の費用弁償や嘱託登記に係る経費であります。

旅費については、農業委員が農用地利用調整会議出席への費用弁償 9 万円であります。

役務費については、農地利用集積関係書類の送付に係る郵便料 5 万 7 千円であります。

この事業には、秋田県農業公社から農地保有合理化促進事業費等業務委託費として、10 万円が充当されます。

次に、6 款 1 項 1 目 50 事業、農業委員会費負担金、農業委員会関係団体への負担金であります。

予算額は、秋田県農業会議等負担金 132 万 2 千円、秋田県都市農業委員会会長会負担金 4 万円、県南地区農業委員会会長会負担金 7 万 7 千円、合計で、143 万 9 千円あります。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、一括で行います。

これで、農業委員会所管の議案審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。ご苦労様でした。

午後 5 時 00 分 休 憩

.....
午後 5 時 19 分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

議案第 90 号「平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）」をふたたび議題といたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第102号「平成28年度大仙市一般会計予算」をふたたび議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤 健） 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件について、お諮りいたします。

お手元に配付しました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された事件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

二日間にわたり、大変お疲れ様でした。

午後 5時20分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 後 藤 健